

消 防 年 報

(令 和 7 年 度 版)



宮崎市消防局

は じ め に

消防年報（令和 7 年度版）をここに刊行いたします。

本書は、宮崎東諸県広域市町村圏（宮崎市、国富町、綾町）の消防現況及び消防業務に関する事項を収録し、消防行政の合理的な運営と市民の皆さんに消防事情を紹介するために編集したものです。

令和 7 年 7 月

宮崎市消防局

本書を利用される方へ

1 本書は、原則として令和 6 年（令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月）又は令和 6 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）の統計資料を掲載しましたが、更に利用者の便を考慮しておおむね過去 5 年間の資料も併せて掲載しました。

2 統計表中「年」とあるのは、年間（1 月～1 2 月）、「年度」とあるのは、年度（4 月～翌 3 月）の事実を示しています。

なお、平成 3 1 年 1 月～4 月、令和元年 5 月～1 2 月の事実については、「令和元年」という表記で、平成 3 1 年 4 月～令和 2 年 3 月の事実については、「令和元年度」という表記で統一しています。

また、調査時点の必要なものについては統計表の右上又は頭注に示しています。

「－」 皆無又は該当事実の無いもの

「…」 事実不詳又は資料のないもの

「0」 該当数を四捨五入した結果、単位未満に満たないもの

「△」 減少又は負数

管内統計概要		
--------	--	--

管内人口・世帯数・面積	市町名	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（k m ² ）
	宮崎市	392,274	202,553	643.57
	国富町	18,143	9,056	130.63
	綾町	6,722	3,200	95.19
	合 計	417,139	214,809	869.39

（住民基本台帳 令和7年4月1日現在）

職員数	総 数	消 防 吏 員			吏員外職員
	条例定数 360 名	吏 員	（うち再任用）	（うち女性吏員数）	10 名
	実員総数 361 名	351 名	6 名	11 名	（うち再任用 0 名）

（令和7年4月1日時点）

予算・機構・消防団	消 防 予 算	機 構		消防団員数
	6,012,505 千円 （令和7年度当初予算）	消防局 1 分 署 1	消防署 2 出張所 6	条 例 定 数 2,493 名 実 員 数 2,271 名

（令和7年4月1日時点）

車 両	ポンプ・タンク車	特殊車両	救急車	その他車両	消防団車両
	ポンプ車 4 台 タンク車 8 台	梯 子 車 2 台 化 学 車 2 台 救助工作車 2 台 補 給 車 1 台	高規格救急車 14 台	57 台 （うち緊急車両 35 台）	ポンプ車 15 台 積 載 車 120 台 タンク車 5 台 そ の 他 3 台

（令和7年4月1日時点）

火災・救急・救助	火 災 件 数	救 急 件 数	救 助 件 数
	101 件	22,785 件	89 件
	火 災 種 別	救 急 種 別	救 助 種 別
	①建 物 火 災 56 件 ②車 両 火 災 7 件 ③林 野 火 災 6 件 ④その他の火災 32 件	①急 病 15,252 件 ②一般負傷 3,329 件 ③交通事故 1,159 件 ④転院搬送 2,081 件 ⑤そ の 他 964 件	①交 通 事 故 34 件 ②水 難 事 故 14 件 ③火 災 事 故 6 件 ④機械等による事故 3 件 ⑤建物等の事故 1 件 ⑥自 然 災 害 2 件 ⑦その他の事故 29 件

（令和6年中）

消防水利	消火栓	防火水槽	その他（プール等）	合計
	5,338	1,265	186	6,789

（宮崎市のみ令和7年4月1日時点）

予 防	市町名	防火対象物	危険物施設設置状況		
			製造所	貯蔵所	取扱所
	宮崎市	17,009	2	482	316
	国富町	856	-	25	27
	綾町	352	-	5	10

（令和7年3月31日時点）

消 防 年 報 (令 和 7 年 度 版)

も く じ

◆ 総 括	7	職員の勤務体制	39
宮崎市の概要	9	1 毎日勤務	39
1 沿革	9	2 交替制勤務	40
2 位置及び位置図	9	3 勤務サイクル	41
消防の沿革	10	4 再任用職員	41
名称・所在地・管轄区域	17	職員の安全衛生等	42
1 消防本部	17	1 安全・衛生管理	42
2 消防署	17	2 消防職員委員会	42
3 その他の施設	17	3 健康管理	43
広域消防体制	18	公務災害・通勤災害	44
消防施設概要表	19	1 令和6年度公務災害等発生状況	44
組織機構図	20	2 過去5年間の公務災害等発生状況	44
消防局の事務分掌	21	◆ 警防編	45
◆ 総務編	27	消防体制	47
消防財政	29	1 消防隊出動状況	47
1 令和7年度当初予算の概要	29	2 応援協定	48
2 広域消防における予算の概要	29	消防装備	49
消防職員	30	1 消防車両配備状況	49
1 消防職員の概要	30	2 救助資機材等配備状況	54
2 所属別・階級別職員数	31	消防水利	56
3 職員の採用と退職状況（過去5年間）	32	地域における防災対策	57
4 宮崎市の消防職員年齢別 ・勤務年数別構成	32	1 自主防災組織	57
5 年齢別・階級別職員数	33	2 訓練・研修	58
6 勤務年数別・階級別職員数	34	◆ 予防編	59
職員の研修	35	消防同意	61
1 総務省消防庁実務研修	35	消防用設備等の検査	61
2 消防大学校研修	35	予防査察	62
3 宮崎県消防学校研修	36	違反処理	62
4 救急救命士養成研修	37		
5 資格取得・特殊技能講習	37		
職員の手当	38		

防火・防災管理	6 3
1 概要	6 3
2 防火管理講習会及び防災管理再講習会	6 6
広報活動	6 7
1 概要	6 7
2 行事等	6 7
宮崎東諸県広域防災センター	6 9
1 概要	6 9
2 施設概要	6 9
3 職員構成	6 9
4 主な業務実績	6 9
5 設置率等	6 9
幼少年消防クラブ・婦人防火クラブ	7 0
1 幼年消防クラブ	7 0
2 少年消防クラブ（小学生）	7 2
3 少年消防クラブ（中学生）	7 4
4 宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会	7 4
予防行政協力団体	7 6
1 宮崎県消防設備協会宮崎支部	7 6
2 宮崎地区危険物安全協会	7 6
3 宮崎防火管理等協議会	7 6
4 ニシタチ・中央防火安全対策協議会	7 7
市町別・用途別防火対象物数	7 8
用途別中高層建築物数（宮崎市）	7 9
用途別中高層建築物数（広域 2 町）	8 0
市町別・用途別消防同意状況	8 1
署別・用途別査察実施状況	8 2
各種講習会・行事等実施状況	8 3
◆ 危険物規制編	8 5
危険物規制	8 7
1 危険物規制事務の概要	8 7
2 危険物施設の状況	8 8
3 危険物施設についての事務処理状況	8 9
4 危険物施設の事故発生状況	9 1
5 広報・講習会等	9 1
6 保安 2 法	9 1
7 火薬類取締法規制事務処理状況	9 1
8 液化石油ガス法規制事務処理状況	9 2

9 危険物施設設置状況	9 3
10 過去 5 年間の危険物施設設置廃止状況	9 4
11 屋外タンク貯蔵所保有状況	9 5
12 危険物施設立入検査状況	9 5
13 危険物施設事務処理状況	9 6

◆ 指令管制編 9 7

指令管制	9 9
1 指令管制業務の概要	9 9
2 1 1 9 番着信状況	9 9
3 口頭指導状況	1 0 0
4 避難行動要支援者・ 災害時要援護者情報管理状況	1 0 1
5 災害情報 E メール登録状況	1 0 1
6 消防情報支援システム	1 0 2
7 消防有線系統図	1 0 3
8 消防無線系統図	1 0 4
9 消防通信システムネットワーク	1 0 5

◆ 火災編 1 0 7

火災の概況	1 0 9
1 火災種別ごとの発生状況	1 0 9
2 焼損面積・焼損棟数	1 0 9
3 火災による損害額	1 1 0
4 火災の出火原因	1 1 0
5 死傷者の発生状況	1 1 1
6 月別火災発生状況	1 1 1
7 曜日別火災発生状況	1 1 2
8 時間別火災発生状況	1 1 2
過去の火災発生状況の推移	1 1 3
1 市町別火災件数推移	1 1 3
2 火災種別の発生件数推移	1 1 3
3 過去 5 年間の出火原因の推移	1 1 4
4 火災件数と損害額推移	1 1 4
5 住宅火災について	1 1 5
火災件数・損害等の前年比較	1 1 6
年別・月別件数・損害額の推移	1 1 7
覚知別件数割合	1 1 8

宮崎市消防団分団地区別火災件数	1 1 8
出火原因別損害額状況	1 1 9
損害額1,000万円以上の火災	1 2 0
過去10年間の死傷者発生状況	1 2 0
年別死者発生状況	1 2 1
火災件数の推移	1 2 2

◆ 救急編 1 2 5

救急統計	1 2 7
1 救急活動概況	1 2 7
2 事故種別出動状況	1 2 8
3 事故種別搬送人員状況	1 2 8
4 傷病程度別搬送人員状況	1 2 9
5 救急隊別出動状況	1 2 9
6 年齢区分別搬送人員状況	1 3 0
7 搬送病院別搬送人員状況	1 3 0
8 宮崎市消防局管内における宮崎県 ドクターヘリコプターの連携活動実績	1 3 1
9 応急手当普及啓発活動状況	1 3 1
10 救急統計（資料編）	1 3 2
（1）市町別出動・搬送人員状況	1 3 2
（2）月別出動・搬送人員状況	1 3 3
（3）時間別出動・搬送人員状況	1 3 4
（4）救急隊別出動件数	1 3 5
（5）覚知別出動件数	1 3 5
（6）曜日別出動件数	1 3 6
（7）現場到着所要時間別出動件数	1 3 6
（8）傷病程度別搬送人員	1 3 7
（9）年齢別搬送人員	1 3 7
（10）収容所要時間別搬送人員	1 3 7
（11）医療機関別搬送人員	1 3 8
（12）診療科目別搬送人員	1 3 8
（13）応急処置状況	1 3 9

◆ 救助編 1 4 1

救助統計	1 4 3
1 救助活動状況	1 4 3
2 月別救助出動件数	1 4 4
3 過去10年間の救助出動件数	1 4 4
4 過去5年間の救助人員	1 4 5
5 事故発生場所別救助人員	1 4 5
6 地区別救助出動件数	1 4 6
7 管区別の救助事故発生件数	1 4 6

◆ 消防団編 1 4 7

宮崎市消防団配置図	1 4 9
消防団の沿革	1 5 0
消防団の組織体制	1 5 4
1 消防団の概要	1 5 4
2 消防団機構図	1 5 4
消防団員の身分等	1 5 5
1 消防団員の年額報酬	1 5 5
2 消防団員の出動報酬	1 5 5
3 消防団員の公務災害補償制度	1 5 6
4 退職報償金支給制度	1 5 6
5 家族功労金支給制度	1 5 6
6 消防団員の共済・年金制度	1 5 7
分団別消防団員数及び消防自動車	1 5 8
入団・退団状況	1 5 8
消防団員の階級別年齢構成	1 6 0
消防団員の分団別年齢構成	1 6 0
消防団員の階級別勤続年数構成	1 6 1
消防団員の分団別勤続年数構成	1 6 1
消防団員の職業構成	1 6 2
消防団員の就業形態	1 6 2
広域消防団の現勢	1 6 2

総

括

宮崎市



市長 きよやま とものり
清山 知憲



消防局長 えいふく かずひろ
栄福 和宏



消防団長 たかはし まさひさ
高橋 昌久

宮崎市の概要

1 沿革

宮崎市は、日向灘に臨む宮崎県の中央部にあり、青い海と空、四季折々の花や緑に彩られ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた南国情緒あふれる「太陽と緑」の都市です。

本市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町及び大宮村の廃置分合によって市制を施行し、その当時は、面積45.15km²、人口42,920人でした。

その後、市の発展とともに、昭和7年4月に檳村を、昭和18年4月に赤江町をそれぞれ編入合併しました。また、現行地方自治法施行後の昭和26年3月に倉岡、瓜生野、木花、青島の4村を編入合併し、さらに町村合併促進法施行後の昭和32年10月に住吉村を、昭和38年4月に生目村を編入合併し、平成10年4月には「中核市」となり、自然と調和し健康・文化・産業をはぐくみ魅力ある都市の更なる実現に向けて、様々な行政施策を展開して参りました。

このような中、平成18年1月に宮崎市近隣の佐土原町、田野町、高岡町を、平成22年3月に清武町を編入合併し、現在、面積643.57km²、人口約40万人の県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げています。

2 位置及び位置図

方位	地 点	緯度・経度
極東	佐土原町下富田	東経 131° 30' 21"
極西	高岡町内山西和石	東経 131° 11' 21"
極北	佐土原町上田島巨田	北緯 32° 03' 57"
極南	大字内海	北緯 31° 43' 16"
距離	東西 29.9 km 南北 38.3 km	



消防の沿革

昭和 7 年 10 月	本町通（現在の橘通東一丁目 9 番地）に宮崎市常備消防部が設置され、部長以下 19 人と消防車 2 台を配備した。
昭和 8 年 5 月	常備消防部に火災報知専用電話を設置し、火災の時は「火事」と電話をすれば常備消防部に通じることとなった。
昭和 12 年 4 月	北詰め所と南詰め所に運転手と消防手を 1 人ずつ常時勤務させることとした。
昭和 14 年 4 月	宮崎県が警防団令施行細則を制定、宮崎市消防組を宮崎市警防団と改称。
昭和 23 年 3 月	7 日 消防組織法が施行された。 初代消防長に進藤琢一氏が就任した（助役兼務）。
昭和 23 年 4 月	初代消防次長に長友休右衛門氏が就任した。 市常備消防部内に宮崎市消防本部を設置した。
昭和 23 年 6 月	市常備消防部が宮崎市消防署に昇格した。
昭和 23 年 8 月	消防団令の公布により、宮崎市消防団が発足した。
昭和 23 年 10 月	第 2 代消防長に日高与三郎氏が就任した。
昭和 25 年 12 月	新消防庁舎が南広島通りに完成し、市消防本部及び消防署が移転した。
昭和 28 年 12 月	水難用救助艇を消防署に配備した。
昭和 29 年 12 月	消防署勤務消防司令 串間清が火災出動中殉職した。
昭和 33 年 4 月	第 3 代消防長に池田聖氏が就任した。
昭和 33 年 10 月	自治体消防 10 周年記念式典が宮崎県公会堂で開催された。
昭和 33 年 12 月	第 2 代消防次長に矢野清氏が就任した。 消防本部に課制を採用し庶務、警防、予防の 3 課制とした。
昭和 34 年 4 月	中短波無線機を 2 台消防署に配備した。
昭和 34 年 10 月	第 4 回九州地区消防操法大会が県営グラウンドで開催された。
昭和 35 年 4 月	消防署北派出所（江平町、後に名称を江平出張所と改める）の落成式を行った。 （中央分団 4 部が同居）
昭和 36 年 3 月	初めてののはしご付消防自動車（18m）を配備した。
昭和 39 年 4 月	救急業務を開始した。
昭和 39 年 8 月	新市庁舎を上野町に建設。市消防本部及び消防署が移転した。
昭和 39 年 12 月	初めての救急車（シボレー）を配備し、本格的な救急業務を開始した。
昭和 42 年 8 月	大淀地区に南出張所（後に名称を大淀出張所と改める）を開設し防災体制の充実を図った。
昭和 43 年 3 月	初めての化学車を配備した。
昭和 44 年 6 月	隣接の佐土原町、高岡町の 2 町と救急業務協定を結び、覚書に調印した。

昭和 44 年 12 月	市中央部の消防力強化のため別府町に中央出張所（後に名称を別府出張所と改める）を開設した。
昭和 46 年 2 月	32m級はしご付消防ポンプ車を配備。高層火災の防御態勢の強化を図った。
昭和 46 年 9 月	第 4 代消防長に花岡満明氏が就任した。
昭和 47 年 4 月	救急指令装置及び自動交換装置を指令室に設置した。 南分署を月見ヶ丘 2 丁目に開設し、組織の強化を図った。
昭和 48 年 4 月	第 3 代消防次長に須本康生氏が就任した。 隣接の清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町を含む 1 市 6 町の広域消防業務が発足した。
昭和 49 年 3 月	初めての救助工作車を配備した。
昭和 49 年 4 月	機構改革により南分署を南消防署に昇格し、北・南の 2 署制とした。また、市南部地区の消防力強化のため青島地区に青島出張所を、広域消防に伴い北部、西部、南部の 3 出張所を開設した。 これにより 1 消防本部、2 消防署、7 出張所となった。
昭和 49 年 4 月	第 4 代消防次長に笹岡正美氏が就任した。 予防課に危険物係を新設した。
昭和 50 年 1 月	機構改革により特別救助隊を発足、救助体制の充実を図った。
昭和 50 年 9 月	総務課に企画係を新設した。
昭和 51 年 8 月	第 5 代消防長に永山義男氏が就任した。
昭和 52 年 4 月	消防本部の名称を「宮崎市消防局」と改めた。
昭和 52 年 5 月	北消防署勤務消防司令補 松山昌広が救助訓練中殉職した。 南消防署管内の消防力強化のため大塚出張所を開設した。これにより 1 消防本部、2 消防署、8 出張所となった。
昭和 53 年 11 月	西部出張所に訓練場が完成した。
昭和 54 年 4 月	新しい南消防署の庁舎が竣工した。
昭和 54 年 9 月	無線の不感地区解消のため無線中継局が完成し運用を開始した。
昭和 55 年 3 月	屈折はしご付消防車（20m級）を南消防署に配備、消防力強化を図った。
昭和 55 年 4 月	第 5 代消防局次長に谷口富士男氏が就任した。
昭和 56 年 2 月	新庁舎が和知川原一丁目に竣工し、消防本部と北消防署が同庁舎に移転した。同時に機構改革により江平出張所を廃止、1 消防本部、2 消防署、7 出張所となった。
昭和 56 年 10 月	第 6 代消防局次長に尾関克巳氏が就任した。 宮崎自動車道の開通に伴い、南消防署に高速救急隊が発足した。
昭和 57 年 10 月	清武町の L S I 加工工場で火災が発生し、33 億円の損害が発生した。

昭和 58 年 4 月	第 6 代消防局長に堀口隆信氏が就任した。 第 7 代消防局次長に小田文朗氏が就任した。 北消防署北部出張所を佐土原町下那珂に竣工し、移転した。 総務課の企画係と経理係を廃し、消防団係を新設した。 予防課の調査係と危険物係を廃し、保安係を新設した。 警防課の機械係を廃止するとともに、警備係を警防係に改めた。
昭和 58 年 6 月	北消防署、南消防署に査察係を新設し、専従の査察業務を行い予防行政の充実を図った。
昭和 59 年 6 月	市東部の消防力強化のため、別府出張所を廃止し、吉村町に北消防署東分署を開設した。これにより 1 消防本部、2 消防署、1 分署、6 出張所となった。
昭和 60 年 7 月	南消防署勤務消防司令補 串間信一が堀切峠林野火災で消火活動中殉職した。
昭和 61 年 3 月	救急業務用地図検索装置を指令室に導入した。
昭和 61 年 4 月	第 8 代消防局次長に鍋倉弘氏が就任した。
昭和 62 年 3 月	南消防署大淀出張所庁舎を大坪町に竣工し、移転した。
昭和 63 年 3 月	はしご付消防自動車（30m級）を購入し、東分署に配備更新した。
	東分署の敷地内に宮崎東諸県広域防災センターが竣工した。
昭和 63 年 4 月	第 7 代消防局長に富田彰人氏が就任した。
平成元年 3 月	北消防署西部出張所庁舎を国富町嵐田に竣工した。
平成元年 4 月	第 9 代消防局次長に菊野拓美氏が就任した。 初めての水上バイクを北消防署東分署に配備した。
平成 2 年 3 月	南消防署南部出張所庁舎を清武町沓掛に竣工し、移転した。
平成 2 年 4 月	南消防署庁舎を本郷北方に竣工し、移転した。
平成 2 年 7 月	第 19 回九州地区消防救助技術指導会が当市で開催された。
平成 3 年 4 月	第 10 代消防局次長に富永政男氏が就任した。
平成 4 年 4 月	第 8 代消防局長に蛭原啓次氏が就任した。 第 11 代消防局次長に小原正彦氏が就任した。 緊急情報システムの仮運用を開始した。 消防職員定数を 251 人から 267 人に増員した。
平成 4 年 12 月	初めての高規格救急車を北消防署に配備した。
平成 5 年 3 月	屈折はしご付消防車（25m級）を東分署に配備した。
平成 5 年 4 月	改造高規格救急車を南消防署と東分署に配備した。 宮崎東諸県広域防災センターの所管を北消防署から総務課に変更した。
平成 5 年 11 月	緊急情報システムが本格稼働した。
平成 5 年 12 月	大淀、大塚、青島の 3 出張所を統合し、生目台東一丁目に庁舎を竣工し、中部出張所を開設した。これにより 1 消防本部、2 消防署、1 分署、4 出張所となった。

平成 6 年 4 月	第 9 代消防局長に伊豆凱夫氏が就任した。 警防課にあった通信指令係を指令室として独立させた。 警防課に救急救助係を新設した。 北・南消防署の査察係を廃し、予防課に査察係を新設した。 予防課の保安係を危険物係に改めた。
平成 7 年 2 月	旧青島出張所を青島臨時救急出張所として開設し、救急業務を開始した。 これにより 1 消防本部、2 消防署、1 分署、5 出張所となった。
平成 7 年 4 月	消防職員定数を 2 6 7 人から 2 8 0 人に増員した。
平成 7 年 11 月	耐震性貯水槽（1 0 0 トン）を千草児童公園に設置した。 青島救急出張所を開設した。
平成 8 年 3 月	初めての支援車を東分署に配備、災害対応多目的車を北消防署に配備した。
平成 8 年 4 月	第 1 0 代消防局長に後藤忠男氏が就任した。
平成 9 年 3 月	画像転送システムを設置、災害状況を関係機関へ配信可能となった。
平成 9 年 4 月	予防課の査察係を廃した。
平成 9 年 12 月	南消防署青島出張所庁舎を青島一丁目に移転新築、初めて仮眠室を個室とした。
平成 10 年 4 月	指令室を指令課と改めた。
平成 11 年 4 月	第 1 1 代消防局長に杉田眞敏氏が就任した。 第 1 2 代消防局次長に森紘喜氏が就任した。 消防職員定数を 2 8 0 人から 2 9 2 人に増員した。
平成 11 年 12 月	はしご付消防ポンプ車を購入、東分署に更新配備した。
平成 12 年 3 月	消防庁舎の耐震補強工事が完了した。 起震車を購入した。
平成 13 年 3 月	北消防署東分署の増改築を行い、仮眠室を個室とした。 宮崎市消防局ホームページを開設した。
平成 13 年 4 月	初めて女性消防吏員（1 名）を採用した。 消防署及び東分署の係を再編した。 ・警防係と庶務係を廃し、消防係と救急係を新設した。 ・両消防署の査察係と予防係を統合し、予防査察係を設置した。 出張所に消防係と救急係を設置した。（青島出張所を除く。）
平成 13 年 12 月	北消防署西部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。
平成 14 年 4 月	第 1 2 代消防局長に森紘喜氏が就任した。 第 1 3 代消防局次長に野中芳郎氏が就任した。 消防職員定数を 2 9 2 人から 3 0 0 人に増員した。 大淀救急研修所に嘱託職員を配置し、住民等を対象とした応急手当講習会等の研修体制を充実させた。

平成 14 年 11 月	北消防署の救急隊を 1 隊増隊した。
平成 14 年 12 月	消防本部南西に消防局附属棟を新築した。 南消防署南部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。
平成 15 年 4 月	年度末退職者数を年度初めに前倒し採用し、新規採用者は 1 年間を条例定数外として取り扱うこととした。
平成 16 年 3 月	北消防署北部出張所、南消防署中部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。
平成 16 年 4 月	第 1 3 代消防局長に本山三明氏が就任した。 第 1 4 代消防局次長に仲村秀文氏が就任した。 宮崎東諸県広域防災センターの所管を総務課から予防課に変更した。
平成 16 年 10 月	宮崎県防災救急航空隊発足に伴い、隊長 1 名、隊員 1 名を派遣した。
平成 17 年 4 月	消防職員定数を 3 0 0 人から 3 1 0 人に増員した。 予防課に査察指導係を新設した。
平成 17 年 9 月	台風 14 号が襲来し、本市に未曾有の災害をもたらした。
平成 17 年 10 月	北消防署の改築を行い、仮眠室を個室とした。
平成 17 年 1 月	飲料水兼用耐震性貯水槽（1 0 0 トン）を市総合福祉保健センター（花山手）に設置した。
平成 18 年 1 月	平成の市町村合併に伴い、消防事務受託町の佐土原町、高岡町、田野町を編入合併し、新たな枠組み（新宮崎市、清武町、国富町、綾町の 1 市 3 町）での広域消防事務がスタートした。
平成 18 年 4 月	第 1 4 代消防局長に新名典忠氏が就任した。 消防職員定数を 3 1 0 人から 3 2 2 人（実定数 3 1 6 人）に増員した。 指令課に指令第 3 係を新設し、勤務体制を 2 交替制から 3 部制に変更して夜間複数体制とした。 総務課に総務研修係を新設した。
平成 19 年 3 月	住吉救急出張所を開設し、消防吏員 1 0 名を配置した。 これにより 1 消防本部、2 消防署、1 分署、6 出張所となった。
平成 19 年 4 月	地域防災力の向上を図るため、消防出張所等に課長級を配置した。
平成 20 年 2 月	大淀救急研修所を宮崎市消防局応急手当研修センターに改称し、大塚台・生目台地域事務所内へ移転した。
平成 20 年 4 月	第 1 5 代消防局長に谷口康吉氏が就任した。
平成 20 年 7 月	複雑多様化する特殊災害や大規模災害時における人命救助に、より迅速・的確な対応を行うため、東分署に高度救助隊を新設した。
平成 21 年 4 月	第 1 5 代消防局次長に松山勝昌氏が就任した。 消防局次長を二人制（うち 1 名は南消防署長兼務）とした。 南消防署に訓練塔及び訓練研修施設を新築し、救助係を新設した。

平成 22 年 3 月	消防事務受託町の清武町と合併し、新宮崎市、国富町、綾町の 1 市 2 町による広域消防事務となった。
平成 22 年 4 月	第 16 代消防局長に帖佐伸一氏が就任した。 次長 1 名について南消防署長兼務から北消防署長兼務に変更し、第 16 代消防局次長（北消防署長兼務）に村崎満氏が就任した。 高度救助隊員のうち 6 名を、国際消防救助隊員に登録した。
平成 23 年 3 月	東日本大震災の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防局より 15 名が岩手県陸前高田市へ派遣された。
平成 24 年 4 月	第 17 代消防局長に横井吉隆氏が就任した。 第 17 代消防局次長に野田康文氏が、第 18 代消防局次長（北消防署長兼務）に宮田英樹氏が就任した。 北消防署と南消防署の予防査察係のうち 2 交替の係を廃し、予防指導係を新設した。 予防課に住宅防火対策推進室（嘱託員 4 名）を配置し、住宅用火災警報器の設置推進を図った。
平成 25 年 4 月	次長を二人制（うち 1 名は北消防署長兼務）から一人制（北消防署長兼務）とした。 予防課の危険物係を保安係に改めた。
平成 26 年 4 月	第 18 代消防局長に阪本満男氏が就任した。
平成 26 年 11 月	警防課の救急救助係を 2 名増員し、本部救急隊の運用を開始した。
平成 27 年 4 月	第 19 代消防局長に和田博文氏が就任した。 北消防署長兼務としていた次長の兼務を解き、第 19 代消防局次長に中原英二氏が就任した。 警防課の救急救助係を救急救助企画室に改め、救急救助体制の強化を図った。
平成 28 年 4 月	消防職員定数を 322 人から 325 人に増員した。 熊本地震の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防局より延べ 23 隊 113 名が熊本県へ派遣された。
平成 29 年 4 月	第 20 代消防局長に中原英二氏が就任した。 第 20 代消防局次長に岡田繁樹氏が就任した。
平成 29 年 7 月	九州北部豪雨の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防局より延べ 10 隊 48 名が大分県へ派遣された。
平成 30 年 4 月	第 21 代消防局長に岡田繁樹氏が就任した。 第 21 代消防局次長に杉村廣一氏が就任した。

平成 31 年 4 月	第 2 2 代消防局長に杉村廣一氏が就任した。 第 2 2 代消防局次長に魚本正宏氏が就任した。 消防職員定数を 3 2 5 人から 3 3 9 人に増員した。 指令課に情報管理係を新設した。
令和元年 12 月	警防課で運用していた本部救急隊を、北消防署において、北 2 救急小隊（日勤）として、運用を開始した。
令和 2 年 7 月	令和 2 年 7 月豪雨の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防局より延べ 2 1 隊 9 4 名が熊本県へ派遣された。
令和 3 年 4 月	第 2 3 代消防局次長に長友正氏が就任した。 消防局及び北消防署の庁舎移転に係る業務を推進するため、総務課に消防庁舎建設推進室を新設した。 警防課に車両装備係を新設した。 予防課の住宅防火推進室と宮崎東諸県広域防災センターを統合した。
令和 4 年 4 月	第 2 3 代消防局長に有水勇一郎氏が就任した。 第 2 4 代消防局次長に佐藤光夫氏が就任した。 北 2 救急小隊（日勤）を 2 4 時間体制として運用を開始した。
令和 5 年 2 月	トルコ・シリア地震の発生に伴い、国際消防救助隊の一員として宮崎市消防局より 1 名がトルコ共和国へ派遣された。
令和 6 年 8 月	日向灘沖を震源とする最大震度 6 弱の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表された。
令和 7 年 4 月	第 2 4 代消防局長に栄福和宏氏が就任した。 消防職員定数を 3 3 9 人から 3 6 0 人に増員した。 警防課の救急救助企画室を救急救助対策室に改めるとともに、日勤救急隊を新設し、救急救助体制の強化を図った。

名称・所在地・管轄区域

1 消防本部

名 称	所 在 地	管轄区域
宮崎市消防局	宮崎市和知川原一丁目 64 番地 2	宮崎市 国富町 綾町
総務課	〒880-0023 TEL.0985-32-4901	
警防課	TEL.0985-32-4903	
予防課	TEL.0985-32-4904	
指令課	TEL.0985-27-1119	

【宮崎市消防局 E-mail】

(E-mail) mzkshobo@city.miyazaki.miyazaki.jp

2 消防署

名 称	所 在 地	管轄区域
宮崎市北消防署	宮崎市和知川原一丁目 64 番地 2 〒880-0023 TEL.0985-32-4909	宮崎市の区域のうち、 大淀川以北と、国富町 及び綾町の全区域
東 分 署	宮崎市吉村町嶋田甲 744 番地 1 〒880-0841 TEL.0985-23-4111	
北 部 出 張 所	宮崎市佐土原町下那珂 12900 番地 234 〒880-0212 TEL.0985-73-2117	
西 部 出 張 所	東諸県郡国富町大字嵐田 2416 番地 1 〒880-1103 TEL.0985-75-4664	
住吉救急出張所	宮崎市大字芳士 62 番地 2 〒880-0123 TEL.0985-36-3119	
宮崎市南消防署	宮崎市大字本郷北方 3160 番地 1 〒880-0925 TEL.0985-53-0033	宮崎市の区域のうち、 大淀川以南の区域
中 部 出 張 所	宮崎市生目台東一丁目 2 番地 1 〒880-0942 TEL.0985-50-3148	
南 部 出 張 所	宮崎市清武町今泉甲 3609 番地 5 〒889-1602 TEL.0985-85-1183	
青 島 出 張 所	宮崎市青島一丁目 8 番 9 号 〒889-2162 TEL.0985-65-2397	

3 その他の施設

名 称	所 在 地	構成市町
宮崎東諸県広域 防災センター	宮崎市吉村町嶋田甲 744 番地 1 〒880-0841 TEL.0985-22-6468	宮崎市 国富町 綾町
宮崎市消防局応急 手当研修センター	宮崎市大塚台西二丁目 18 番地 1 〒880-2105 TEL.0985-62-4119	

広域消防体制

昭和48年4月、清武町・田野町・佐土原町・高岡町・国富町・綾町から消防に関する業務委託（消防団等の事務を除く）を受け、1市6町を管轄とする広域消防業務が1本部1署1分署4出張所（翌49年4月に1本部2署7出張所）の配置により開始しました。

その後、委託町である佐土原町、田野町及び高岡町を平成18年1月に、清武町を平成22年3月に合併し、広域消防業務の管轄区域は1市2町となりました。

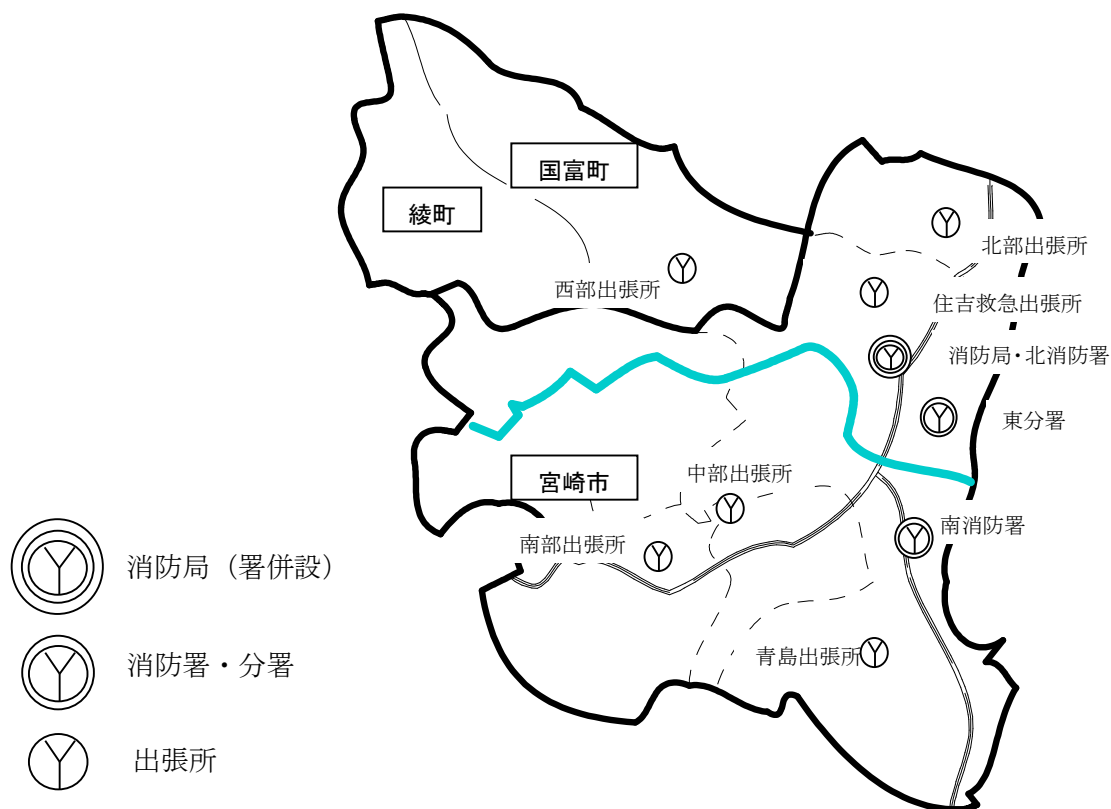
また、東分署の新設や出張所の新設及び廃止を経て、令和7年4月1日現在、1本部2署1分署6出張所を配置しています。

1 構成市町別人口、世帯数、面積

令和7年4月1日現在

市 町 名	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（km ² ）
合 計	417,139	214,809	869.39
宮 崎 市	392,274	202,553	643.57
国 富 町	18,143	9,056	130.63
綾 町	6,722	3,200	95.19

2 広域消防事務の管轄及び配置図

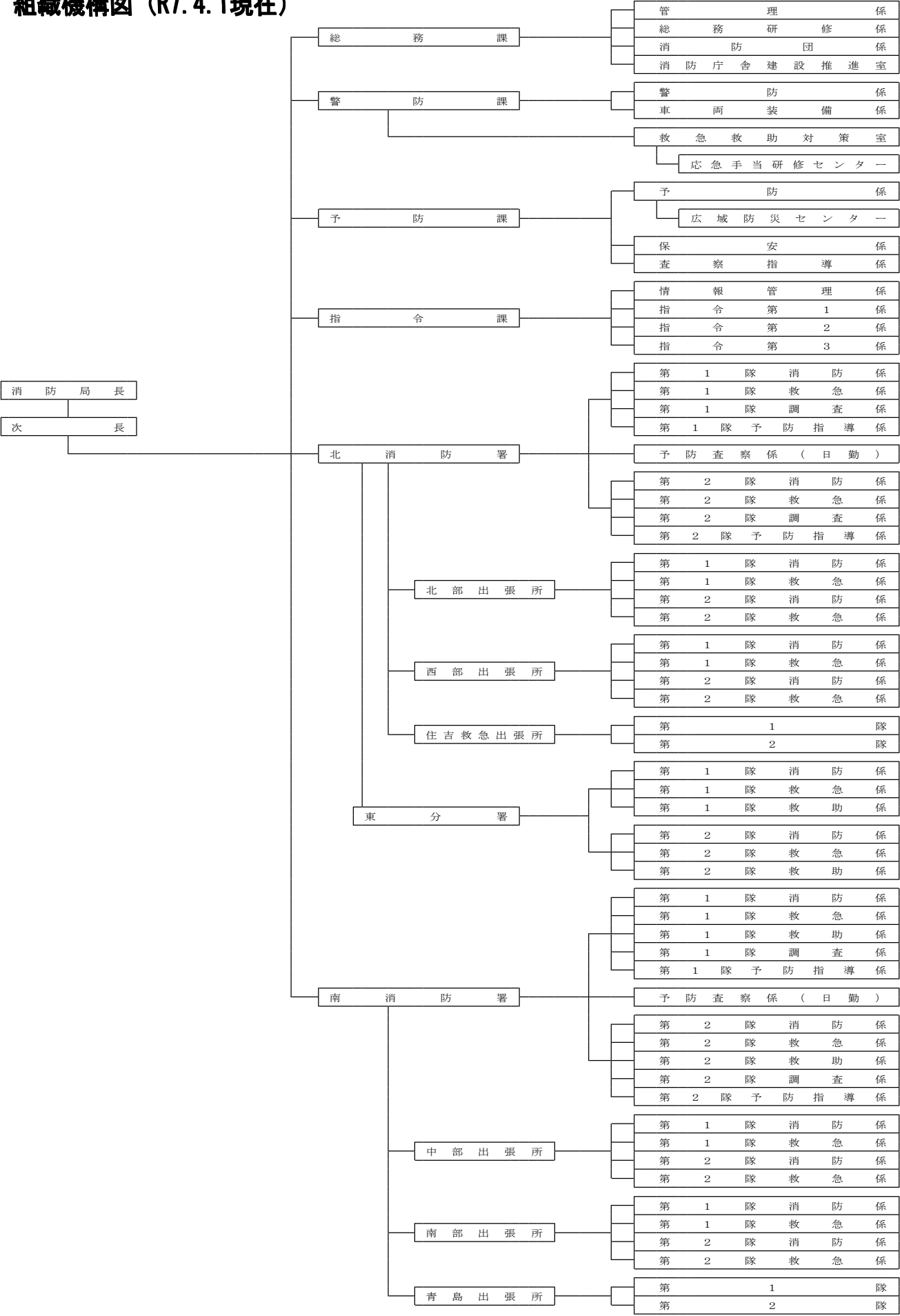


消防施設概要表

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	構造 階数	延面積 [敷地面積]	建築等 年月
宮崎市消防局 宮崎市北消防署	宮崎市和知川原 一丁目 64 番地 2	鉄筋コンクリート造 地上 4 階／地下 1 階	3,264 m ² [3,285 m ²]	S55.12
宮崎市消防局 附属棟	宮崎市和知川原 一丁目 47 番地	鉄骨造 地上 2 階	478 m ² [607 m ²]	H14.11
東分署 庁舎	宮崎市吉村町 嶋田甲 744 番地 1	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	1,252 m ²	S59. 5
訓練塔		鉄筋コンクリート造 地上 5 階	219 m ²	H13.3 増築 S59. 5
宮崎東諸県広域 防災センター		鉄筋コンクリート造 地上 6 階／地下 1 階	744 m ² [6,490 m ²]	S63. 3
北部出張所	宮崎市佐土原町下那珂 12900 番地 234	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	621 m ² [3,139 m ²]	S58. 3
西部出張所	東諸県郡国富町大字嵐田 2416 番地 1	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	643 m ² [5,455 m ²]	H 1. 2
住吉救急出張所	宮崎市大字芳士 62 番地 2	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	526 m ² [1,899 m ²]	H19. 3
宮崎市南消防署 庁舎	宮崎市大字本郷北方 3160 番地 1	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	1,838 m ²	H 2. 3
訓練塔		鉄筋コンクリート造 地上 5 階	494 m ²	H21. 3
訓練研修施設		鉄筋コンクリート造 地上 3 階	590 m ² [7,937 m ²]	H21. 3
中部出張所	宮崎市生目台東一丁目 2 番地 1	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	589 m ² [1,786 m ²]	H 5.12
南部出張所	宮崎市清武町今泉甲 3609 番地 5	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	669 m ² [4,669 m ²]	H 2. 3
青島出張所	宮崎市青島一丁目 8 番 9 号	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	842 m ² [1,839 m ²]	H 9.12
宮崎市消防局 応急手当研修センター	宮崎市大塚台西二丁目 18 番地 1 (大塚台地域事務所内)	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	1,018 m ² (うち使用面積 211 m ²) [3,139 m ²]	H 20. 2 移転

組織機構図 (R7.4.1現在)



消防局の事務分掌

消防局及び署所では、主に下記の事務を行っています。

＜総務課＞

1 管理係

- (1) 局内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送並びに保存に関すること。
- (3) 消防職員の福利、厚生及び保健に関すること。
- (4) 消防職員の給与及び退職手当に関すること。
- (5) 消防職員の諸手当に関すること。
- (6) 消防局に係る予算及び決算に関すること。
- (7) 消防職員の被服等貸与に関すること。
- (8) 財産及び物品の維持管理に関すること。
- (9) 公印の管守に関すること。
- (10) 委託消防（予算に係るものに限る。）に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。
- (12) 局内の他課及び課内の他係に属さないこと。

2 総務研修係

- (1) 消防職員の任免、異動、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 消防職員の研修に関すること。
- (3) 消防職員の衛生及び安全に関すること。
- (4) 消防職員の公務災害補償等に関すること。
- (5) 消防事務の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 消防組織に関すること。
- (7) 委託消防(予算に係るものを除く。)に関すること。
- (8) 消防長会に関すること。
- (9) 消防職員委員会に関すること。
- (10) 消防関係例規(消防団に係るものを除く。)に関すること。
- (11) 表彰に関すること。
- (12) 消防年報に関すること。

3 消防団係

- (1) 消防団員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 消防団員の給与に関すること。
- (3) 消防団員の教養及び訓練に関すること。
- (4) 消防団員の被服等貸与に関すること。
- (5) 消防団員の退職報償金、公務災害補償等に関すること。
- (6) 消防団員の福利、厚生及び保健に関すること。
- (7) 消防団員の表彰に関すること。
- (8) 消防関係例規(消防団に係るものに限る。)に関すること。
- (9) 消防団行事に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、消防団に関すること。(警防課に係るものを除く。)

4 消防庁舎建設推進室

- (1) 新たな消防庁舎の建設に関すること。
- (2) 現在の消防庁舎及びその敷地の今後のあり方の検討に関すること。

＜警防課＞

1 警防係

- (1) 消防及び水防並びにこれらの計画に関すること。
- (2) 気象及び水火災警報に関すること。
- (3) 消防隊(消防団を含む。)の運用及び調整に関すること。
- (4) 消防水利(附属施設を含む。)に関すること。
- (5) 非常招集及び相互応援に関すること。
- (6) 消防訓練に関すること。
- (7) 自主防災組織に関すること。
- (8) 避難及び救護に関すること。
- (9) 開発行為に係る協議及び同意に関すること。
- (10) 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

2 車両装備係

- (1) 消防機械、器具の整備、点検、修理及び取扱い指導並びに改良及び開発の研究に関すること。
- (2) 車両の安全運転管理に関すること。
- (3) 車両の事故処理に関すること。

3 救急救助対策室

- (1) 救急需要対策に関すること。
- (2) 救急、救助業務に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 救急業務その他救護に関すること。
- (4) 救急、救助統計及び報告に関すること。
- (5) 救急隊、救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (6) 救急、救命及び救助技術の研究に関すること。
- (7) 救急技術の指導及び救急知識の普及に関すること。
- (8) 医療機関等との連絡調整に関すること。
- (9) 救急、救助資器材に関すること。
- (10) 宮崎市消防局応急手当研修センターに関すること。
- (11) 緊急消防援助隊及び国際消防救助隊に関すること。

＜宮崎市消防局応急手当研修センター＞

- (1) 住民及び事業所に対する応急手当講習の実施に関すること。
- (2) 応急手当指導者に対する講習の実施に関すること。
- (3) 救急関連事業の従事者に対する講習の実施に関すること。

＜予防課＞

1 予防係

- (1) 建築同意事務に関すること。
- (2) 消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- (3) 防火管理者に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、建築物等の防火及び火災予防規制に関すること。
- (5) 火災予防対策及び広報に関すること。
- (6) 予防統計に関すること。
- (7) 宮崎東諸県広域防災センターに関すること。
- (8) 課内の予算に関すること。

2 保安係

- (1) 火災統計及び報告に関すること。
- (2) 火災原因及び損害等の調査に関すること。
- (3) 危険物の規制に関すること。
- (4) 指定可燃物の規制に関すること。
- (5) 危険物取扱保安に関すること。
- (6) 液化石油ガスの保安指導に関すること。
- (7) 危険物施設の予防査察に関すること。
- (8) 第3号から前号に定めるもののほか、危険物に関すること。
- (9) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること。

3 査察指導係

- (1) 査察計画に関すること。
- (2) 違反防火対象物等の査察及び違反処理に関すること。
- (3) 査察及び違反処理の指導に関すること。
- (4) 違反防火対象物等の強制執行、補償等に関すること。
- (5) 違反防火対象物の是正推進に関すること。
- (6) 課内の庶務に関すること。

＜宮崎東諸県広域防災センター＞

- (1) 消防職員及び消防団員の訓練に関すること。
- (2) 防火・防災管理者資格認定講習会に関すること。
- (3) 自衛消防組織の育成に関すること。
- (4) 自主防災倉庫の資機材の取扱いに関すること。
- (5) 住宅用防災警報器の普及推進に関すること。
- (6) 防災センターの庶務に関すること。

＜指令課＞

1 情報管理係

- (1) 消防指令業務の共同運用に関すること。
- (2) 消防通信施設の維持管理に関すること。
- (3) 消防緊急情報システムに関すること。（課内の他係に係るものを除く。）
- (4) 避難行動要支援者名簿情報に関すること。
- (5) 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

2 指令第一係、指令第二係、指令第三係

- (1) 火災、救急その他災害の出動指令に関すること。
- (2) 気象情報、災害情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) 消防通信の運用及び統制に関すること。
- (4) 消防通信施設の改善及び研究に関すること。
- (5) 消防緊急情報システムに関すること。（情報管理係に係るものを除く。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、指令事務に関すること。

＜北消防署・南消防署＞

1 消防係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 公印の取扱いに関すること。
- (3) 職員の服装及び規律に関すること。
- (4) 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- (5) 庁舎の維持管理及び営繕に関すること。

- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 消防隊の運用及び訓練に関すること。
- (8) 消防救助技術の調査研究に関すること。
- (9) 消防救助資機材の管理及び整備保全に関すること。
- (10) 交通事故の防止及び調査に関すること。
- (11) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (12) 署内の庶務及び署内の他係に属さないこと。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。
- (7) 救急搬送証明に関すること。

3 救助係（南署のみ）

- (1) 救助統計に関すること。
- (2) 救助業務に関すること。
- (3) 救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (4) 救助技術の調査研究に関すること。
- (5) 救助資機材の研究及び管理調整に関すること。
- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 救助報告及び各種災害調査に関すること。

4 調査係

- (1) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (2) 各種災害の調査及び報告に関すること。
- (3) 防火相談の受理及び調査に関すること。
- (4) 調査隊の技術向上に関すること。
- (5) 調査技術の研究に関すること。
- (6) 火災の統計及び報告に関すること。
- (7) 火災に係るり災証明に関すること。

5 予防指導係

- (1) 火災予防の広報に関すること。
- (2) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関すること。
- (3) 防火指導及び予防処置に関すること。
- (4) 自衛消防組織の育成指導に関すること。
- (5) 幼少年防火クラブ及び女性防火クラブの育成指導に関すること。

6 予防査察係

- (1) 統括防火管理及び統括防災管理に関すること。
- (2) 防火対象物の査察及び査察計画に関すること。
- (3) 消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- (4) 防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度並びにこれらに係る特例認定に関すること。
- (5) 違反防火対象物の処理に関すること。
- (6) 査察の統計及び報告に関すること。

- (7) 煙火消費に伴う検査及び立会いに関すること。
- (8) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に係るガス用品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等に関すること。

＜北消防署東分署＞

1 消防係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 職員の服装及び規律に関すること。
- (3) 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- (4) 庁舎の維持管理及び営繕に関すること。
- (5) 消防資機材の管理及び整備保全に関すること。
- (6) 交通事故の防止及び調査に関すること。
- (7) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (8) 火災予防の広報及び査察に関すること。
- (9) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関すること。
- (10) 署内の庶務及び署内の他係に属さないこと。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。

3 救助係

- (1) 救助統計に関すること。
- (2) 救助業務に関すること。
- (3) 救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (4) 救助技術の調査研究に関すること。
- (5) 救助資機材の研究及び管理調整に関すること。
- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 救助報告及び各種災害調査に関すること。

＜各出張所＞

1 消防係（住吉救急出張所は除く。）

署及び分署の消防係、調査係、予防指導係、救助係に準ずること。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。

総務編

消防財政

1 令和7年度当初予算の概要

令和7年度当初予算は、令和7年度を始期とする新たなまちづくりの指針「第六次宮崎市総合計画」において、より人口減少に焦点を当て、本市が喫緊に取り組むべき施策を取りまとめた「重点プロジェクト」の3つの柱【力強い経済への挑戦】【自立し、支え合う社会づくり】【未来のまちづくり】のほか、防災・減災対策等の強化、市役所改革・自治体DX・公民連携を推進する予算としました。

消防費においては、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震や全国各地で頻発する大規模な自然災害による被害を鑑みて、消防防災体制の充実を目指し、常備消防の強化はもとより、消防団や自主防災組織等の充実と連携強化を図るとともに、高まる救急需要に的確に対応するため、消防施設、設備等の充実や消防団の環境整備等に重点を置いたものとしました。

消防費の当初予算額は、6,012,505千円（対前年度比47.4%増）で一般会計予算195,000,000千円に占める割合は3.1%（前年度2.2%）となっております。

当初予算の推移

（単位：千円・%）

年度	一般会計 当初予算額 (a)	宮崎市と広域町の消防費当初予算額					比率 (b/a)
		総額 (b)	内 訳				
			常備消防費	非常備消防費	消防施設費	災害対策費	
令和 3	162,000,000	3,602,915	2,823,105	334,800	435,150	9,860	2.2
令和 4	168,000,000	3,860,970	2,893,340	376,300	581,500	9,830	2.3
令和 5	181,480,000	4,313,914	2,941,603	424,200	944,661	3,450	2.4
令和 6	184,000,000	4,078,498	2,970,351	377,900	724,317	5,930	2.2
令和 7	195,000,000	6,012,505	3,116,586	336,580	2,553,409	5,930	3.1

2 広域消防における予算の概要

昭和48年に発足した隣接6町（清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町）との広域消防体制は、平成18年1月1日の3町（佐土原町、田野町、高岡町）との合併、さらには平成22年3月23日の清武町との合併により、1市2町の新たな枠組みとなりました。

各町からの消防委託に係る負担金（消防団等の事務委託を除く）は、2町分の549,036千円で、当初予算額6,012,505千円に占める割合は9.1%（前年8.0%）となっており、常備消防費、消防施設費及び災害対策費に充当されます。なお、令和7年度から、消防局・北署消防署新庁舎整備に係る負担金の215,167千円（国富町133,755千円、綾町81,412千円）が含まれております。

消防委託に係る負担金の推移

（単位：千円・%）

年度	消防費(a)	消防委託費(b)	消防委託費内訳		比率 (b/a)
			国富町	綾町	
令和3	3,602,915	290,141	195,350	94,791	8.1
令和4	3,860,970	303,498	194,723	108,775	7.9
令和5	4,313,914	321,793	202,262	119,531	7.5
令和6	4,078,498	327,966	205,946	122,020	8.0
令和7	6,012,505	549,036	343,252	205,784	9.1

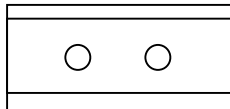
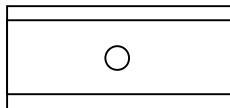
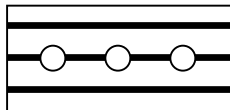
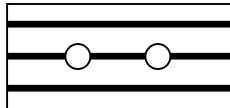
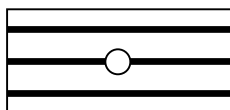
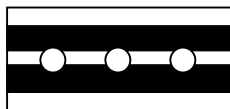
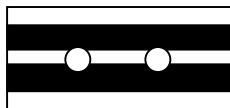
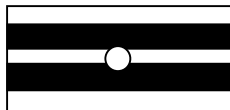
消防職員

1 消防職員の概要

宮崎市の消防職員は、消防吏員とその他の職員に分けられます。「消防吏員」は、火災・救急などの災害現場に出動するほか、事務を専門とする勤務もあります。「その他の職員」は、人事交流の一環として市長部局から派遣された職員であり、災害現場に出動することはない、事務を専門としています。

消防吏員は、消火活動や救助活動などにおいて部隊行動をとるので、指揮統率を明確にするため、階級を持っています。消防職員は制服又は活動服を着用しており、階級章を制服の右胸に付けています。宮崎市消防局消防吏員の各階級と階級章及び主な役職については、下記のとおりです。

令和7年4月1日現在

階 級 名 (Ranks)	階 級 章	災害活動上 の役職	行政上の役職	消防吏員数 (人)
消 防 正 監 Fire Chief			消防局長	1
消 防 監 Deputy Chief			消防局次長	1
消 防 司 令 長 Battalion Chief		署隊長 副署隊長	課長・署長 局付主幹(分署長)	6
消 防 司 令 Fire Captain		副署隊長 大隊長 中隊長 小隊長	局付主幹(室長・ 副署長・出張所長) 課長補佐・署長 補佐・分署長補佐 副所長・主幹 係長	70
消 防 司 令 補 Fire Lieutenant		小隊長 隊 員	係長・副主幹・ 主査・主任	103
消 防 士 長 Fire Sergeant		小隊長 隊 員	副主幹・主査・ 主任・係員	93
消 防 副 士 長 Assistant Fire Sergeant		隊 員	主任 係員 暫定再任用職員	6
消 防 士 Fire Fighter				71
合 計				351

※消防副士長の6名は暫定再任用職員。

2 所屬別・階級別職員数

令和7年4月1日現在（単位：人）

所 属 区 分		總 数	消 防 吏 員										吏 員 以 外				会 計 年 度 任 用 職 員		
			吏 員 小 計	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 副 士 長 (再任用)	消 防 士 (女性職員)	吏 員 外 小 計	事 務 職 員	技 術 職 員	技 術 職 員 (再任用)			
条 例 定 数		360																	
実 員 総 数 ※		361	351	1	1	6	70	103	93	0	6	71	11	10	7	3	0	19	
消 防 局	消防局長	1	1	1															
	消防局次長	1	1		1														
	総務課	課長	1											1	1				
		課長補佐	1	1				1											
		管理係	4	3				1	2					1	1				1
		総務研修係	5	3					2	1				2	2				
		消防団係	4	4				1	2	1									
		消防庁舎建設推進室	3	1				1						2	1	1			
		県消防学校教官	1	1					1										
		県病院	1	1						1									
		県消防学校初任科	7	7									7	1					
	総 務 課 計	27	21				4	7	3			7	1	6	5	1		2	
	警防課	課長	1	1			1												
		救急救助対策室長	(1)	(1)				(1)											
		警防係	3	2				1	1					1			1		1
		車両整備係	3	3				1	2										1
		救急救助対策室	9	8				2	4	2				1	1				
	応急手当研修センター	3	3								3							6	
	警 防 課 計	19	17			1	4	7	2		3			2	1	1		8	
	予防課	課長	1	1			1								1				
		予防係	4	3				1	1	1					1				1
保安係		3	3				1	1	1				1			1			
査察指導係		3	3				1	1	1									1	
広域防災センター		2	2								2							5	
予 防 課 計	13	12			1	3	3	3		2		1	1		1		7		
指令課	課長	1	1			1													
	情報管理係	2	1				1							1	1			1	
	指令第一係	6	6				2	2	2			1							
	指令第二係	6	6				3	2	1			1							
	指令第三係	6	6				3	3											
指 令 課 計	21	20			1	9	7	3				2	1	1			1		
局 計		82	72	1	1	3	20	24	11		5	7	4	10	7	3		18	
北 消 防 署	署長	1	1			1													
	副署長	1	1				1												
	査察係	7	7				1	3	2			1	1					1	
	第一隊	27	27				4	10	6			7	1						
	第二隊	27	27				5	7	8			7	1						
	北 本 署 計	63	63			1	11	20	16			15	3					1	
	分署長	1	1			1													
	第一隊	22	22				3	4	9			6							
	第二隊	22	22				3	6	6			7							
	東 分 署 計	45	45			1	6	10	15			13							
	西部	所長	1	1				1											
		第一隊	9	9				1	4	3		1							
		第二隊	9	9				2	2	5									
	西 部 計	19	19				4	6	8			1							
	北部	所長	1	1				1											
		第一隊	9	9				2	4	2		1							
		第二隊	9	9				2	2	4		1							
	北 部 計	19	19				5	6	6			2							
	住吉	所長	(1)	(1)				(1)											
		第一隊	5	5				1	1	2		1							
		第二隊	5	5				1	2	2									
住 吉 計	10	10				2	3	4			1								
北 消 防 署 計		156	156			2	28	45	49			32	3					1	
南 消 防 署	署長	1	1			1													
	副署長	1	1				1												
	査察係	7	7				1	2	2		1	1	2						
	第一隊	30	30				5	10	6			9	1						
	第二隊	30	30				4	10	7			9	1						
	南 本 署 計	69	69			1	11	22	15		1	19	4						
	中部	所長	1	1				1											
		第一隊	10	10				2	2	4			2						
		第二隊	10	10				1	4	3			2						
	中 部 計	21	21				4	6	7			4							
	南部	所長	1	1				1											
		第一隊	9	9				2	2	2			3						
		第二隊	9	9				2	1	4			2						
	南 部 計	19	19				5	3	6			5							
	青島	所長	(1)	(1)				(1)											
		第一隊	7	7				1	2	2			2						
		第二隊	7	7				1	1	3			2						
	青 島 計	14	14				2	3	5			4							
	南 消 防 署 計		123	123			1	22	34	33		1	32	4					
	派遣・出向(定数外)		11	11			1	2	7	1									

※ 北消防署副署長は住吉救急出張所長、南消防署副署長は青島出張所長を兼務。

※ 総務課所属の県派遣職員(2名)、令和7年4月1日付の県消防学校初任科生(7名)及び暫定再任用職員(6名)については条例定数外のため、**条例対象となる実員は346名。**

※ (女性職員)は内数。

3 職員の採用と退職状況（過去5年間）

年度 種別	受験 者数	採 用 者 (※)				
		合計	区 分			
			大学卒 程 度	短大卒 程 度	高校卒 程 度	救 急 救命士
令和 2	1 1 1	1 3	3	2	7	1
令和 3	1 2 0	4	1	—	2	1
令和 4	8 3	5	1	1	1	2
令和 5	6 9	1 0	3	4	3	—
令和 6	6 4	8	3	3	1	1

※ 職員の採用は採用試験実施年度で掲載しています。

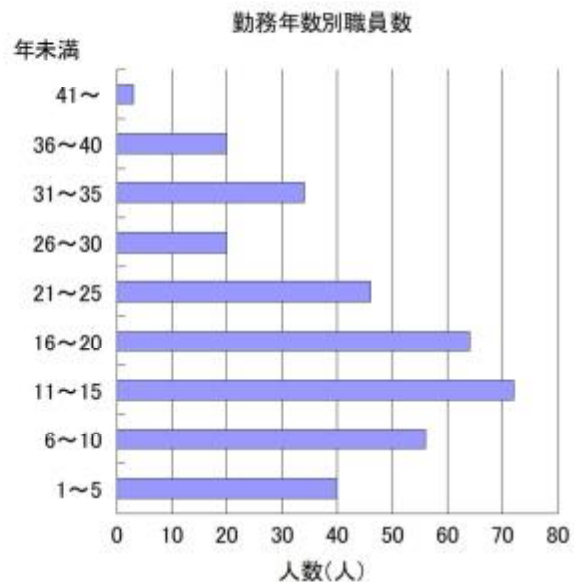
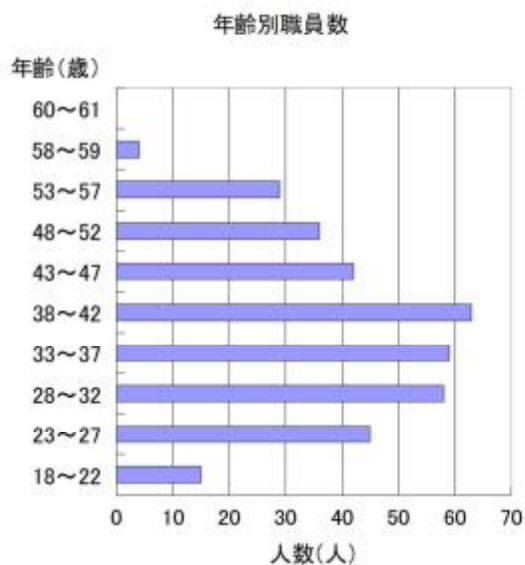
年度	種別	退 職 者				
		合計	退職事由			
			定年	応募認定 ※ 1	自己都合 ※ 2	その他 ※ 3
	令和 2	9	3	—	5	1
	令和 3	5	5	—	—	—
	令和 4	7	3	—	4	—
	令和 5	2	—	—	2	—
	令和 6	4	1	—	2	1

※ 1 応募認定 早期退職希望者の募集を行い、これに応じて退職すること。

※ 2 自己都合 職員本人の都合により退職すること。

※ 3 その他 死亡による退職など。

4 宮崎市の消防職員年齢別・勤務年数別構成（令和7年4月1日現在）



5 年齢別・階級別職員数

令和7年4月1日現在(単位:人)

区 分	総 数	消 防 吏 員									吏 員 以 外		
		吏員 小計	消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防 士	吏員 外小計	事務 職員	技術 職員
年 齢													
平均年齢(歳)		38.0	58.0	58.0	57.5	51.0	40.0	33.1	-	25.3	39.8	40.0	39.3
職員合計(人)	355	345	1	1	6	70	103	93	0	71	10	7	3
18	1	1								1			
19	2	2								2			
20	1	1								1			
21	6	6								6			
22	5	5								5			
23	5	5								5			
24	6	6								6			
25	15	15								15			
26	4	4								4			
27	15	15						4		11			
28	9	9						5		4			
29	11	11						8		3			
30	14	14						9		5			
31	15	15						14		1			
32	9	9					1	8					
33	14	13					4	8		1	1	1	
34	10	9					5	3		1	1	1	
35	14	14					4	10					
36	11	11					6	5					
37	10	9					8	1			1	1	
38	17	15					13	2			2	2	
39	13	11					7	4			2		2
40	11	10					9	1			1		1
41	14	14					12	2					
42	8	8					7	1					
43	9	9					9						
44	10	10					9	1					
45	8	7				4	2	1			1	1	
46	13	13				8	4	1					
47	2	2				2							
48	7	7				5		2					
49	6	6				6							
50	9	9				9							
51	9	9				7	1	1					
52	5	5				5							
53	3	3				3							
54	12	12				10	1	1					
55	3	2				2					1	1	
56	2	2				2							
57	9	9			4	4	1						
58	4	4	1	1	1	1							
59	4	4			1	2		1					
60	0	0											
61	1	1								1			
62	1	1								1			
63	2	2								2			
64	2	2								2			

※平均年齢及び職員合計に暫定再任用職員(6名)は含まない。

6 勤務年数別・階級別職員数

令和7年4月1日現在(単位:人)

区 分 年 数	総 数	消 防 吏 員									吏 員 以 外		
		吏 員 小 計	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	吏 員 外 小 計	事 務 職 員	技 術 職 員
平均勤続年数(年)	17.2	17.4	35.0	41.0	39.5	30.4	19.2	13.3	-	5.3	16.6	17.0	15.7
職員合計(人)	355	345	1	1	6	70	103	93	0	71	10	7	3
1 年未満	8	8								8			
2	10	10								10			
3	5	5						1		4			
4	4	4						1		3			
5	13	13								13			
6	5	5								5			
7	15	15						4		11			
8	16	16						6		10			
9	13	13						11		2			
10	7	7						5		2			
11	13	12					1	10		1	1	1	
12	19	17					6	9		2	2	2	
13	13	11						11			2	1	1
14	13	12					1	11			1	1	
15	14	14					9	5					
16	11	11					10	1					
17	18	16					13	3			2		2
18	9	9					8	1					
19	13	13					10	3					
20	13	13				2	10	1					
21	15	15				1	12	2					
22	6	6				1	5						
23	6	6				2	4						
24	13	12				5	6	1			1	1	
25	6	6				4	2						
26	4	4				3	1						
27	9	9				7	2						
28	3	3				2		1					
29	4	4				3		1					
30													
31	13	13				11		2					
32													
33	15	14				12	2				1	1	
34	4	4				3		1					
35	2	2	1			1							
36	4	4			1	3							
37	5	5				4		1					
38													
39	1	1				1							
40	10	10			4	4	1	1					
41	3	3		1	1	1							
42													

※ 暫定再任用職員(6名)を除く。

職員の研修

1 総務省消防庁実務研修

派 遣 課	派 遣 目 的	派 遣 期 間	派遣者数
予 防 課	国の消防行政事務に従事することにより、広い視野と見識を深め、宮崎市の消防行政に反映させることを目的とする。	平成 7 年 10 月 1 日 ～ 平成 10 年 9 月 30 日	3
		平成 11 年 10 月 1 日 ～ 平成 12 年 9 月 30 日	1
		平成 14 年 4 月 1 日 ～ 平成 15 年 3 月 31 日	1
		平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日	1
救急救助課		平成 10 年 10 月 1 日 ～ 平成 11 年 9 月 30 日	1
消防救急課		平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	1
		令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日	1
防 災 課		平成 12 年 10 月 1 日 ～ 平成 14 年 3 月 31 日	1
		平成 15 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 3 月 31 日	2
		平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日	1
		平成 30 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日	2
防災課参事官付		平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 20 年 3 月 31 日	1
国民保護運用室		平成 20 年 4 月 1 日 ～ 平成 22 年 3 月 31 日	1
応急対策室		平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日	1
防災情報室		令和 6 年 4 月 1 日 ～	1
派 遣 人 員 合 計			1 9

2 消防大学校研修

研修名	研修目的	R5年度 受講者数 (人)	R6年度 受講者数 (人)
新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	—	—
幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	1	1
警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	—	—
予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	—	—
救急科	救急業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	—	—
救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	—	—
指揮隊長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	—	1
高度救助・特別高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	—	1
NBCコース	NBC災害対応隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	—
火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	—	—
特別講習会 (リモート講義)	安全管理の指導・監督者を対象に、業務に必要な知識、能力及び教育指導者としての資質を向上させる。	—	—
受講人員合計		2	3

3 宮崎県消防学校研修

研 修 名	研 修 目 的	R5 年度 派遣者数 (人)	R6 年度 派遣者数 (人)
初 任 科 研 修	新規に採用した職員に対し、職務遂行に必要な基礎的訓練を行う。	4	1 0
初 級 幹 部 科	消防士長級の階級にある者に対し、必要な教育訓練を行う。	—	2
中 級 幹 部 科	消防司令・消防司令補の階級にある者に対し、必要な教育訓練を行う。	—	2
上 級 幹 部 科	消防司令以上の階級にある者に対し、必要な教育訓練を行う。	—	—
警 防 ・ 特 殊 災 害 科	警防業務に必要な専門的教育訓練を行う。	2	—
救 助 科	救助業務に必要な専門的教育訓練を行う。	—	2
予 防 査 察 科	予防業務に必要な専門的教育訓練を行う。	—	2
危 険 物 科	危険物規制業務に必要な専門的教育訓練を行う。	2	—
火 災 調 査 科	火災原因及び損害調査業務に必要な教育訓練を行う。	2	—
救 急 科	救急隊員の資格を取得するために必要な教育訓練を行う。	6	1 0
無 線 資 格 者 講 習	無線業務に従事する職員に対し、資格取得に必要な教育訓練を行う。	9	9
操 法 指 導 員 研 修	消防団の操法指導等に必要な教育訓練を行う。	6	6
はしご車等操作員特別教育	はしご車等の隊長・隊員に対し、梯子車等の安全操作に必要な教育訓練を行う。	—	—
通 信 指 令 研 修	通信指令業務が円滑に実施できるよう教育訓練を行う。	3	—
P S L S コ ー ス	脳卒中病院前救護に必要な教育訓練を行う。	2	—
派 遣 人 員 合 計		3 6	4 3

4 救急救命士養成研修

派 遣 先	派 遣 目 的	R5 年度迄 の派遣者数 (人)	R6 年度 派遣者数 (人)
救急救命中央（東京）研修所	救急救命士国家試験の受験資格となる約半年間の研修により必要な知識と技能を修得させる。（国家試験合格率１００％）	１７	１
救 急 救 命 九 州 研 修 所		４３	１
神戸市救急救命士養成所		７	—
広島市救急救命士養成所		３	—
東京消防庁消防学校		１	—
大 阪 市 消 防 学 校		１	—
京 都 市 消 防 学 校		１	—
救 急 救 命 士 新 規 養 成 派 遣 人 員 合 計		７３	２
救急救命九州研修所	指導救命士養成研修	３	—

5 資格取得・特殊技能講習

講習名	受講目的	R5 年度 派遣者数 (人)	R6 年度 派遣者数 (人)
第一種衛生管理講習会	第一種衛生管理者資格取得のための講習	2	3
第一級陸上特殊無線技士 養成講習	画像転送装置（災害映像を衛星により国に伝送する装置）の操作に必要な資格	—	—
有機溶剤作業 主任者技能講習	有機溶剤を取扱う災害現場の消防活動に必要な知識及び技能の習得	2	2
特定化学物質等作業 主任者技能講習	特定化学物質等を取扱う災害現場の救助活動に必要な知識及び技能の習得	2	2
小型移動式クレーン運転 技能講習	救助工作車に装備されているクレーンを使用するための技能講習	12	10
大型一種自動車運転 免許取得講習	大型消防車運転のための免許取得	10	10
大型特殊自動車運転 免許取得講習	大型特殊自動車運転のための免許取得	4	4
2 級小型船舶免許取得講習 （平成 16 年から）	旧 4 級小型船舶免許が分離し、水難救助用ボート操縦に必要な免許	14	8
小型特殊船舶免許 （水上オートバイ） （平成 16 年から）	旧 4 級小型船舶免許が分離し、救助用水上オートバイ操縦に必要な免許	8	8
酸素欠乏危険作業 主任者技能講習	酸素が欠乏している屋内作業場、タンク、船倉等の災害において、救助に必要な知識習得講習	2	2
玉掛技能講習	救助工作車に装備されているクレーンを使用するための技能講習	12	10
ガス溶接技能講習	救助工作車に積載されているガス溶断機を使用するための技能講習	2	—
緊急自動車運転士研修	消防車、救急車等の緊急車輛を安全に運転するための指導者を育てる運転技能講習	1	1
派遣人員合計		71	60

職員の手当

消防吏員には、基本給与以外に職務の特殊性から、出勤の状況等に応じた特殊勤務手当が支給されます。

支給の要件や手当の金額は下記のとおりとなっています。

令和7年4月1日現在

手当の種別		支給の要件	金 額
特 殊 勤 務 手 当	消防職員 手 当	消防吏員が消防局又は 消防署に勤務したとき	(日額) 交替制勤務 200円 日勤 150円
	救急業務 手 当	消防吏員が救急業務に従 事したとき	搬送1回につき 300円 (救急救命士法第44条第1項に規定す る厚生労働省で定める救急救命処置を行 った救急救命士にあっては、510円)
	水火災等 出勤手当 ※	消防吏員が水害、火災等 の発生により出勤したと き	出勤1回につき 300円
	は し ご 手 当	消防吏員がはしご付ポン プ自動車に乗務して消防 業務に従事したとき	(日額) 従事した日1日につき 220円
	夜間特殊 業務従事 手 当	消防吏員が正規の勤務時 間による勤務の一部又は 全部が深夜(午後10時か ら翌日の午前5時までの 間)において行われる業 務に従事したとき	深夜の勤務1回につき 520円
	緊急消防 援助隊 派遣手当 ※	消防吏員が緊急消防援助 隊として、災害が発生した 市町村の消防の応援また は支援のための業務に従 事したとき	(日額) 従事した日1日につき 840円 (避難指示、立入禁止、退去命令等の措置 がされた区域において、同業務に従事した 場合は、1,680円)

※消防職員が対象

職員の勤務体制

宮崎市消防局の勤務体制は、「毎日勤務」と「交替制勤務」の2つに分けることができ、それぞれ、下記のような人員構成となっています。

令和7年4月1日現在(単位：人)

勤務体制 課署所名		総計	消防吏員			その他職員 (※3)
			毎日勤務	交替制勤務		毎日勤務
				2 交替	3 部制	
合 計		3 6 1	7 7	2 5 6	1 8	1 0
消防局	局 長	1	1			
	次 長	1	1			
	総 務 課	2 7	(※1) 2 1			6
	警 防 課	1 9	(※2) 1 7			2
	予 防 課	1 3	(※2) 1 2			1
	指 令 課	2 1	2		1 8	1
北消防署	北 本 署	6 3	9	5 4		
	北 部 出 張 所	1 9	1	1 8		
	西 部 出 張 所	1 9	1	1 8		
	住吉救急出張所	1 0		1 0		
	東 分 署	4 5	1	4 4		
南消防署	南 本 署	6 9	(※2) 9	6 0		
	中 部 出 張 所	2 1	1	2 0		
	南 部 出 張 所	1 9	1	1 8		
	青 島 出 張 所	1 4		1 4		

※1 県派遣（消防学校1名、県病院1名）、令和7年4月1日付の県消防学校初任科派遣職員7名は、条例定数外。

※2 暫定再任用職員（警防課3名、予防課2名、南本署1名）は、条例定数外。

※3 会計年度任用職員を除く。

1 毎日勤務

毎日勤務は、8時30分から17時15分までの一般的な勤務体制です。

正規の勤務時間は1日7時間45分であり、1週間の勤務時間は38時間45分となっています。

1日の勤務時間等は下記のとおりです。

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務 3時間30分		休憩 1時間	勤務 4時間15分
勤務時間 3時間30分			勤務時間 4時間15分
計 7時間45分			

2 交替制勤務

(1) 2 交替制

指令課を除く交替制勤務は、8時30分から翌日の8時30分までの24時間勤務（1当務）であり、1隊及び2隊の2班による2交替制をとっています。

2交替制の勤務時間は1当務24時間のうち15時間30分であり、その他の時間は、休憩・仮眠時間に割り振られています。

1当務の勤務時間は、下記のとおりです。

8:30	12:00	13:00	17:15	18:00	18:15	22:00	23:00	5:45	8:30
勤 務 3 時間 30 分	休 憩 1 時間	勤 務 4 時間 15 分	休 憩 45 分	休 息 15 分	勤 務 3 時間 45 分	夜 間 勤 務 1 時間	仮 眠 6 時間 45 分	勤 務 2 時間 45 分	
勤務時間 3 時間 30 分		4 時間 15 分		5 時間				2 時間 45 分	
計 15 時間 30 分									

(2) 3 部制

指令課の交替制勤務は、夜間複数勤務を行うため、平成18年4月に2交替制から1係、2係及び3係による3部制へ勤務体制を変更しており、勤務時間は8時30分から翌日の8時30分までの24時間勤務（1当務）です。

勤務時間は1当務24時間のうち16時間45分であり、その他の時間は、休憩・仮眠時間に割り振られています。21時から翌日の午前6時までは2班に分かれて仮眠時間を設定することによって、常に119番通報等を受けられる体制を構築しています。

指令課の1当務の勤務時間は、下記のとおりです。

8:30	12:00	13:00	17:15	19:00	21:00	1:30	6:00	8:30
勤 務 3 時間 30 分	休 憩 1 時間	勤 務 4 時間 15 分	休 憩 1 時間 45 分	勤 務 2 時間	1 班 勤務 4 時間 30 分	1 班 仮眠 4 時間 30 分	勤 務 2 時間 30 分	
					2 班 仮眠 4 時間 30 分	2 班 勤務 4 時間 30 分		
勤務時間 3 時間 30 分		4 時間 15 分		2 時間	4 時間 30 分	2 時間 30 分		
計 16 時間 45 分								

3 勤務サイクル

毎日勤務の勤務サイクルは、月曜から金曜までの週 5 日勤務し、土曜日と日曜日を週休日とする週休 2 日制となっています。

火災や救急などの現場に対応する部署は、24 時間 365 日を通して一定の出動体制を確保することが前提となっているために、交替制の勤務を行っています。

交替制の勤務では、週の勤務時間数や週休日が毎日勤務者と同等となるように勤務サイクルを設定しています。

指令課を除く交替制勤務（2 交替制）の勤務サイクルのモデルは下記のとおりです。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○		○		○		◆		○		○		○		◆		○		○		○
22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	◆		○		○		○		◆		○		○		○		◆		○	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	以後、同様に 8 週間を 1 サイクルとして繰り返す						
○		○		◆		○		○		◆		◆								

※ ○…当務、◆…週休等（当務・週休とも朝 8:30～翌日朝 8:30）

指令課の交替制勤務（3 部制）の勤務サイクルのモデルは下記のとおりです。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○		◆	○		◆	○		◆	○		◆	○		◆	○		◆	○		◆

※ +○…当務、◆…週休等（当務・週休とも朝 8:30～翌日朝 8:30）

1 当務 16 時間 45 分勤務とし、当務～当務明け～週休の 3 日間が 1 サイクルとなります。24 週間に 1 当務は 8 時間 45 分に短縮した勤務となります。

4 再任用職員

宮崎市消防局には 6 名の暫定再任用職員がいます。再任用職員の配置等については下記のとおりです。

令和 7 年 4 月 1 日現在

所属	人数	勤務形態等
警防課 応急手当研修センター	3	- 勤務時間は、1 週間あたり 28 時間 45 分を超えない範囲内で次に定める時間(①②)を割り振る ①8 時 30 分から 17 時 15 分まで ②8 時 30 分から 15 時 00 分まで
予防課 東諸県広域防災センター	2	- 勤務時間は 9 時 00 分から 15 時 45 分 1 週間に 5 日勤務
南消防署 予防査察係	1	- 勤務時間は毎日勤務に同じ 1 週間に 4 日勤務

職員の安全衛生等

1 安全・衛生管理

消防の職場及び職員の安全衛生管理に必要な事項を定め、職員の安全と健康を確保するため、「宮崎市消防安全衛生管理規程」が定められています。

この規程に基づき、消防局に総括安全衛生関係者会議を置き、安全管理に関する基本的な事項及び職場の衛生管理に関する事項を調査審議しています。具体的には、通勤・公務中の事故及び業務中における公用車等の事故発生状況の報告並びにその防止策の検討、衛生関係活動状況の報告、施設面での改善事項等について審議を行い、安全衛生管理の徹底を図っています。

上記会議では、職場の安全衛生管理に関することを審議するとともに、年1回、委員による職場巡視を実施し、職場点検を行っています。

職場巡視の結果、職員からの要望及び委員による指摘事項に基づき、職場の改善を行っています。

総括安全衛生関係者会議の組織

令和7年4月1日現在

役 職 名	職 名 等	人 数
総括安全衛生管理者（議長）	消防局次長	1
安 全 責 任 者	分署長・副署長・所長・課長補佐	9
衛 生 管 理 者	第一種衛生管理者有資格者	1
各組織区分より推薦された職員	局長が指名する職員	10
合 計		21

2 消防職員委員会

消防組織法第14条の規定に基づき、消防職員には上司の指揮監督の下、厳格な服務規律と統制の取れた職務遂行が要求されています。そのような中、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を消防事務に反映することにより、消防職員の士気を高め、もって消防の円滑な運営に資することを目的として、同法第17条に規定する消防職員委員会を設置しています。

消防職員委員会の組織

令和7年4月1日現在

役 職 名	区 分	組織区分	人 数
委 員 長	消防局次長		1
委 員	局長が指名する職員	消 防 局	1
		北消防署	2
		南消防署	2
	職員の推薦に基づき 局長が指名する職員	消 防 局	1
		北消防署	2
		南消防署	2
合 計			11

3 健康管理

職員の健康を維持するため、各種健康診断を実施しており、令和6年度中の実施状況並びに消防局職員の受診者数は、下記のとおりです。

令和6年度健康診断等受診状況

区 分	対 象 者	実施回数	延人数
人間ドック（1泊2日）	40歳以上の希望職員	1	24
〃（日帰り）	希望職員	1	183
〃（生活習慣病）	〃	1	5
〃（節目）	〃	1	10
〃（脳）	〃	1	9
〃（大腸）	〃	1	33
〃（レディース）	〃	1	4
定期健康診断	上記を未受診の職員全員	1	110
深夜業務従事職員健康診断	深夜業務従事職員	1	270
受診人員合計（延人員）			648

公務災害・通勤災害

1 令和6年度公務災害等発生状況

令和6年度については、公務災害等は発生しませんでした。

今後も、組織としての安全管理体制を充実させ、任務遂行能力の向上に努めます。

2 過去5年間の公務災害等発生状況

過去5年間における公務・通勤災害の発生状況は下記のとおりです。

令和6年度については、公務災害等は発生しませんでした。

なお、通勤災害については平成27年度以降発生していません。

(単位：件)

年度 種別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
年度合計		1	1	4	3	0	9
公務災害件数		1	1	4	3	0	9
発 生 場 面 別	出勤中	—	—	2	1	—	3
	訓練中	—	1	2	1	—	4
	体 力 練成中	—	—	—	—	—	0
	その他	1	—	—	1	—	2
通勤災害件数		—	—	—	—	—	0

警 防 編

消防体制

1 消防隊出動状況

(1) 火災出動

令和6年中

月別 種別	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	101	16	5	8	5	11	5	6	7	11	6	7	14
建物火災	56	6	1	7	5	5	4	2	3	7	5	3	8
林野火災	6	4				1				1			
車両火災	7	1	1	1		1		1		1			1
船舶火災													
航空機火災													
その他	32	5	3			4	1	3	4	2	1	4	5
出動台数	541	110	24	48	32	51	28	14	32	64	28	36	74
出動人員	1,518	298	64	139	90	137	84	40	90	194	82	102	198

(2) 火災以外の出動（救助を除く）

令和6年中

月別 種別	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	258	21	20	30	14	17	26	22	19	21	23	26	19
枯草													
自火報鳴動	147	9	11	22	5	10	18	15	10	12	11	15	9
危険物排除	14	1		1	1	2	1		2		4	1	1
ガス漏れ	1											1	
怪煙	3	1					1			1			
ヘリ支援	19	3	1	1	2		2	2	2	1	2	1	2
その他	74	7	8	6	6	5	4	5	5	7	6	8	7
出動台数	458	44	33	42	36	22	31	49	42	34	42	44	39
出動人員	1,301	123	96	120	107	61	87	142	117	92	122	121	113

※「その他」は、誤報・虚報やその他の出動をいう。

2 応援協定

大規模広域災害や市町村境界付近で発生した災害等に対し、近隣市町村や関係機関等と相互に応援協定を締結して、災害による被害の軽減を図っています。

(1) 消防相互応援協定

協定名称	協定締結年月日 () 内は最終改訂年月日	協定締結市町村名
宮崎県消防相互応援協定	平成7年6月19日 ※昭和42年9月11日締結の宮崎県市町村 消防相互応援協定については、廃止 (平成30年5月11日改訂)	26市町村(宮崎市含) 宮崎県東児湯消防組合消防本部 西諸広域行政事務組合消防本部 西臼杵広域行政事務組合消防本部 宮崎県
九州縦貫自動車道における 消防相互応援協定	昭和56年9月17日 (平成28年9月24日改訂)	鹿児島市、伊佐湧水消防組合消防本部 始良市、霧島市、都城市 西諸広域行政事務組合消防本部
東九州自動車道における 消防相互応援協定	平成13年2月21日 (令和元年10月7日改訂) 令和5年3月16日	西都市 日南市

(2) その他の協定

① 宮崎海上保安部と宮崎市との消防に関する業務協定

協定締結機関	協定締結年月日	協定の目的
宮崎海上保安部	令和元年7月22日 ※平成2年8月1日に締結した 油津海上保安 部と宮崎市との消防に関する業務協定につ いては、廃止	海上において火災・救助等が発生した場 合に、双方の機関が協力して、消防活動 を円滑に実施する。

② 宮崎空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

協定締結機関	協定締結年月日 () 内は最終改訂年月日	協定の目的
宮崎空港事務所	平成15年4月1日 (平成19年5月10日改訂)	空港及びその周辺における航空機に関す る火災若しくは空港におけるその他の火 災又はそれらの発生の恐れのある事態に 際し、双方の協力のもとに消火救難活動 を実施し、被害の防止又は軽減を図る。

③ ガス漏れ及びガス爆発事故等の防止対策に関する申合せ事項

協定締結機関	協定締結年月日	協定の目的
宮崎北警察署 宮崎南警察署 高岡警察署 宮崎ガス株式会社宮崎支店 九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎県LPガス協会宮崎支部 宮崎県高圧ガス保安連合会	平成27年4月1日 ※昭和56年2月24日に締結した 災害 (火災、ガス漏れによる) 事故防止対策に 関する申合せについては、廃止	ガス漏れ事故及びガス爆発事故等(以下 「ガス災害」という。)を未然に防止し、 ガス災害が発生した場合には、各機関相 互に協力して、災害による被害を最小限 にとどめることを目的とする。

消防装備

1 消防車両配備状況

(1) 消防局車両配備状況

令和7年4月1日現在

車両種別	ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計
全 体 合 計	4	8	2	2	2	1	14	57	90
配備先	内 訳								
消 防 局	総務課							司令 総務連絡(リ) 総務管理(リ) 団本部 団連絡 団防災学習	6
	警防課						本部 A(4WD) 局予備2 A(4WD)	第1警防 第2警防(リ) 救急救助 無線中継※ 災害対応 研修2(リ) 研修3(リ)	9
	予防課							第1予防 第3予防(リ) 第5予防(リ) 局調査 予防指導 地震体験 防対調査(リ)	7
	指令課							指令連絡(リ)	1
消防局合計	—	—	—	—	—	—	2	21	23

車輛種別 配備先		ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計
北 消 防 署	本署	北 P (CD-Ⅱ)	北 T (水Ⅱ、 2t)		北化学 (化Ⅱ)		北水槽 (水槽Ⅰ、 5t)	北 1 A 北 2 A	北指揮 北調査 北第一査察 (リ) 北第二査察 北第三査察 (リ) 北資機材搬送 北支援 燃料補給※ 第 3 警防 (リ)	1 5
	東分署		東 T (水Ⅰ、 1.5t)	東梯子 (30m 級)		高度救助 (Ⅲ型)		東 A (4WD)	東指揮※ 東連絡 東資機材搬送※ 東連絡 2 水陸両用バギー※ ボートトレーラー (2 台) 重機搬送車	1 2
	北部出張所	北部 P (CD-Ⅰ)	北部 T (水Ⅱ、 2t)					北部 A (4WD)	北部連絡	4
	西部出張所		西部 T (水Ⅰ、 1.9t)					西部 A (4WD)	西部連絡 西部多目的	4
	住吉 救急出張所							住吉 A (4WD) 北予備 A (4WD)	住吉連絡	3
北消防署合計		2	4	1	1	1	1	7	2 1	3 8

車輛種別 配備先		ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計
南消防署	本署	南P (CD-Ⅱ)	南T (水Ⅱ、 2t)	南梯子 (屈折、 25m級)	南化学 (化Ⅱ)	南救助 (Ⅱ型)		南A (4WD) 南予備A	南指揮※ 南調査 南連絡 南第一査察 南第二査察(リ) 南資機材搬送 南災害対応※ 南支援※ 南連絡2 小型救助※ ボートトレーラー (2台)	19
	中部出張所		中部T (水Ⅱ、 2t)					中部A (4WD)	中部連絡	3
	南部出張所	南部P (CD-Ⅰ)	南部T (水Ⅱ、 2t)					南部A (4WD)	南部連絡	4
	青島出張所		青島T (水Ⅱ、 2t)					青島A	青島連絡	3
	南消防署合計	2	4	1	1	1	—	5	15	29

○網掛けは緊急車両、□は緊急消防援助隊登録車両、※は消防庁無償使用車両、(リ)はリース車両を示す。

<各種車両台数> ※重複あり

緊急車両	68台
緊急消防援助隊登録車両	17台
消防庁無償使用車両	9台
リース車両	13台

※水陸両用バギー含む

(2) 消防団車輛配備状況

令和7年4月1日現在

配備先		車輛種別	配備先		車輛種別
青島分団	第1部	CD-I	櫛分団	第1部	B-2
	第2部	CD-I※		第2部	B-2
	第3部	B-3		第3部	CD-I
	第4部	水-II		第4部	B-2
		B-2		第5部	CD-I※
	第5部	B-3	大宮分団	第1部	B-2
木花分団	第6部	B-3		第2部	B-2
	第1部	B-2		第3部	B-2
	第2部	B-3		第4部	B-2
	第3部	B-3		第5部	B-3
	第4部	B-2		第6部	CD-I
	第5部	B-2		第7部	B-2
	第6部	B-2		第8部	B-2
	第7部	B-3		第9部	B-2
赤江分団	第8部	B-3	北分団	第1部	B-2
	第1部	B-2		第2部	B-3
	第2部	B-2		第3部	B-2
	第3部	B-3		第4部	B-3
	第4部	B-3		第5部	B-2
	第5部	B-2		第6部	B-2
	第6部	B-3		第7部	B-2
	第7部	B-2	住吉分団	第1部	B-3
	第8部	B-2		第2部	B-3
	第9部	B-2		第3部	B-3
	第10部	B-2		第4部	B-2
	第11部	B-2		第5部	B-2
				第6部	B-2
大淀分団	第1部	B-2	佐土原分団	第1部	B-2
	第2部	CD-I			赤バイ1 : モトクロス
	第3部	CD-I		第2部	水-I
	第4部	B-3		第3部	B-2
	第5部	B-2			赤バイ2 : モトクロス
	第6部	B-3		第4部	B-2
	第7部	CD-I		第5部	B-2
	第8部	B-2		第6部	B-2
生目分団	第1部	B-3		第7部	水-I
	第2部	B-2		第8部	B-2
	第3部	B-2		第9部	B-2
	第4部	CD-I			赤バイ3 : モトクロス
	第5部	B-2		第10部	B-2
	第6部	CD-I		第11部	B-2
	第7部	B-2		第本部部	CD-I
	第8部	B-2		第12部	B-2
	第9部	B-3		第13部	B-2
	第10部	B-2		第14部	B-2
	第11部	B-2		第15部	B-2
中央分団	第1部	B-2			
	第2部	B-2			
	第3部	CD-I			
	第4部	CD-I			

※は消防庁無償使用車両(多機能消防車)2台

配備先			車輛種別		配備先			車輛種別											
田野分団	第1部	B－3	清武分団	第11部	B－3														
	第2部	CD－I		第12部	B－3														
	第3部	B－3		第13部	B－3														
	第4部	B－3		第14部	B－3														
	第5部	B－3		第15部	B－3														
	第6部	B－3		第16部	B－3														
	第7部	B－3		第17部	B－3														
	第8部	B－3		第18部	B－3														
	第9部	B－3		第本部部	B－2														
	第10部	B－3	合 計		137部	143台													
	第11部	B－3																	
	第12部	B－3	車種	車両種別	台数（車輛種別）	台数（車種）													
	第13部	B－3	積載車	① B－2	57	120													
	本部タンク車	水－Ⅱ		② B－3	63														
高岡分団	第1部	B－3	ポンプ	③ CD－I	15	20													
	第2部	B－3	タンク	④ 水－Ⅰ	3														
	第3部	B－3		⑤ 水－Ⅱ	2														
	第4部	B－3	バイク	モトクロスバイク	3														
	第5部	B－3	合 計		143														
	第6部	B－3	《車両種別の説明》 ①②・・・B－2、B－3級の可搬ポンプを積載した車輛 ③・・・キャブオーバー型（C）ダブルシート（D）でB－1級以上のポンプを搭載した車輛 ④・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2級以上水槽容量が1.5t以上 ⑤・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2級以上水槽容量が2.0t以上																
	第7部	B－3																	
	第8部	B－3																	
	第9部	B－3																	
	第10部	B－3																	
	第11部	B－3																	
	第12部	B－3																	
	第13部	B－3																	
	第14部	B－3																	
本部タンク車	水－Ⅰ																		
清武分団	第1部	B－3	《ポンプの級別と性能》 <table><tr><th>級 別</th><th>規格放水圧力（Mp a）</th><th>規格放水量（m³／m i n）</th></tr><tr><td>A－1</td><td>0.85</td><td>2.8以上</td></tr><tr><td>A－2</td><td>0.85</td><td>2.0以上</td></tr><tr><td>B－1</td><td>0.85</td><td>1.5以上</td></tr></table>					級 別	規格放水圧力（Mp a）	規格放水量（m³／m i n）	A－1	0.85	2.8以上	A－2	0.85	2.0以上	B－1	0.85	1.5以上
	級 別	規格放水圧力（Mp a）						規格放水量（m³／m i n）											
	A－1	0.85						2.8以上											
	A－2	0.85						2.0以上											
	B－1	0.85						1.5以上											
	第2部	B－3																	
	第3部	B－3																	
	第4部	B－3																	
	第5部	CD－I																	
	第6部	B－3																	
第7部	B－3																		
第8部	B－3																		
第9部	B－3																		
第10部	B－3																		

《車両種別の説明》

- ①②・・・B-2、B-3級の可搬ポンプを積載した
車輛
- ③・・・キャブオーバー型(C)ダブルシート
(D)でB-1級以上のポンプを搭載した
車輛
- ④・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2級以上
水槽容量が1.5t以上
- ⑤・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2級以上
水槽容量が2.0t以上

《ポンプの級別と性能》

級 別	規格放水圧力 (Mpa)	規格放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.8以上
A-2	0.85	2.0以上
B-1	0.85	1.5以上
B-2	0.70	1.0以上
B-3	0.55	0.5以上

2 救助資機材等配備状況

令和7年4月1日現在

資機材		配備場所	合計	北本署	東分署	北部出張所	西部出張所	住吉救急出張所	南本署	中部出張所	南部出張所	青島出張所	消防局
一般救助用器具	【一】	かぎ付はしご	24	3	5	2	0	0	7	3	2	2	0
	【一】	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	7	0	1	1	1	0	3	0	1	0	0
	【一】	救命索発射銃	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】	平担架	6	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0
	【一】	三連はしご	21	4	4	1	1	0	7	2	1	1	0
	【一】	空気式救助マット	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】	サバイバースリング又は救助用縛帯	36	3	10	1	3	0	12	1	1	5	0
重量物排除用器具	【一】	油圧ジャッキ	11	0	4	1	1	0	2	2	1	0	0
	【一】	可搬ウィンチ	7	0	2	0	0	0	4	0	1	0	0
	【二】	大型油圧スプレッダー	11	0	3	1	1	0	2	3	1	0	0
	【二】	チェーンブロック	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	【一】	油圧スプレッダー	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	【一】	マンホール救助器具	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
	【二】	マット型空気ジャッキ一式	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0
	【二】	救助用支柱器具	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
切断用器具	【一】	油圧切断機	3(2)	(1)	2	0	0	0	1(1)	0	0	0	0
	【一】	ガス溶断器	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】	鉄線カッター	36	7	10	0	2	1	10	0	4	2	0
	【二】	大型油圧切断機	5(4)	0	2	(1)	1	0	1	1(2)	(1)	0	0
	【二】	コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	【一】	エンジンカッター	22	2	4	3	2	0	6	2	2	1	0
	【一】	チェーンソー	28	3	4	3	3	0	8	2	2	2	1
	【二】	空気鋸	7	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0
	【二】	空気切断機	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
破壊用器具	【一】	万能斧	66	6	20	4	3	1	21	4	2	5	0
	【一】	携帯用コンクリート破壊器具	6	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0
	【二】	ハンマドリル	8	0	5	0	0	0	3	0	0	0	0
	【一】	ハンマー	24	2	6	3	3	0	5	1	3	1	0
	【二】	削岩機	9	0	7	0	0	0	2	0	0	0	0
検知・測定用器具	【一】	生物剤検知器	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	【一】	放射線測定器	70	0	55	0	0	0	15	0	0	0	0
	【一】	可燃性ガス測定器	21(14)	4	(14)	2	2	1	6	2	2	2	0
	【一】	有毒ガス測定器	1(35)	(4)	1(14)	(2)	(2)	(1)	(6)	(2)	(2)	(2)	0
	【一】	酸素濃度測定器	(35)	(4)	(14)	(2)	(2)	(1)	(6)	(2)	(2)	(2)	0
	【一】	化学剤検知器	12	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0
呼吸保護用器具	【一】	空気呼吸器	103	26	25	10	6	0	13	9	7	7	0
	【二】	防塵マスク	277	62	45	19	19	10	68	21	19	14	0
	【一】	空気補充用ボンベ	307	53	80	24	21	0	61	25	25	18	0
	【二】	簡易呼吸器	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	【二】	送排風機	14	3	3	1	0	0	5	1	1	0	0

資 機 材		配備場所	合計	北本署	東分署	北部出張所	西部出張所	住吉救急出張所	南本署	中部出張所	南部出張所	青島出張所	消防局
隊員保護用器具	【一】 耐電手袋	43	5	10	2	6	2	8	3	5	2	0	
	【二】 耐電ズボン	12	0	5	0	0	0	5	0	2	0	0	
	【一】 防塵メガネ	277	62	45	19	19	10	68	21	19	14	0	
	【一】 防毒マスク	102	15	49	0	0	0	38	0	0	0	0	
	【一】 陽圧式化学防護服	28	0	23	0	0	0	5	0	0	0	0	
	【一】 放射線防護服	11	0	9	0	0	0	2	0	0	0	0	
	【二】 耐電衣	11	0	4	0	0	0	5	0	2	0	0	
	【二】 耐電長靴	11	0	4	0	0	0	5	0	2	0	0	
	【一】 携帯警報器	10	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	
	【一】 化学防護服(陽圧式化学防護服を除く)	247	109	49	0	0	4	85	0	0	0	0	
	【一】 耐熱服	22	7	5	0	1	0	9	0	0	0	0	
除染用器具	【一】 除染剤散布器	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	除染シャワー（4口以上）	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
水難救助用器具	【一】 水中投光器	8	0	5	0	0	0	1	0	2	0	0	
	【一】 救命胴衣	321	42	112	13	35	4	65	25	19	6	0	
	【一】 船外機	35	3	4	1	3	0	3	0	2	0	19	
	【一】 救命浮環	45	7	13	3	4	1	6	4	5	2	0	
	【一】 救命ボート	67	4	4	1	3	0	4	0	2	0	49	
	水上バイク	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	
山岳救助用器具	【一】 登山用器具一式	11	0	8	0	0	0	3	0	0	0	0	
	【一】 バスケット担架	18	1	4	2	1	0	5	2	2	1	0	
検索用器具	【一】 簡易画像探索機	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
高度救助用器具	【三】 画像探索機	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	【三】 熱画像直視装置	10	1	3	1	1	0	2	1	1	0	0	
	【三】 地中音響探知機	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	【三】 夜間用暗視装置	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	【三】 地震警報器	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他の救助用器具	【一】 投光器一式	24	6	3	2	1	0	8	1	2	1	0	
	【一】 携帯拡声器	38	4	8	3	2	0	11	3	5	2	0	
	【一】 応急処置用セット	22	7	4	1	1	1	5	1	0	2	0	
	【二】 緩降機	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	
	【二】 救助用降下機	54	0	27	2	2	2	15	2	2	2	0	
	【一】 携帯投光器	37	11	7	2	1	0	12	1	2	1	0	
	【一】 携帯無線機	191	40	32	12	13	4	37	12	12	8	21	
	【一】 車両移動器具	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	
	【二】 ロープ登降機	28	0	7	2	2	2	9	2	2	2	0	
	【二】 発電機	48	9	10	3	3	0	17	2	3	1	0	

【備考】

【一】「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表第一（第二条、第四条—第七条関係）にある資機材

【二】 〃 別表第二（第四条—第六条関係）にある資機材

【三】 〃 別表第三（第五条、第六条関係）にある資機材

() 内については、他の資機材が同等の能力を有する汎用資機材の数量。

消防水利

1 地域別消防水利整備状況

令和7年4月1日 現在

NO	地区名	消火栓		合計	公設防火水槽			私設防火水槽			合計	プール	井戸	その他	水利 合計	適合水利	
		公設	私設		40 t ~	40 t ~ 20 t	~20 t	40 t ~	40 t ~ 20 t	~20 t						消火栓	防火水槽
1	中央	538	8	546	40	2	0	3	1	1	47	13	30	2	638	415	43
2	大宮	468	1	469	36	5	1	0	2	0	44	6	9	3	531	271	36
3	櫛	446	30	476	33	4	1	13	0	0	51	9	9	0	545	279	46
4	住吉	330	4	334	42	6	2	6	0	0	56	7	1	0	398	192	48
5	北	171	10	181	25	7	14	7	0	0	53	3	1	0	238	96	32
6	大淀	606	7	613	55	3	5	1	0	0	64	13	8	1	699	436	56
7	赤江	584	11	595	70	8	4	7	2	1	92	12	2	1	702	382	77
8	生目	318	0	318	37	21	19	8	0	0	85	5	0	0	408	184	45
9	木花	183	0	183	24	8	10	0	0	0	42	6	4	0	235	114	24
10	青島	85	0	85	13	3	0	1	0	0	17	4	0	1	107	66	14
11	佐土原	505	6	511	115	6	71	2	0	0	194	9	0	15	729	289	117
12	田野	273	0	273	93	23	21	2	0	1	140	4	0	0	417	126	95
13	高岡	326	0	326	66	30	91	5	3	0	195	3	0	0	524	108	71
14	清武	427	1	428	137	35	13	0	0	0	185	5	0	0	618	245	137
合計		5,260	78	5,338	786	161	252	55	8	3	1,265	99	64	23	6,789	3,203	841

2 種別別消防水利整備状況

(令和7年4月1日現在)

(1) 防火水槽

(基)

総数	公設	私設	適合	耐震性		
				40 t	100 t	計
1,265	1,199	66	841	386	25	411

※ 上記100t級のうち2基は飲料水兼用耐震性貯水槽(上野町、花山手東三丁目)

(2) 消火栓

(基)

総数	公設	私設	適合
5,338	5,260	78	3,203

地域における防災対策

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の結成についての取り組み

宮崎市では、危機管理部危機管理課を中心に市長部局と消防局が連携し、宮崎市内の自治会連合会や、未結成自治会に対し説明会等を実施して、積極的に結成を働きかけています。

令和7年4月1日における自主防災組織の結成率は、管内自治会数715に対する結成自治会数628の87.8%となっています。

(2) 自主防災組織の育成・強化の取り組み

ア 自主防災組織の防災意識の啓発について

自主防災組織の防災意識の啓発のため、防災講話、資機材取り扱い、地震体験車などの出張出前防災講座を積極的に実施しています。

また、自主防災組織単独の機能向上及び、自主防災組織相互の連携、消防機関・行政機関との連携を強化するため、自治会単位のみならず、自治会を越えた地区単位でより実践的な訓練を実施しています。

イ 防災資機材等の交付

災害時の初期の対応を可能にするため、コミュニティ助成事業や県補助等の補助事業を活用して、自主防災組織に資機材倉庫を含む防災資機材を交付しています。

自主防災資機材交付内訳

資機材倉庫	1
発電機	1
投光器	1
三脚	1
コードリール	1
燃料缶	1
ハンドマイク	2
ヘルメット	10
消火器	3
担架	1
強力ライト	2
折畳式リヤカー	1
救命胴衣(※)	10



(※) 洪水浸水想定区域(L2)の区域内にある自主防災組織に限る。

2 訓練・研修

(1) 防災訓練

宮崎市では、地域住民、行政機関（市、警察等）、消防団などの関係機関が連携した防災訓練を実施しています。

令和6年度 宮崎市における防災訓練実績(消防局・危機管理課合算)

訓練名称	件数	参加人員
地区防災訓練	347	25,279

(2) 出前防災講座

令和6年度 出前防災講座開催実績（事業所・各種団体等）

	合 計		北消防署		南消防署		応急手当 研修センター	
	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員
合 計	601	20,690	194	10,167	123	5,454	284	5,069
火災講座	24	1,482	15	833	9	649	-	-
地震講座	45	2,699	23	834	22	1,865	-	-
救急講座	457	9,224	108	2,547	65	1,608	284	5,069
そ の 他	75	7,285	48	5,953	27	1,332	-	-

※「その他」には、署見学などが含まれています。

令和6年度 出前防災講座開催実績（自主防災組織）

	合 計		北消防署		南消防署	
	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員
防災講座等	68	7,437	25	4,438	43	2,999

(3) 消防・防災フェスタ

地域防災の基本である「自助」及び「互助」についての必要性和重要性を広く訴えるとともに、市民と消防・防災が身近に触れ合う機会を設け、防災意識の更なる高揚を図ることを目的とし、毎年開催しています。

※近年開催状況

日 時：令和7年1月19日（日）

場 所：イオンモール宮崎 北側駐車場

参加者数：約2,000人

内 容：119番通報体験、地震体験、心肺蘇生法、防災グッズ展示等

予 防 編

消防同意

消防法第7条に基づき、建築物の新築（増築、改築等を含む）の計画段階で防火上の観点から建築物の防火規定、消防用設備等の設置等について書類審査し、実態に即した指導を行いつつ、建築行政等と緊密な連絡協調を図り、建築物の防火安全等を確保するために万全を期しています。

消防同意は消防法施行令別表第1に掲げる建築物（学校、病院、事業場、百貨店等）及び一般建築物（長屋住宅等）を対象とします。

建築物の工事種別同意件数

令和6年度

区 分	同意件数	工 事 種 別			
		新築	増築	改築	その他
合 計	457	424	20	—	13
宮 崎 市	431	398	20	—	13
国 富 町	18	18	—	—	—
綾 町	8	8	—	—	—

消防用設備等の検査

消防用設備等は、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に分類されます。

消防の用に供する設備・・・消火設備、警報設備、避難設備

消防用水・・・・・・・・・・防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水

消火活動上必要な施設・・・排煙設備、連結送水管など消防隊の活動を支援する施設

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備・・・上記の性能と同等以上の設備

建築物の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき消防長または消防署長の検査（以下「完成検査」という。）を受けることとされています。完成検査では、当該消防用設備等が技術上の基準に従って設置されているかを確認し、不備がある場合は関係者に対して必要な指示、指導を行っています。

完成検査済消防用設備等

令和6年度

	合 計	新 築		改築等	
		特 定	非特定	特 定	非特定
合 計	841	194	144	369	134
消 火 設 備	207	65	47	68	27
警 報 設 備	370	65	36	187	82
避 難 設 備	193	56	45	74	18
消防用水等	71	8	16	40	7

＊ 特定とは、特定用途防火対象物をいい、映画館、集会場及び百貨店等の不特定多数の者が出入りする建築物等をいう。

＊ 非特定とは、非特定用途防火対象物をいい、特定多数の者が出入りする上記以外の建築物等をいう。

予防査察

消防法第4条に基づき、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係ある場所に立ち入って、消防対象物（山林又は舟車、ふ頭にけい留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいいます。）の位置、構造、消防用設備等の設置、維持管理状況及び防火管理状況等について検査又は質問し、消防対象物の実態を把握するとともに、火災予防上の不備欠陥事項を発見し、関係者に対して必要な指示、指導を積極的に行っています。

予防査察実施状況

令和6年度

区 分	防火対象物数	計画件数	実施件数	実施率	備 考
合 計	18,195	2,185	2,267	103.8%	－
第1種	1,354	400	418	104.5%	3年に1回以上
第2種	3,466	1043	1045	100.2%	3～7年に1回以上
第3種	3,736	615	641	104.2%	5(7)年に1回以上
第4種	9,639	127	163	128.3%	必要に応じて

※防火対象物数については、令和6年度査察計画作成時（令和6年3月時点）の対象物数である。

違反処理

立入検査において、消防法令違反が認められた場合は、関係者に対して是正指導を行っています。特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていない場合や長期間にわたって、消防法令が是正されていない違反対象物には早期の是正を促すため、警告や命令などの違反処理を行います。

違反処理状況

区 分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
防火対象物	警告件数	1	3	－	－	1
	命令件数	－	－	－	－	－
危険物施設	警告件数	－	－	－	1	－
	命令件数	5	1	1	－	－

防火・防災管理

1 概 要

(1) 防火管理

近年の防火対象物は、大規模、高層化が進み火災が発生すると人命の危険や社会的影響が大きいため、火災等に迅速に対応する管理体制の強化により被害の軽減を図る目的で消防法第8条が規定されています。

防火管理者を選任しなければならない対象物は、劇場・百貨店・旅館・病院及び福祉施設など不特定多数の者が出入りする建築物で収容人員が30人以上のもの、また、学校・工場及び共同住宅など特定多数の者が勤務又は居住する建築物で、収容人員が50人以上のものが該当します。

また、認知症高齢者グループホーム等にあつては、収容人員が10人以上のものが該当します。

なお、防火管理者を選任（解任）したときは、遅滞なくその旨を所轄の消防長又は消防署長に届け出なければなりません。防火管理者は、消防計画書を作成（消防長又は消防署長に届け出が必要）し、その計画書に基づく避難訓練等の実施及び消防用設備等の点検・整備並びに火気の使用又は取り扱いに関する監督を行わなければならないとされています。

防火管理者選任及び消防計画書作成の状況

令和7年3月31日時点

区 分	合 計	宮 崎 市	国 富 町	綾 町
8 条 対 象 物 数	3,746	3,552	131	63
選 任 届 出 数	3,624	3,443	123	58
計 画 書 届 出 数	3,604	3,425	122	57

(2) 防災管理

南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されている状況を踏まえ、平成21年に消防法令が施行され、一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成が義務付けられました。

防災管理を要する建物は、次のアからウの要件に該当するものです。

ア 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項から（12）項まで、（13）項イ、（15）項及び（17）項に掲げる防火対象物（以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。）で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの

(イ) 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの

(ウ) 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

イ 令別表第一（１６）項（複合用途防火対象物）に掲げる防火対象物（自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が１１階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が１万㎡以上のもの

(イ) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が１０階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が５階以上１０階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が２万㎡以上のもの

(ウ) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が４階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が５万㎡以上のもの

※防災管理者については、防火対象物全体に適用されますが、自衛消防組織の設置義務が生じるのは、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限られます。

ウ 令別表第一（１６の２）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千㎡以上のもの

防災管理者選任及び自衛消防組織設置届出の状況

令和７年３月３１日時点

区 分	合 計	宮崎市	国富町	綾 町
３６条対象物	３５	３４	１	—
選任届出数	３５	３４	１	—
自衛消防組織設置届出数	３５	３４	１	—

* 上記の階数及び延べ面積等の算定にあつては、消防法施行令第２条が適用されます。

（３）南海トラフ地震に係る地震防災対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。）第４条第１項に基づき、平成２６年３月２８日に開催された中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が決定され、この中で、津波により３０cm以上浸水する区域にある防火対象物及び危険物施設には、南海トラフ地震防災対策計画の作成が必要となりました。

このため、該当施設について、既成の消防計画又は予防規程に南海トラフ地震への対応に関する事項の追加変更を指導しています。

【対 象】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対象物

ア 指定された地域

- ・津波により３０cm以上浸水する区域

イ 施設等

- ・防火対象物 消防法第８条に基づく防火管理業務義務対象物
- ・危険物施設 消防法第１４条の２に基づく予防規程義務施設
ガソリンスタンド・危険物貯蔵施設

地震防災計画作成状況

令和７年３月３１日時点

施設又は事業所	地震防災規程	施設数	届出数	届出率
劇場・集会場	消防計画	7	6	85.7%
百貨店	消防計画	50	48	96.0%
複合用途	消防計画	78	73	93.6%
学校	消防計画	14	14	100.0%
福祉施設	消防計画	59	57	96.6%
その他	消防計画	120	105	87.5%
危険物施設	予防規程	59	59	100.0%
合 計		387	362	93.5%

＊ 消防法第８条の防火対象物とは、特定防火対象物で収容人員３０人以上（（６）項口については、１０人以上）、非特定防火対象物で収容人員５０人以上の対象物

＊ 消防法第１４条の２の危険物施設とは、ガソリンスタンドのほか指定数量２００倍以上の屋外タンク貯蔵所等

2 防火管理講習会及び防災管理再講習会

消防法第8条に規定する防火管理者の資格を付与するための講習会及び取得資格の再講習会を開催しました。また、消防法第36条に規定する防災管理者の資格再講習会を開催しました。

当消防局管内では、これまでに延べ23,019人（防火管理資格認定者を含む。）が、防火管理者の資格を取得しています。

令和6年度防火管理者講習会受講状況

	日 時	受講人数	講習場所
第 1 回	4月17日（水）、18日（木）	甲 48名、乙 0名	宮崎東諸県広域防災センター
第 2 回	5月 9日（木）、10日（金）	甲 44名、乙 5名	
第 3 回	6月18日（火）、19日（水）	甲 56名、乙 3名	
第 4 回	7月 9日（火）、10日（水）	甲 40名、乙 3名	
第 5 回	8月19日（月）、20日（火）	甲 55名、乙 2名	
第 6 回	9月 7日（土）、 8日（日）	甲 27名、乙 5名	
第 7 回	10月 3日（木）、 4日（金）	甲 55名、乙 3名	
第 8 回	11月27日（水）、28日（木）	甲 53名、乙 4名	
第 9 回	2月 4日（火）、 5日（水）	甲 59名、乙 0名	
第10回	3月24日（月）、25日（火）	甲 52名、乙 7名	
合 計		甲 489名、乙 32名	

令和6年度甲種防火管理再講習会受講状況

	日 時	受講人数	講習場所
第 1 回	6月 7日（金）	29名	宮崎東諸県広域防災センター
第 2 回	2月14日（金）	19名	
合 計		48名	

令和6年度防火・防災管理再講習会受講状況

	日 時	受講人数	講習場所
第 1 回	12月16日（月）	2名	宮崎東諸県広域防災センター

広報活動

1 概要

火災発生防止と火災発生時の早期通報、初期消火、安全避難等の一連の初期活動を行うには、市民一人ひとりの火災予防に対する理解と認識が必要です。そこで住民の火災予防に対する認識を深めるため、春季・秋季全国火災予防運動期間に合わせて防火祈願祭、大規模な建築物の消防訓練、屋内消火栓操法大会、幼年消防フェスタ等の幅広い広報活動を展開しています。

- ・春季全国火災予防運動期間 3月1日 ～ 3月7日
- ・秋季全国火災予防運動期間 11月9日 ～ 11月15日
- 2024年度 全国統一防火標語「守りたい 未来があるから 火の用心」
- 2025年度 全国統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

2 行事等

(1) 防火祈願祭

春季全国火災予防運動期間の初日、期間中及び本年中の無火災、無事故を祈願しました。

また、祈願祭終了後に、広く市民に防火意識の高揚と火災予防のPRのため、消防団車両による防火広報を実施しました。

(参加団体)

- ・宮崎市消防団
- ・宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会
- ・宮崎防火管理等協議会
- ・宮崎地区危険物安全協会
- ・一般財団法人宮崎県消防設備協会宮崎支部
- ・宮崎中央森林組合
- ・宮崎市消防局



（２）屋内消火栓操法大会

令和6年11月1日（金）に宮崎県消防学校において、第42回屋内消火栓操法大会を開催しました。

男女合わせて27チーム72人が参加し、操法の所要時間、規律、節度及び正確さを競いました。

また、第35回大会から1号消火栓操法に加え、2号消火栓操法の部門を新たに新設し、大会内容の充実を図るとともに、事業所における自衛消防力の向上に努めています。



（３）幼年消防フェスタ等

春秋の火災予防運動期間に合わせて、毎年「幼年消防フェスタ」等を開催し、ポンプ車からの放水体験、はしご車の試乗、地震体験車の試乗等を通じ、防火について楽しみながら学びました。



宮崎東諸県広域防災センター

1 概要

消防職員及び消防団員の訓練を行うための訓練機関であるとともに、住民に対して、防火防災の思想の普及を図り、安全で安心な街づくりを行うため研修を行っています。

また、住宅火災による被害の軽減化を図るため、住宅用火災警報器の設置促進や作動点検、機器交換などの維持管理を含めた必要性について指導を行っています。

2 施設概要

- ・構造等 鉄筋コンクリート造 地上6階／地下1階
- ・敷地面積 6,490 m² ・建築面積 231 m² ・延べ面積 744 m²

3 職員構成（令和6年度）

- ・防災センター所長 1名（予防課長兼務）
- ・防災センター指導員 8名

4 主な業務実績

項目		回数	受講（対象）人員
講習・研修会	甲種・乙種防火管理新規講習会	10	521
	甲種防火管理再講習会	2	48
	防火・防災管理再講習会	1	2
	防火研修会（新入社員等）	3	258
	防火研修会（1号会員・2号会員）	3	
出前防災	自衛消防訓練指導等	138	5,888
	自主防災訓練	17	935
	各種イベント参加	13	2,162
教育訓練等	住宅防火対策指導	299	598
	自主防災資機材点検	85	158

5 設置率等

【住宅用火災警報器の設置率の推移】

年 月	R元.6	R2.7	R3.6	R4.6	R5.6	R6.6
設置率	90.9%	90.1%	90.1%	90.3%	89.8%	89.9%

（小数点第2位四捨五入）

<全国、県の設置・条例適合率 R6.6.1時点総務省消防庁発表>

	全国	宮崎県	宮崎市
設置率	84.5%	86.3%	89.9%
条例適合率	66.2%	73.6%	87.9%

※ 平成26年からは条例で必要な部分すべてに住警器が設置されている場合を「条例適合率」として公表し、一部設置を含むものを「設置率」として公表している。

幼少年消防クラブ・婦人防火クラブ

宮崎市消防局管内の幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ組織の拡大を図るとともに、地域社会および家庭を中心とした防火(災)体制づくりと、その意識の高揚を図っています。

1 幼年消防クラブ

(1) 48団体 1294人

幼年消防クラブは、火に対して興味を持ち始める幼年期に、火の正しい取り扱い方を指導教育することにより、火遊び等による火災の減少を図ること、また、社会教育の一環として、消防の仕事を理解することを目的に活動しています。

【クラブ名簿】

令和7年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	一ツ葉保育園幼年消防クラブ	71	昭和60年 4月23日
2	ソレイユ幼年消防クラブ	29	〃
3	大塚あけぼの幼稚園幼年消防クラブ	149	〃
4	三和こども学舎幼年消防クラブ	36	昭和63年 3月25日
5	飛江田保育園幼年消防クラブ	50	昭和63年 5月15日
6	大坪保育園幼年消防クラブ	29	平成 元年 4月12日
7	ひかり幼稚園幼年消防クラブ	38	平成 3年 8月 1日
8	高千穂幼稚園幼年消防クラブ	22	〃
9	宮崎みなみ幼稚園幼年消防クラブ	8	〃
10	月見ヶ丘幼稚園幼年消防クラブ	14	〃
11	宮崎ひがし幼稚園幼年消防クラブ	91	〃
12	本郷幼稚園幼年消防クラブ	26	〃
13	宮崎西幼稚園幼年消防クラブ	20	〃
14	いずみ幼稚園幼年消防クラブ	31	〃
15	江南保育園幼年消防クラブ	20	平成 5年12月 1日
16	生目台幼稚園幼年消防クラブ	15	平成20年10月 1日
17	波島保育園幼年消防クラブ	18	平成29年 9月 1日
18	中央保育園幼年消防クラブ	29	〃
19	ひがし保育園幼年消防クラブ	26	平成 元年 6月 1日
20	佐土原幼稚園幼年消防クラブ	12	平成 5年 1月22日
21	ひろせ幼稚園幼年消防クラブ	38	平成 6年11月16日
22	広瀬共栄幼稚園幼年消防クラブ	18	平成 8年 5月14日
23	那珂こども園幼年消防クラブ	18	〃
24	佐土原保育園幼年消防クラブ	12	〃
25	中央ヴィラこども園幼年消防クラブ	26	〃

2 6	原口こども園幼年消防クラブ	3 5	〃
2 7	福島保育所幼年消防クラブ	9	〃
2 8	黒田こども園幼年消防クラブ	2 0	〃
2 9	七つの星幼稚舎幼年消防クラブ	3 1	平成10年 4月 1日
3 0	あおば保育園幼年消防クラブ	1 5	昭和62年 4月 1日
3 1	わかば保育園幼年消防クラブ	1 3	〃
3 2	ぎんなん保育園幼年消防クラブ	1 5	〃
3 3	慈愛保育園幼年消防クラブ	2 7	平成 6年11月16日
3 4	さくらが丘保育園幼年消防クラブ	1 2	平成30年 6月 1日
3 5	天ヶ城保育園幼年消防クラブ	3 9	平成 5年 1月22日
3 6	たかふさ保育園幼年消防クラブ	2 4	平成 9年 3月 1日
3 7	うちやま認定こども園幼年消防クラブ	2 9	平成15年 6月 1日
3 8	東高岡保育所幼年消防クラブ	9	平成27年 4月 1日
3 9	南今泉保育園幼年消防クラブ	1 6	平成 5年 2月15日
4 0	北今泉保育園幼年消防クラブ	1 3	〃
4 1	南加納保育園幼年消防クラブ	2 1	〃
4 2	黒坂保育園幼年消防クラブ	1 9	〃
4 3	清武中央こども園幼年消防クラブ	1 7	〃
4 4	ふなひきこども園幼年消防クラブ	2 2	〃
4 5	しんまちこども園幼年消防クラブ	1 2	〃
4 6	木脇保育園幼年消防クラブ	8	平成 2年 9月 1日
4 7	三名こども園幼年消防クラブ	2 5	平成28年 4月 1日
4 8	綾幼稚園幼年消防クラブ	休止	平成14年11月 1日
4 9	綾保育園幼年消防クラブ	1 7	平成20年 6月11日

(2) 活動状況

宮崎市消防局管内の幼稚園、保育園の園児を対象にして幼年消防フェスタを開催しています。



2 少年消防クラブ(小学生)

(1) 3団体 59人

少年消防クラブは、小学1年生から6年生を対象に、学校や家庭における火災予防に関する知識を習得させ、防火意識の普及と高揚を図ること、また、クラブ活動を通して、団体生活における協調性および礼儀と規律を習得することを目的に活動しています。

【クラブ名簿】

令和7年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	宮崎南小学校消防クラブ	16	昭和55年 7月12日
2	田野少年消防クラブ	20	昭和60年12月14日
3	住吉消防クラブ	23	令和 2年10月11日

(2) 活動状況

- ・火災予防運動期間中に、防火チラシの配布や防火パレード等により防火広報に努めています。
- ・規律訓練や親と子の救急法等の実技訓練を実施しています。
- ・平成27年度優良少年消防クラブとして消防庁から表彰されています。
- ・令和2年度に、宮崎市消防団住吉分団主導型の住吉消防クラブが発足しました。

宮崎南小学校消防クラブ

令和6年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
5月11日	入団式及び規律訓練	宮崎市南消防署	入団式、規律訓練
5月26日	宮崎県防災フェア	イオン宮崎	優良消防クラブ表彰
6月29日	防災学習	宮崎市南消防署	防災学習
7月28日	着衣泳体験	青島海水浴場	着衣泳体験
8月 4日	宮崎県航空センター見学	宮崎県航空センター	宮崎県航空センター見学
9月 9日	救命講習	宮崎市南消防署	救命講習
10月 5日	体験型防災学習	宮崎市南消防署	体験型防災学習
11月 1日	夜間防火パトロール	宮崎南小学校	夜間防火パトロール
12月 8日	避難所運営体験	宮崎市南消防署	避難所運営体験
1月12日	消防出初式	市役所河川敷	消防出初式
2月23日	修了式	宮崎市南消防署	修了式



田野少年消防クラブ

令和6年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
7月30日	入団式・規律訓練	田野小学校	入団式・規律訓練
8月6日	救命講習	田野小学校	心肺蘇生法、AED取扱い
8月20日	避難所運営訓練	田野小学校	結索訓練、消火訓練、修了式
11月12日	火災予防啓発活動	田野小学校	防火チラシ配布



住吉消防クラブ

令和6年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
6月30日	入団式・規律訓練	宮崎市住吉公民館	入団式・規律訓練
8月25日	舟艇訓練	住吉小学校プール	舟艇訓練
9月22日	応急手当講習	宮崎市住吉公民館	応急手当講習
10月27日	住吉防災フェスタ	宮崎市住吉公民館住吉公園	住吉防災フェスタ
12月8日	消防署見学	宮崎市北消防署	消防署見学
12月22日	火災講座	宮崎市住吉公民館	火災講座
1月12日	宮崎市消防出初式	大淀川市民緑地	宮崎市消防出初式
2月23日	航空センター見学	宮崎県防災救急航空センター	航空センター見学
3月2日	卒部式	宮崎市住吉公民館	卒部式



3 少年消防クラブ(中学生)

(1) 1団体 24人

更なる地域防災力の向上と次世代の「防災リーダー」を育成するために、平成29年7月に赤江中学校に消防クラブを結成しました。消防クラブ員は、訓練や救命講習など様々な体験を通して防火・防災に関する知識・技術を身に付け、学生防災リーダーとして学校や地域社会に貢献することを目的に活動しています。

【クラブ名簿】

令和7年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	赤江中学校消防クラブ	24	平成29年 7月29日

(2) 活動状況

- ・普通救命講習Ⅰを受講し、修了証を取得しています。
- ・災害救出シミュレーションを通して、災害対応に必要な行動や考え方を習得しています。



赤江中学校消防クラブ

令和6年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
5月11日	入団式	宮崎市南消防署	入団式
6月29日	防災学習	宮崎市南消防署	防災クイズ・家庭での備蓄品 各種災害危険箇所の把握
8月 4日	防災ヘリ見学	宮崎県防災救急航空センター	防災ヘリ見学
10月 5日	体験型防災学習	宮崎市南消防署	消火体験、地震体験、煙体験
12月 8日	避難所運営体験	宮崎市南消防署	炊き出し・ダンボール組み立て

4 宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会

(1) 10団体 263人

宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会は、平成21年3月に結成され、日常生活において火気を取り扱う家庭の主婦及び地域住民に対して防火意識の普及と高揚を図り、災害に強い安全なまちづくりに寄与すること、家庭や地域での応急手当の普及促進に努めることを目的に活動しています。

(2) 活動状況

住宅用火災警報器の設置普及促進、防火講話の開催、台風災害後のボランティア活動、応急手当の普及促進、施設見学等を実施し防火意識の高揚に努めています。

令和6年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
6月23日	会員拡充のための防災訓練	木花地区交流センター	会員交流会等
8月23日	ゆかいな仲間の発表会	宮崎市民プラザオルブライトホール	会員拡充のための発表会等
11月7日 ～8日	全国女性防火クラブの集い	東京都	女性クラブ幹部交流・意見交換会
11月3日	鹿児島県女性防火クラブ連絡協議会設立40周年記念大会	鹿児島県指宿市	意見交換会等
12月2日 ～3日	令和6年度九州・沖縄ブロック婦人防火クラブ連絡協議会幹部地域研修会	大分県	意見交換会等
1月5日	消防出初式観覧	宮崎市役所河川敷	消防出初式観覧
2月2日	女性が係わる防災学習	木花地区交流センターホール	避難訓練等
2月6日	宮崎市消防職員意見発表会傾聴	宮崎公立大学講堂	宮崎市消防職員意見発表会傾聴

※上記以外に、毎月（3月を除く）定例役員会を実施。また、毎週月曜日に JR 木花駅舎及びトイレの清掃、毎月、月初めに島山地区複合型津波避難施設の清掃を実施。

【クラブ名簿】

令和7年3月31日時点

	ク ラ ブ 名	会 員 数	結 成 年 月 日
1	赤江婦人防火クラブ	39	平成 6 年 6 月 7 日
2	木花婦人防火クラブ	129	平成20年 6 月 1 日
3	小戸・昭和婦人防火クラブ	10	平成20年 9 月 26 日
4	吉村地区婦人防火クラブ	5	平成20年12月10日
5	青島21区自治会	35	平成25年 5 月 1 日
6	檉婦人防火クラブ	8	平成26年 5 月 26 日
7	佐土原婦人防火クラブ	8	令和 3 年 4 月 1 日
8	大淀地区婦人防火クラブ	10	令和 3 年 8 月 1 日
9	清武地区婦人防火クラブ	7	令和 3 年 8 月 1 日
10	曾山寺婦人防火クラブ	12	令和 3 年 12 月 1 日

予防行政協力団体

1 宮崎県消防設備協会宮崎支部

(1) 会員数（賛助会員を含む） 52事業所

本協会は、平成4年12月に、消防用設備業に従事している事業所を中心に結成し、消防法改正等に伴う研修会を開催するなど最新の知識を得て、消防用設備等の適正な工事、整備及び点検等に努めています。

(2) 活動状況

令和6年度	
研 修 会 名	参加人員
先進地視察研修	8人
消防法令の改正概要研修会	25人

2 宮崎地区危険物安全協会

(1) 会員数（賛助会員を含む）208事業所

本協会は、昭和45年3月に石油、塗料及びガス関係事業所で結成し、現在は一般社団法人宮崎県危険物安全協会の下部団体として、事業所の安全対策等に寄与しています。

(2) 活動状況

- ・火災予防に貢献している優良事業所及び功労者の表彰
- ・危険物安全週間及び火災予防運動週間中に、横断幕や防火のぼりを掲げるなど広報活動の実施
- ・危険物取扱者試験準備講習会（年2回）及び危険物取扱作業の保安に関する講習会（年3回）の実施（当該試験等の合格率のアップに努めています。）

令和6年度	
講 習 会 名	参加人員
危険物取扱者試験準備講習会	77人
危険物取扱作業の保安に関する講習会	472人
危険物安全研修会	28人

3 宮崎防火管理等協議会

(1) 会員数（賛助会員を含む）330事業所

本協議会は、昭和62年10月に結成され、職場の防火管理に関する研究や災害防止に努めるとともに会員相互の連絡協調及び社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 活動状況

- ・火災予防に貢献している優良事業所及び功労者の表彰
- ・火災予防に係る情報をホームページに掲載
- ・会員事業所の新入社員等を対象とした防火研修会等実施（年3回）

令和6年度	
研 修 会 名	参加人員等
新入社員等を対象とした防火研修会	61事業所 133人
防火研修会	114事業所 125人
防災研修会	61事業所 71人

4 ニシタチ・中央防火安全対策協議会

(1) 会員数 37人 加入棟数 78棟

本協議会は、平成13年9月に新宿歌舞伎町で発生した雑居ビル火災を教訓に、平成14年11月に、宮崎市の繁華街であるニシタチ・中央地区の雑居ビル等の所有者及び関係者を中心に結成された団体で、繁華街における火災の予防や防火管理体制の整備を図ることを目的に活動しています。

(2) 活動状況

令和6年度	
行 事 名	参加者等
理事会	理事
総会	理事及び会員
防火研修会	理事及び会員
火災想定訓練	理事及び会員
火災予防運動における協力	会員が所有・管理するビルへの 防火ポスター等の掲示

市町別・用途別防火対象物数

令和7年3月31日時点

用途別			合 計	宮 崎 市	国 富 町	綾 町
合 計			18,217	17,009	856	352
1	イ	劇場・映画館	19	18	－	1
	ロ	公会堂・集会場	125	116	6	3
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	3	3	－	－
	ロ	遊技場・ダンスホール	30	30	－	－
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	1	－	－
	ニ	カラオケボックス等	8	8	－	－
3	イ	待合・料理店	2	2	－	－
	ロ	飲食店	389	377	7	5
4		百貨店	606	570	25	11
5	イ	旅館・ホテル等	310	288	3	19
	ロ	寄宿舎・共同住宅	5,620	5,524	66	30
6	イ	病院・診療所	461	445	13	3
	ロ	養護老人ホーム等	413	365	42	6
	ハ	老人デイサービスセンター等	569	503	51	15
	ニ	幼稚園・特別支援学校	74	71	2	1
7		学校	680	637	34	9
8		図書館・博物館	20	12	2	6
9	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	6	6	－	－
	ロ	イ以外の公衆浴場	14	14	－	－
10		車両の停車場等	3	3	－	－
11		寺院・教会	125	119	6	－
12	イ	工場・作業場	1,320	1,110	158	52
	ロ	映画・テレビスタジオ	－	－	－	－
13	イ	自動車車庫・駐車場	208	199	8	1
	ロ	航空機等の格納庫	5	5	－	－
14		倉庫	1,123	976	92	55
15		上記以外の事務所	2,900	2,541	268	91
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	1,377	1,305	44	28
	ロ	複合用途防火対象物（非特定）	1,790	1,745	29	16
17		文化財施設等	10	10	－	－
18		アーケード	6	6	－	－

用途別中高層（３階以上）建築物数（宮崎市）

令和７年３月３１日時点

署及び用途別		３階	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１８	１９	４３	合計
合 計		2,684	1,486	702	287	211	167	78	95	43	25	14	30	25	2	1	1	5,851
北 消 防 署		1,672	951	476	225	158	121	61	80	36	21	12	26	23	2	1	1	3,866
南 消 防 署		1,012	535	226	62	53	46	17	15	7	4	2	4	2	-	-	-	1,985
1	イ 劇場・映画館	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	ロ 公会堂・集会場	8	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
2	イ キャバレー・ナイトクラブ	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	ロ 遊技場・ダンスホール	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ニ カラオケボックス等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
3	イ 待合・料理店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	ロ 飲食店	36	19	20	5	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83
4	百貨店	21	6	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
5	イ 旅館・ホテル等	14	12	7	5	6	7	6	5	3	3	3	1	-	1	-	-	73
	ロ 寄宿舎・共同住宅	1,244	886	422	159	127	110	51	70	31	17	11	27	23	1	1	-	3,180
6	イ 病院・診療所	68	25	8	3	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111
	ロ 養護老人ホーム等	36	10	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55
	ハ 老人デイサービスセンター等	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
	ニ 幼稚園・特別支援学校	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
7	学校	179	34	10	5	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
8	図書館・博物館	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
9	イ 蒸気・熱気浴場の公衆浴場	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	ロ イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
10	車両の停車場等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
11	寺院・教会	7	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
12	イ 工場・作業場	25	11	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
	ロ 映画・テレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
13	イ 自動車車庫・駐車場	9	9	3	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	23
	ロ 航空機等の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
14	倉庫	20	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
15	上記以外の事務所	269	70	44	26	17	11	12	6	2	2	-	-	-	-	-	-	459
16	イ 複合用途防火対象物（特定）	292	153	76	36	19	12	6	7	5	2	-	2	2	-	-	1	613
	ロ 複合用途防火対象物（非特定）	410	237	92	42	26	18	2	6	2	1	-	-	-	-	-	-	836
17	文化財施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

用途別中高層（３階以上）建築物数（広域２町）

令和７年３月３１日時点

町及び用途別			3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	合計
合 国 綾	計 富 町 町		49	34	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	91
			30	21	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	58
			19	13	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
1	イ	劇場・映画館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂・集会場	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	カラオケボックス等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	イ	待合・料理店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	飲食店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4		百貨店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	イ	旅館・ホテル等	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	ロ	寄宿舎・共同住宅	7	27	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	39
6	イ	病院・診療所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	ロ	養護老人ホーム等	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	ハ	老人デイサービスセンター等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	幼稚園・特別支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7		学校	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
8		図書館・博物館	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
9	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10		車両の停車場等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11		寺院・教会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	イ	工場・作業場	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	ロ	映画・テレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	イ	自動車車庫・駐車場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	航空機等の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		倉庫	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
15		上記以外の事務所	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	12	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
	ロ	複合用途防火対象物（非特定）	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
17		文化財施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市町別・用途別消防同意状況

令和6年度

用 途 別			合 計	宮 崎 市	国 富 町	綾 町
合 計			457	431	18	8
1	イ	劇場・映画館	7	7	－	－
	ロ	公会堂・集会場	5	5	－	－
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	－	－	－	－
	ロ	遊技場・ダンスホール	3	2	1	－
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	－	－	－	－
	ニ	カラオケボックス等	－	－	－	－
3	イ	待合・料理店	－	－	－	－
	ロ	飲食店	15	15	－	－
4		百貨店	29	28	1	－
5	イ	旅館・ホテル等	9	9	－	－
	ロ	寄宿舎・共同住宅	61	55	2	4
6	イ	病院・診療所	22	19	1	2
	ロ	養護老人ホーム等	7	7	－	－
	ハ	老人デイサービスセンター等	15	15	－	－
	ニ	幼稚園・特別支援学校	6	6	－	－
7		学校	3	3	－	－
8		図書館・博物館	－	－	－	－
9	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	－	－	－	－
	ロ	イ以外の公衆浴場	1	1	－	－
10		車両の停車場等	－	－	－	－
11		寺院・教会	4	4	－	－
12	イ	工場・作業場	12	11	－	1
	ロ	映画・テレビスタジオ	－	－	－	－
13	イ	自動車車庫・駐車場	7	6	1	－
	ロ	航空機等の格納庫	－	－	－	－
14		倉庫	37	35	2	－
15		上記以外の事務所	118	110	8	－
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	15	15	－	－
	ロ	複合用途防火対象物（非特定）	12	12	－	－
17		文化財施設等	－	－	－	－
18		アーケード	－	－	－	－
		住宅	16	16	－	－
		併用住宅	1	1	－	－
		その他	52	49	2	1

署別・用途別査察実施状況

令和6年度

用途別			防火対象物数	計画件数			実施件数				実施率 %
				合計	北消防署	南消防署	合計	北消防署	南消防署	防災センター 予及び防課	
合計			18,195	2,185	1,350	835	2,267	1,394	864	9	103.8%
1	イ	劇場・映画館	19	8	7	1	8	7	1		100.0%
	ロ	公会堂・集会場	123	27	19	8	27	19	8		100.0%
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	3	2	2	－	2	2			100.0%
	ロ	遊技場・ダンスホール	31	11	9	2	11	9	2		100.0%
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	－	－	－	－				－
	ニ	カラオケボックス等	8	3	2	1	3	2	1		100.0%
3	イ	待合・料理店	2	1	1	－	1	1			－
	ロ	飲食店	395	144	101	43	143	99	43	1	99.3%
4		百貨店	603	171	100	71	169	97	72		98.8%
5	イ	旅館・ホテル等	296	73	50	23	91	55	36		124.7%
	ロ	寄宿舎・共同住宅	5,597	138	36	102	142	39	103		102.9%
6	イ	病院・診療所	459	120	66	54	121	64	54	3	100.8%
	ロ	養護老人ホーム等	400	158	80	78	162	82	80		102.5%
	ハ	老人デイサービスセンター等	566	196	115	81	194	114	78	2	99.0%
	ニ	幼稚園・特別支援学校	74	19	12	7	19	12	7		100.0%
7		学校	680	149	76	73	149	77	72		100.0%
8		図書館・博物館	20	2	2	－	2	2			100.0%
9	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	6	1	1	－	1	1			100.0%
	ロ	イ以外の公衆浴場	13	2	－	2	2		2		100.0%
10		車両の停車場等	2	－	－	－	－				－
11		寺院・教会	126	10	8	2	10	8	2		100.0%
12	イ	工場・作業場	1,341	117	63	54	119	62	57		101.7%
	ロ	映画・テレビスタジオ	－	－	－	－	－				－
13	イ	自動車車庫・駐車場	205	34	24	10	36	26	10		105.9%
	ロ	航空機等の格納庫	5	－	－	－	－				－
14		倉庫	1,111	105	69	36	129	89	40		122.9%
15		上記以外の事務所	2,877	203	123	80	224	140	84		110.3%
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	1,403	408	320	88	402	308	91	3	98.5%
	ロ	複合用途防火対象物（非特定）	1,813	76	57	19	92	72	20		121.1%
17		文化財施設等	10	4	4	－	5	4	1		125.0%
18		アーケード	6	3	3	－	3	3			－

※防火対象物数については、令和6度査察計画作成時（令和6年3月時点）の対象物数である。

各種講習会・行事等実施状況

令和6年度

区 分	実施年月	対 象	人 数
防 火 管 理 講 習 会	R6年 4月	消防法8条該当事業所	48
防 火 管 理 講 習 会	R6年 5月	消防法8条該当事業所	49
防 火 管 理 講 習 会	R6年 6月	消防法8条該当事業所	59
防 火 管 理 講 習 会	R6年 7月	消防法8条該当事業所	43
防 火 管 理 講 習 会	R6年 8月	消防法8条該当事業所	57
防 火 管 理 講 習 会	R6年 9月	消防法8条該当事業所	32
防 火 管 理 講 習 会	R6年 10月	消防法8条該当事業所	58
防 火 管 理 講 習 会	R6年 11月	消防法8条該当事業所	57
防 火 管 理 講 習 会	R7年 2月	消防法8条該当事業所	59
防 火 管 理 講 習 会	R7年 3月	消防法8条該当事業所	59
防 火 管 理 再 講 習 会	R6年 6月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に該当する事業所	29
防 火 管 理 再 講 習 会	R7年 2月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に該当する事業所	19
防 火 ・ 防 災 管 理 再 講 習 会	R6年 12月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に該当する事業所・消防法36条該当事業所	2
防 火 研 修 会	R6年 5月	各事業所社員（設備協）	25
防 火 研 修 会	R6年 6月	各事業所社員（危安協）	28
防 火 研 修 会	R6年 6月	各事業所社員（防管協）	50
防 火 研 修 会	R6年 6月	各事業所社員（防管協）	40
防 火 研 修 会	R6年 6月	各事業所社員（防管協）	43
防 火 研 修 会	R6年 10月	各事業所社員（防管協1号・2号会員）	45
防 火 研 修 会	R6年 10月	各事業所社員（防管協1号・2号会員）	41
防 火 研 修 会	R6年 10月	各事業所社員（防管協1号・2号会員）	39
防 災 研 修 会	R7年 1月	各事業所社員（防管協）	71
消 防 訓 練 研 修 会	R7年 2月	自衛消防隊研修会（宮崎県消防学校）	77

【消防法8条該当事業所とは】 P63 (1)防火管理参照

【消防法36条該当事業所とは】 P63 (2)防災管理参照

【防火管理再講習とは】 甲種防火管理者の選任が必要な事業所のうち、収容人員が300人以上の特定用途の防火対象物で、防火管理者に選任されている方が受講する講習会です。

【防災管理再講習とは】 防災管理者に選任されている方が受講する講習会です。

危険物規制編

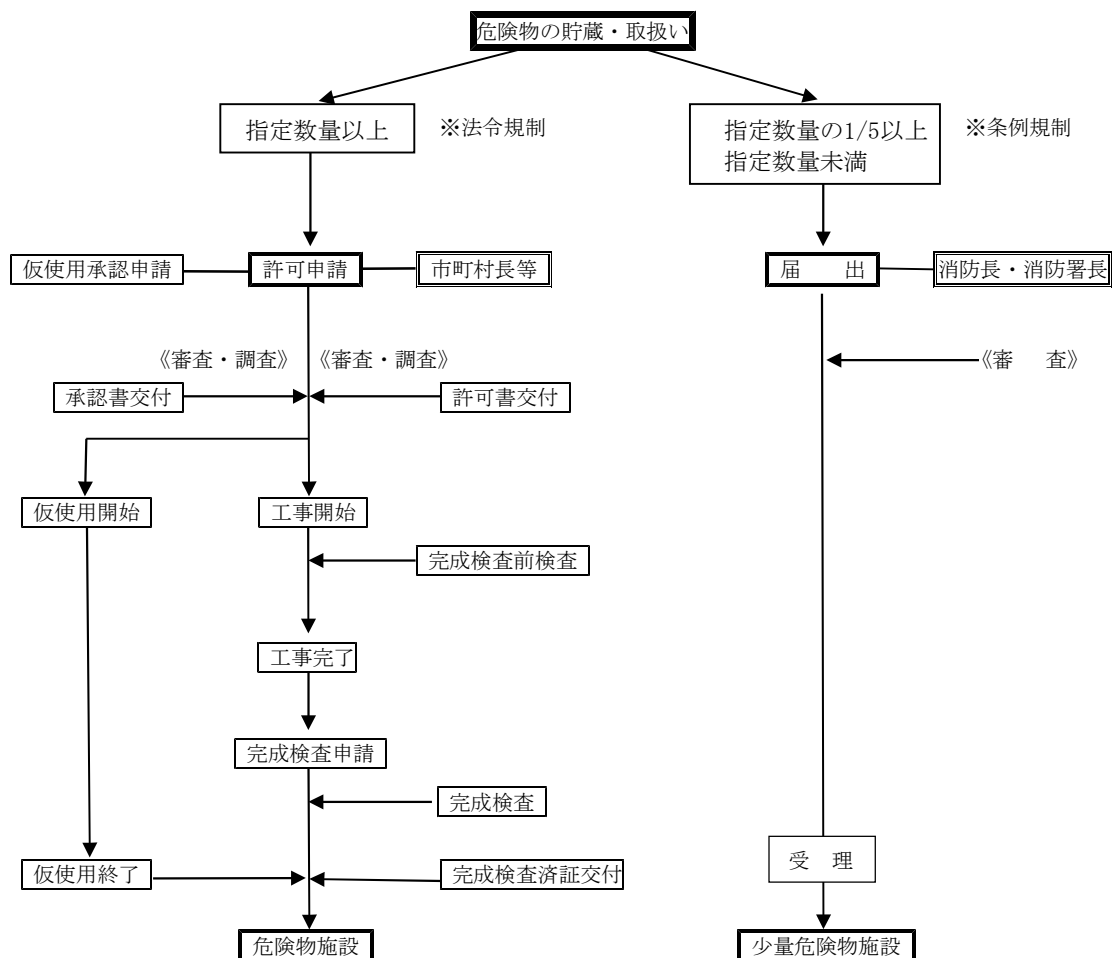
危険物規制

1 危険物規制事務の概要

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする発火性又は引火性を有する物品及び発火性又は引火性を促進する物品は、消防法で「危険物」と定められています。

消防法では、一定数量（指定数量）以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長等の許可等を受けた危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）で行わなければならないとされており、危険物施設の位置、構造、設備等の技術基準及び危険物の貯蔵・取扱いの基準について厳しく規制されています。また、指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵又は取扱う場合は、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で消防長又は消防署長に対する届出が必要です。

危険物施設における火災や漏洩などの事故は、人命や周辺の地域に与える影響が極めて大きいことから、これらの災害を未然に防止し生活の安全を確保するため、宮崎市消防局では危険物施設の許可等に係る申請から完成に至るまでの審査及び検査業務、既存の危険物施設に対する立入検査等を通して、危険物施設を保有する事業所の保安体制の確立や関係者の防災意識の向上を図っています。



2 危険物施設の状況

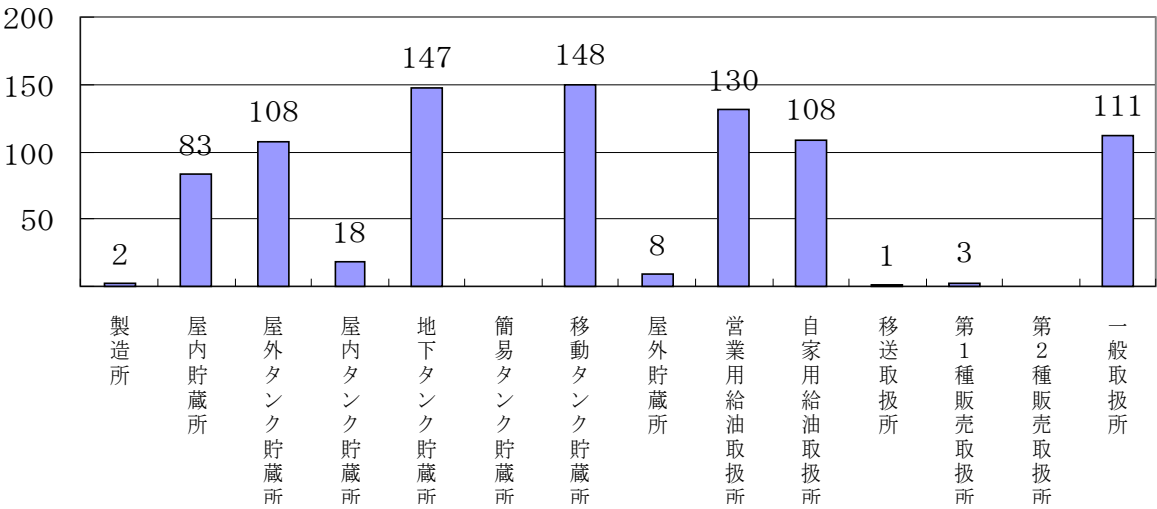
危険物施設は、危険物を製造する施設（製造所）、タンクや容器により危険物を貯蔵する施設（貯蔵所）、給油や消費など危険物を取り扱う施設（取扱所）に大きく分類されます。令和7年3月31日現在の宮崎市消防局管内の危険物施設総数は、867施設で前年に比べ3施設減少しました。内訳は、製造所2施設（0.2%）、貯蔵所512施設（59.1%）、取扱所353施設（40.7%）となっています。また、危険物は消防法で第1類から第6類に分類され、我々の日常生活に密接な関わりをもつガソリン、灯油、軽油、重油、動植物油等の石油類は第4類に該当します。第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱っている危険物施設は、860施設で全体の99.2%となっています。

過去5年間の危険物施設数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	882	879	869	870	867
宮 崎 市	811	808	799	803	800
国 富 町	55	55	54	51	52
綾 町	16	16	16	16	15

貯蔵・取扱形態別危険物施設数

令和7年3月31日時点



危険物の性質ごとの施設割合

令和7年3月31日時点

危険物類別	性質	施設数	割合%
第一類	酸化性固体	3	0.34
第二類	可燃性固体	-	-
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	4	0.46
第四類	引火性液体	864	99.10
第五類	自己反応性物質		
第六類	酸化性液体	1	0.11

※複数の類を貯蔵し又は取扱う施設含む

3 危険物施設についての事務処理状況

(1) 許可・認可・検査等の申請状況

宮崎市消防局では、危険物施設の設置と変更について消防法で定められた技術上の基準に適合しているか審査し、基準に適合しているものに許可書を交付しています。許可書が交付されるまでは危険物施設の工事を開始することはできません。

令和6年度中の危険物施設の設置についての許可申請は20件、変更についての許可申請は61件で、変更許可申請のうち43件が工事に係る部分以外の部分の一部又は全部を使用するための仮使用承認申請を伴うものでした。また、これらの許可申請に基づく完成検査・完成検査前検査・予防規程等の申請件数を合わせると合計297件を受理しました。

許可・認可・検査等の申請件数		令和6年度	
申請区分	件数	前年比	
合計	297	6	
設置許可申請	20	2	
変更許可申請	61	6	
仮使用承認申請	43	7	
設置完成検査申請	15	△2	
変更完成検査申請	53	△3	
完成検査前検査申請	19	15	
仮貯蔵・仮取扱承認申請	5	△3	
予防規程制定・変更認可申請	54	△1	
少量危険物タンク検査申請	27	△15	

(2) 完成検査等の実施状況

許可を受けて着工した危険物施設に対しては、工事完了後に完成検査を行い、申請どおり工事を行っていること、技術上の基準に適合していることなどを確認した上で完成検査済証を交付しています。完成検査済証の交付によって危険物施設として使用を開始することができます。

令和6年度中の完成検査実施件数は、設置許可に係るものが14件、変更許可に係るものが49件で、完成検査前検査等の事前検査を合わせると合計105件となっております。

完成検査等実施件数		令和6年度	
検査区分	件数	前年比	
合計	105	6	
設置完成検査	14	△1	
変更完成検査	49	△8	
完成検査前検査（水張検査）	13	10	
完成検査前検査（水圧検査）	6	5	
完成検査前検査（基礎地盤）	—	—	
完成検査前検査（溶接部）	—	—	
中間検査（配筋・配管）	18	△2	
中間検査（タンク据付）	5	2	

※ 検査の申請から検査実施までに年度が変わる場合があるため、
(1) に示されている申請件数とは必ずしも一致しない。

(3) 立入検査の実施状況

既存の危険物施設については、定期的に消防職員による立入検査を実施しています。宮崎市消防局では、危険物施設を「宮崎市火災予防査察等に関する規程」に基づき、次のとおり第1種から第3種に分類しており、それぞれの区分に従い立入検査を実施しています。

危険物施設査察区分

種 別	号	対 象 施 設	査察執行回数
第1種	1	製造所	1年に1回
	2	特定屋外タンク貯蔵所(タンク容量1,000KL以上)	
	3	移送取扱所	
	4	第2種、第3種で消防局長指定	
第2種	1	準特定屋外タンク貯蔵所(タンク容量500KL以上1,000KL未満)	2年に1回
	2	給油取扱所(自家用を除く)	2年に1回
	3	屋外タンク貯蔵所(特定・準特定を除く)	3年に1回
	4	第3種で消防局長指定	2年に1回
第3種	1	第1種から第2種を除く製造所等	4年に1回

※ 令和6年度中は、295件の立入検査を実施しました。

(4) 各種届出の状況

危険物施設の譲渡引渡があった場合や貯蔵又は取扱う危険物の品名・数量等に変更が生じた場合などには、消防法により、危険物施設の所有者等は市町村長等に届出をしなければなりません。また、危険物施設の名称や地番、所有者等の氏名・住所などに変更が生じた場合などについても、宮崎市危険物の規制に関する規則により届出が必要になります。

令和6年度中は、これらの届出について、合計542件を受理しました。

各種届出の受理件数		令和6年度	
届 出 の 区 分		件 数	前 年 比
合 計		542	△87
譲 渡 引 渡 届 出		11	—
品名、数量又は指定数量の倍数変更届出		10	△2
保安監督者選任・解任届出		81	△2
廃止届出(転出含む)		20	△1
名称・所在地変更届出		150	3
工 事 届 出		135	△44
そ の 他 の 届 出		135	△41

4 危険物施設の事故発生状況

令和6年度中、宮崎市消防局管内の危険物施設において、発生した事故はありませんでした。

5 広報・講習会等

危険物を貯蔵し又は取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、全国で啓発運動が展開されています。

令和6年度は、「次世代へつなごう無事故と青い地球^{ほし}」を推進標語としてラジオ及び電光掲示板による広報、セルフスタンドに対する特別査察のほか、消防局車両へのマグネットシートの貼付、消防署や宮崎地区危険物安全協会加入事業所において、のぼり旗を掲揚するなどの啓発活動を行いました。また、宮崎県危険物安全協会の主催により、危険物取扱者試験準備講習会（前期 5月15日～5月16日、後期 10月21日～10月22日）、危険物取扱作業の保安に関する講習会（11月20日～11月22日）を実施しました。

6 保安2法

宮崎市消防局では、宮崎県から権限移譲を受け、経済産業省所管の保安2法（火薬類取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に係る事務を行っています。

火薬類は、煙火消費（花火）をその代表として多く使用されており、液化石油ガスについては、一般家庭や飲食店など様々な分野で使用されています。これらは、その管理や取扱いを誤ると爆発や火災等を招き、ひいては人の命を脅かしかねないものです。これらによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、必要な規制を行い、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図っています。

7 火薬類取締法規制事務処理状況

（1）火薬類取締法施設

令和7年3月31日時点

種類	1級 火薬庫	2級 火薬庫	3級 火薬庫	煙火 火薬庫	実包 火薬庫
棟数	4棟	0棟	2棟	3棟	1棟

（2）取締実施状況

令和6年度

種類	販売店	火薬庫	消費場所 (煙火以外)	煙火		庫外貯蔵庫		合計
				製造所	消費場所	販売店	消費場所	
検査数	—	6	—	—	10	—	—	16

(3) 許可状況

令和6年度

許可の種類			件 数
譲 渡 許 可			3 件
譲受許可	一般 土木	2 5 k g 以下の場合	—
		2 5 k g を超える場合	3 件
	採 石		—
	火工品のみの場合		2 件
煙 火 消 費 許 可 ※煙火消費中止及び再申請による許可含む			1 8 件
消 費 許 可（煙火消費除く）			—
廃 棄 許 可			1 件
合 計			2 7 件

8 液化石油ガス法規制事務処理状況

液化石油ガスの設備工事届出状況

（貯蔵能力500kg超3,000kg未満（貯槽等1,000kg未満）の貯蔵設備の設置工事）

令和6年度

内 容		件数
液化石油ガス設備工事届出	容器	6件
	バルク容器	—
	バルク貯槽	9件
合計		15件

9 危険物施設設置状況

令和7年3月31日時点

施設区分 \ 市町別			合計	宮崎市	二 町		
					小計	国富町	綾町
合 計			867	800	67	52	15
製 造 所			2	2	－	－	－
貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所		83	76	7	5	2
	屋外タンク貯蔵所		108	96	12	12	－
	屋内タンク貯蔵所		18	18	－	－	－
	地下タンク貯蔵所		147	141	6	5	1
	簡易タンク貯蔵所		－	－	－	－	－
	移動タンク貯蔵所		148	143	5	3	2
	屋 外 貯 蔵 所		8	8	－	－	－
小 計			512	482	30	25	5
取扱所	給油取扱所	営 業	130	118	12	9	3
		うちセルフ	63	61	2	1	1
		自 家	108	100	8	5	3
	移 送 取 扱 所		1	1	－	－	－
	販売取扱所	一 種	3	3	－	－	－
		二 種	－	－	－	－	－
	一 般 取 扱 所		111	94	17	13	4
小 計			353	316	37	27	10

10 過去5年間の危険物施設設置廃止状況

施設区分 年度別		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	移 送 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
R2	総数	882	2	80	111	21	151	-	151	9	242	1	3	111
	設置	37	-	3	3	-	3	-	17	1	4	-	-	6
	廃止	26	-	-	2	-	2	-	16	-	5	-	-	1
R3	総数	879	2	81	109	19	154	-	149	8	240	1	3	113
	設置	29	-	4	1	-	6	-	9	1	2	-	-	6
	廃止	32	-	3	3	2	3	-	11	2	4	-	-	4
R4	総数	869	2	81	107	19	149	-	148	8	239	1	3	112
	設置	16	-	2	-	-	2	-	9	-	2	-	-	1
	廃止	26	-	2	2	-	7	-	10	-	3	-	-	2
R5	総数	870	2	83	108	18	147	-	149	9	240	1	3	110
	設置	22	-	3	2	-	2	-	11	1	2	-	-	1
	廃止	21	-	1	1	1	4	-	10	-	1	-	-	3
R6	総数	867	2	83	108	18	147	-	148	8	238	1	3	111
	設置	17	-	1	-	-	3	-	7	-	1	-	-	5
	廃止	20	-	1	-	-	3	-	8	1	3	-	-	4

※設置と廃止の数には、移動タンク貯蔵所の転入・転出を含む

1 1 屋外タンク貯蔵所保有状況

令和7年3月31日時点

市町別 タンク容量別	合計	宮崎市	二町		
			小計	国富町	綾町
合 計	108	96	12	12	-
50KL未満	56	47	9	9	-
50KL以上～100KL未満	6	5	1	1	-
100KL以上～300KL未満	17	16	1	1	-
300KL以上～500KL未満	5	4	1	1	-
500KL以上～1,000KL未満	10	10	-	-	-
1,000KL以上	14	14	-	-	-

1 2 危険物施設立入検査状況

令和6年度

施設区分	合	製	屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給	第	第	移	一
区分	計	造	内	外	内	下	易	動	外	油	1	2	送	般
		所	貯	タ	タ	タ	タ	タ	貯	取	種	種	取	取
			蔵	ン	ン	ン	ン	ン	蔵	扱	販	販	扱	扱
			所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
危険物施設数	870	2	83	108	18	147	-	149	9	240	3	-	1	110
立入検査実施件数	295	2	33	42	9	46	-	38	1	90	2	-	1	31

※危険物施設数については、立入検査計画作成時（令和6年3月時点）の施設数。

13 危険物施設事務処理状況

令和6年度

事務処理区分 施設区分	許可・検査等申請件数									完成検査等実施件数						届出等件数									
	設置許可申請	変更許可申請	仮使用承認申請	設置完成検査申請	変更完成検査申請	完成検査前検査申請	仮貯蔵・仮取扱承認申請	少量危険物タンク検査申請	予防規程制定・変更認可申請	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査（水張・水圧）	完成検査前検査（基礎地盤・溶接部）	中間検査（配筋・配管）	中間検査（タンク据付）	譲渡・引渡届出	品名・種類・数量変更届出	保安監督者選解任届出	用途廃止届出（転出含む）	名称・所在地変更届出	工事届出	その他の届出	改修等報告書		
合計	20	61	43	15	53	19	5	27	54	14	49	19	-	18	5	11	10	81	20	150	135	41	72		
製造所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	8	-	1		
屋内貯蔵所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	19	1	13	4	-	6		
屋外タンク貯蔵所	-	3	1	-	3	8	-	-	1	-	2	8	-	1	-	-	-	6	-	24	6	4	8		
屋内タンク貯蔵所	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1		
地下タンク貯蔵所	6	5	2	3	2	-	-	-	1	3	2	-	-	5	3	3	2	2	3	27	4	3	15		
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
移動タンク貯蔵所	4	3	-	4	3	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	4	1	-	8	12	10	1	5		
屋外貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-		
小計	11	12	4	8	10	8	-	-	2	8	9	8	-	6	3	7	8	29	13	77	32	9	36		
給油取扱所	1	31	30	1	29	8	-	-	51	-	27	8	-	6	1	1	-	23	1	46	63	8	21		
自家用給油取扱所	1	6	2	1	6	3	-	-	-	1	6	3	-	2	1	2	-	11	2	3	2	3	6		
第一種販売取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
第二種販売取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一般取扱所	7	12	7	5	8	-	-	-	1	5	7	-	-	4	-	1	2	18	4	24	38	19	7		
小計	9	49	39	7	43	11	-	-	52	6	40	11	-	12	2	4	2	52	7	73	103	30	35		
その他（少危等）	-	-	-	-	-	-	5	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1		

指令管制編

指令管制

1 指令管制業務の概要

指令業務は、1市2町の住民（約42万人）からの災害通報を受信し、住民の生命・身体・財産を災害等から保護するとともに、被害を軽減するため、災害状況に応じた消防隊・救急隊を出動させている。

災害発生時は、消防緊急情報システムを活用し、消防機関及び関係機関へ無線・災害情報Eメール・FAX等により出動指令や災害現場活動をスムーズに行うための情報の収集及び提供を行っている。

- (1) 平成10年度：発信地表示システムを導入した消防緊急情報システムを構築
- (2) 平成12年度：「災害時要援護者情報管理事業」を開始
災害時に出動消防隊の支援情報として活用
- (3) 平成14年度：災害情報Eメール配信開始
- (4) 平成21年度：指令システムの部分更新及び統合型位置情報通知システム導入
地図情報を添付した新災害情報Eメール配信開始
- (5) 平成25年度：消防救急無線をデジタル波へ変更、平成26年度から運用開始
- (6) 平成28年度：消防緊急情報システムを部分更新
- (7) 平成29年度：聴覚障がい者・言語障がい者を対象とした「登録制Eメールシステム（メール119）」を運用開始
- (8) 平成29年度：消防情報共有システムを導入、河川・道路等の映像情報及び各種災害情報の共有
- (9) 令和3年度：聴覚障がい者・言語障がい者を対象とした「Net119緊急通報システム」の運用開始
- (10) 令和7年度：映像通報システムの運用開始

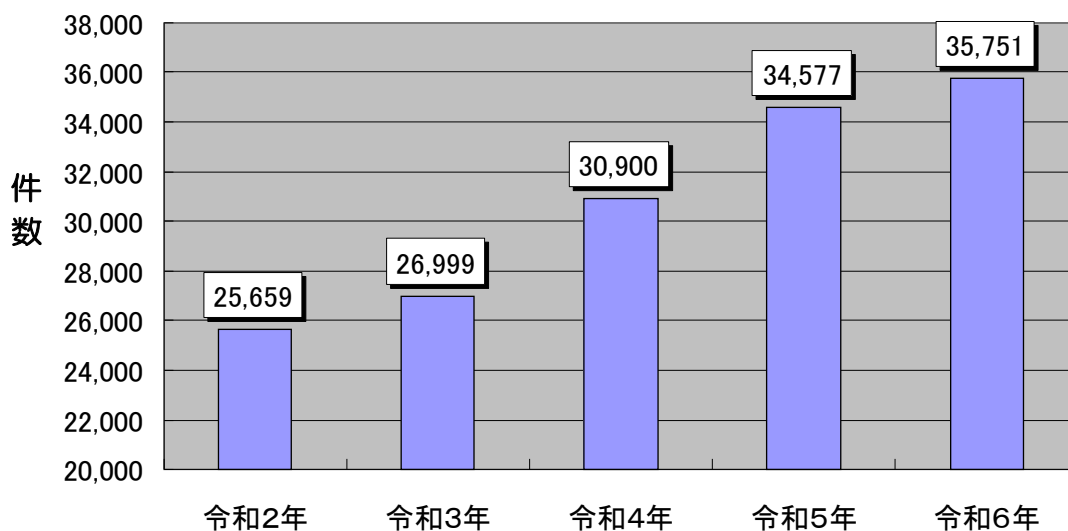
2 119番着信状況

令和6年中の119番着信件数は、35,751件（1日平均97件）で、令和5年中より1,174件の増加となった。

着信状況

	出動指令種別	令和6年	令和5年
災害着信	火災	87	113
	警戒	280	352
	救助	83	68
	救急	22,617	21,552
	小計	23,067	22,085
災害以外着信	試験	1,617	1,367
	訓練	2,684	2,634
	問い合わせ・病院案内	2,576	1,775
	誤報	818	1,144
	無言	767	986
	悪戯	35	36
	その他	4,187	4,550
	小計	12,684	12,492
総着信数		35,751	34,577

119番着信件数推移



電話別着信状況

年別	総着信数	加入電話等	携帯電話	I P 電話
R 5	34, 577	6, 381 (18%)	21, 799 (63%)	6, 397 (19%)
R 6	35, 751	6, 075 (17%)	22, 628 (63%)	7, 048 (20%)
前年比較 (△・・減)	1, 174	△306	829	651

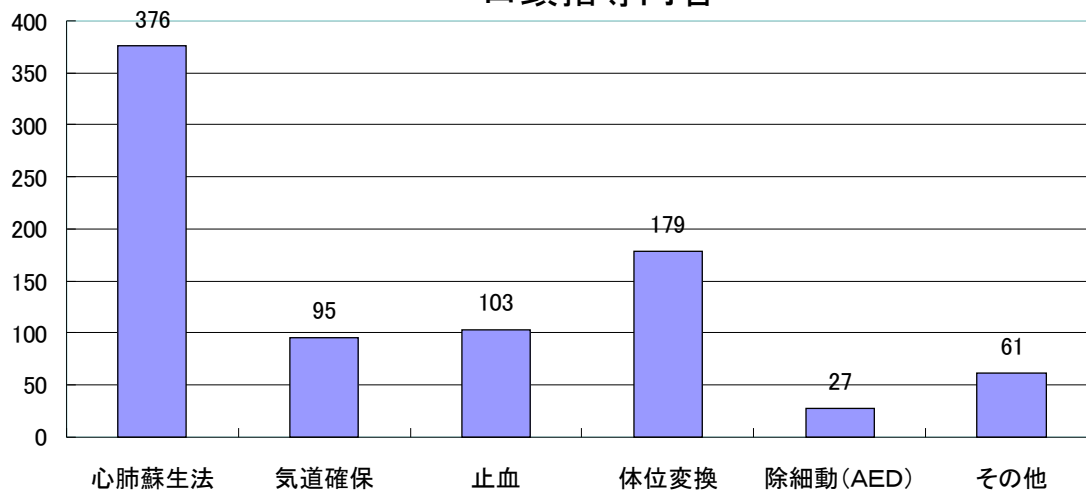
※令和6年 1日平均 97件 月平均 2,979件

※加入電話等には警察電話、他消防本部からの転送、駆け込みを含む

3 口頭指導状況

令和6年における口頭指導件数は841件であり、その内訳は心肺蘇生法(心臓マッサージのみ、人工呼吸のみを含む)376件、気道確保95件、止血103件、体位変換179件、除細動(AED)27件、その他(被覆及び固定・移動を含む)61件となっています。

口頭指導内容



4 避難行動要支援者・災害時要援護者情報管理状況

自力避難困難者（高齢者・障がい者等）に関する情報を消防緊急情報システムに登録し、災害時の支援情報として活用しています。

令和7年4月1日現在

地 区 名	登 録 者 数
宮崎市	11,910名
国富町	142名
綾 町	688名
合 計	12,740名

5 災害情報Eメール登録状況

火災及び救助事案が発生した場合や火災気象通報、気象に関する警報が発表された場合に、登録者に早期に情報が配信され、災害への迅速な対応を目的としたものです。
(令和7年4月1日現在)

(1) 登録数 4,242件

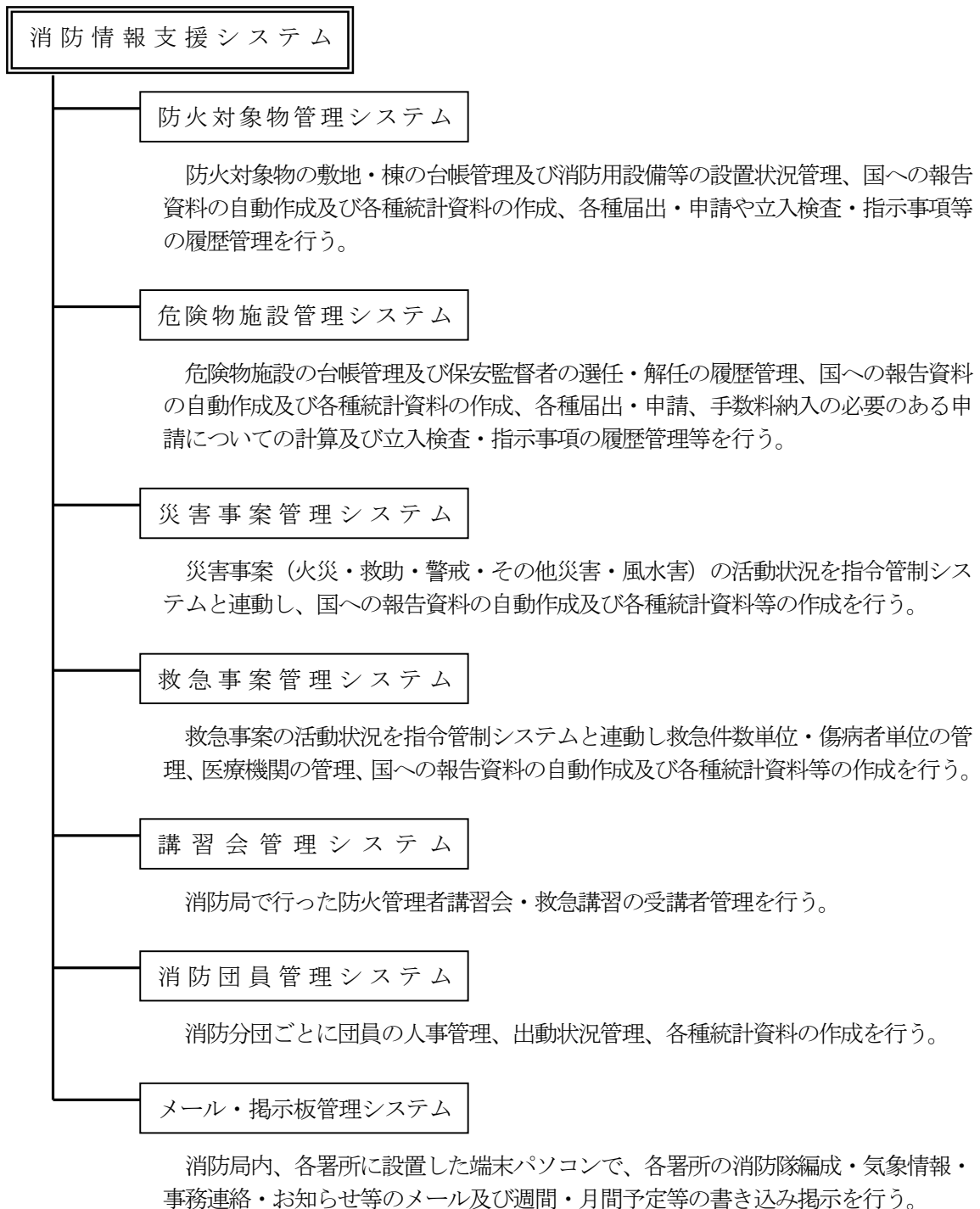
(2) 登録者 消防職員 消防団員 防災関係職員 聴覚障がい者 関係機関 ほか

(3) 経緯

- ・平成14年10月:消防職員・団員等を対象に、災害情報等のメール配信を開始する。
- ・平成16年 2月:聴覚障がい者を対象に、災害情報等のメール配信を開始する。
- ・平成22年 1月:システムを更新し、地図情報の送信が可能となる。
- ・平成29年 2月:システムを更新し、メールアドレスの登録を自動化する。

6 消防情報支援システム

消防情報支援システムは、指令管制システムと連動し出動した火災・救急・救助等の各事案の報告書や統計を作成するものです。また防火対象物・危険物施設の台帳管理や消防団等の事務を一元化に管理するシステムです。



7 消防有線系統圖

局 回 線 名	回線数
宮 崎 局 回 線	8
柳 瀬 局 回 線	2
住 吉 局 回 線	2
佐 土 原 局 回 線	2
西 佐 土 原 局 回 線	2
高 岡 局 回 線	2
綾 局 回 線	2
浦 之 名 局 回 線	2
山 下 局 回 線	2
国 富 局 回 線	2
八 代 局 回 線	2
大 淀 局 回 線	4
清 武 局 回 線	2
田 野 局 回 線	2
青 島 局 回 線	2
内 海 局 回 線	2
木 花 局 回 線	2
本 郷 局 回 線	2
生 目 局 回 線	2
N T T ドコモ局回線	2
ソフトバンク局回線	2
a u 局 回 線	2
E モバイル局回線	2
N T T 衛 星 回 線	2
ソフトバンクテレコム回線	2
K D D I 回 線	2
Q T ネ ッ ト 回 線	2
N T T コミュニケーションズ 回線	2
楽天モバイル 回線	2

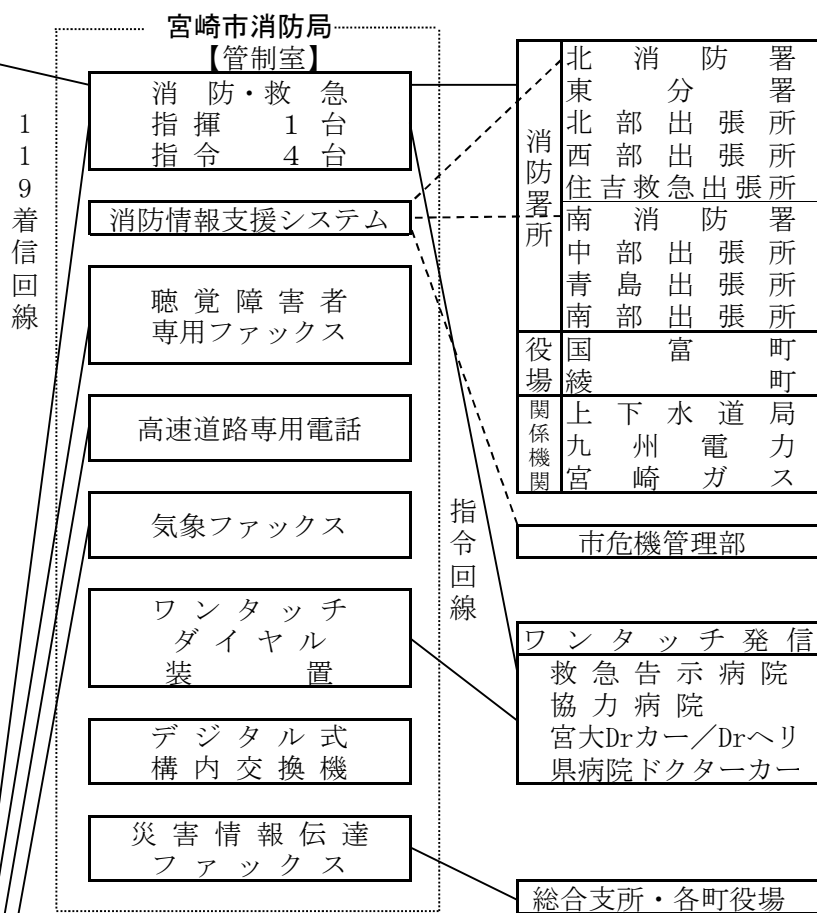
聴覚障がい者等用ファックス
22-0119 1回線

西日本高速道路株式会社宮崎地方気象台（ファックス）

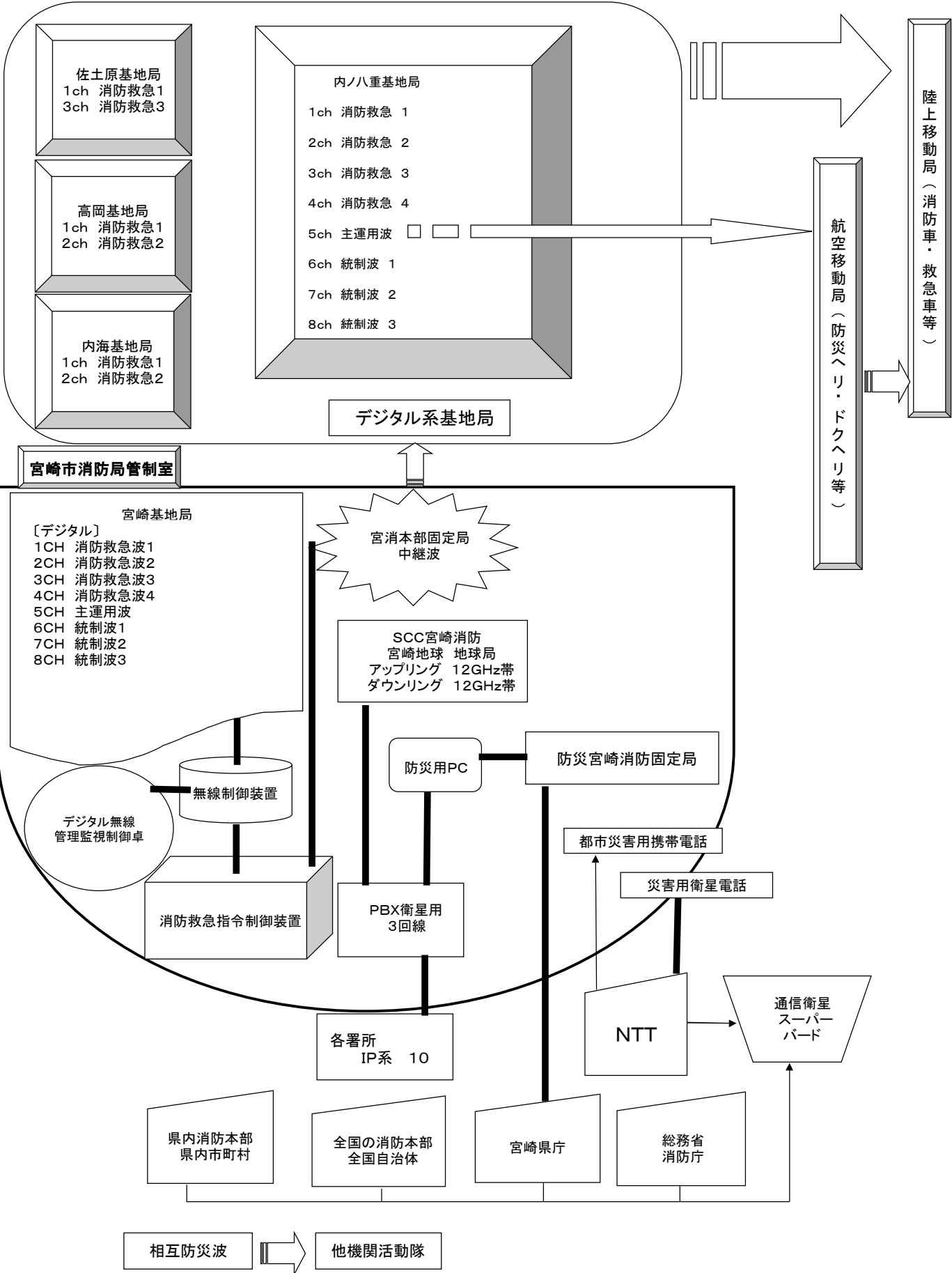
総務課	32-4901
	32-4902
(FAX)	27-8675
警防課	32-4903
(災対用)	27-5529
予防課	32-4904
	32-4905
	32-4908
指令課	32-4906
	27-1118
	27-1119
(FAX)	24-3453

北消防署	32-4909
(F A X)	32-4907
予防査察係	23-5878
東分署	32-4667
(F A X)	23-4111
防災センター	23-4127
	22-6468
(F A X)	22-6676
	22-6495
北部出張所	73-2117
(F A X)	73-2128
西部出張所	75-4664
(F A X)	75-4669
住吉救急出張所	36-3119
(F A X)	36-3120

南消防署	53-0033
	54-1700
(FAX)	53-0017
中部出張所	50-3148
(FAX)	50-3152
青島出張所	65-2397
(FAX)	65-2398
南部出張所	85-1183
(FAX)	85-1213
応急手当研修センター	
	62-4119
(FAX)	62-4120



8 消防無線系統図



* 矢印線は、無線系

9 消防通信システムネットワーク

指 令 台 系				デ ジ タ ル 電 子 交 換 器 系			
回 線 ・ 回 路 名 称		容量	実装	回 線 ・ 回 路 名 称		容 量	実 装
1 1 9 番受付回線（デジタル）		24	20	一 般 内 線		256	20
1 1 9 番受付回線（アナログ）		10	4	長 距 離 内 線			46
指 令 回 線		40	30	多 機 能 内 線			45
局 線		16	3	局 線			24
PBX 内 線		16	5	消 防 救 急 無 線 設 備			
自 動 案 内 回 線		50	50	消防救急波 1			
自 動 順 次 指 令 回 線		12	12	消防救急波 2			
無 線 回 線		12	9	消防救急波 3			
放 送 回 線		1	1	消防救急波 4			
録 音 回 線		16	16	主運用波			
ワ ン タ ッ チ 呼 出 回 路		500	500	統制波 1			
モ ニ タ 回 路		5	5	統制波 2			
他 台 連 絡 回 路		5	5	統制波 3			
サ ー ビ ス ス イ ッ チ 回 路		5	5	署活動系アナログ波			
無 線 指 令 回 路		1	1	相互防災波			
予 告 音 回 路		5	5	無 線 機 名 称		実 装	
ローカルエリアネットワーク回路		1	1	基 地 局		(20W)	3
ヒ ュ ー ズ 警 報 回 路		1	1			(5W)	1
警 報 回 路		12	12	移動局デジタル（車載）		(5W)	77
指 令 電 送 回 路		10	10	（相互防災波（150MHz帯）使用可能車両）			(3)
指 令 台 扱 者 回 路		4	4	移動局デジタル（携帯）		(1W)	120
指 揮 台 扱 者 回 路		1	1	移動局デジタル（可搬型） （全機相互防災波（150MHz）使用可）		(5W)	12
GPS 時 刻 制 御 回 路		1	1	移動局アナログ（携帯） （相互防災波専用150MHz帯）		(5W)	17
非常設備扱者回路（アナログ）		10	4	* 無 線 中 継 車 内 2 基 含 む			
非常設備扱者回路（デジタル）		10	10	署 活 動 系 無 線 （ ア ナ ロ グ 400MHz 帯 ）		(1W)	106
6 0 インチ多目的表示盤		2	2	団移動局デジタル（車載）		(5W)	173
4 6 インチ支援情報表示盤		1	1	団移動局デジタル（団携帯）		(1W)	80
				無線中継車（車載）		(10W)	1
				無線中継車（車載）		(5W)	1

火 災 編

火災の概況

宮崎市消防局管内（１市２町）の令和６年中の火災件数は１０１件で、宮崎市９０件、国富町８件、綾町３件でした。前年と比べると２６件減少し、約３．６日に１件の割合で火災が発生したことになります。

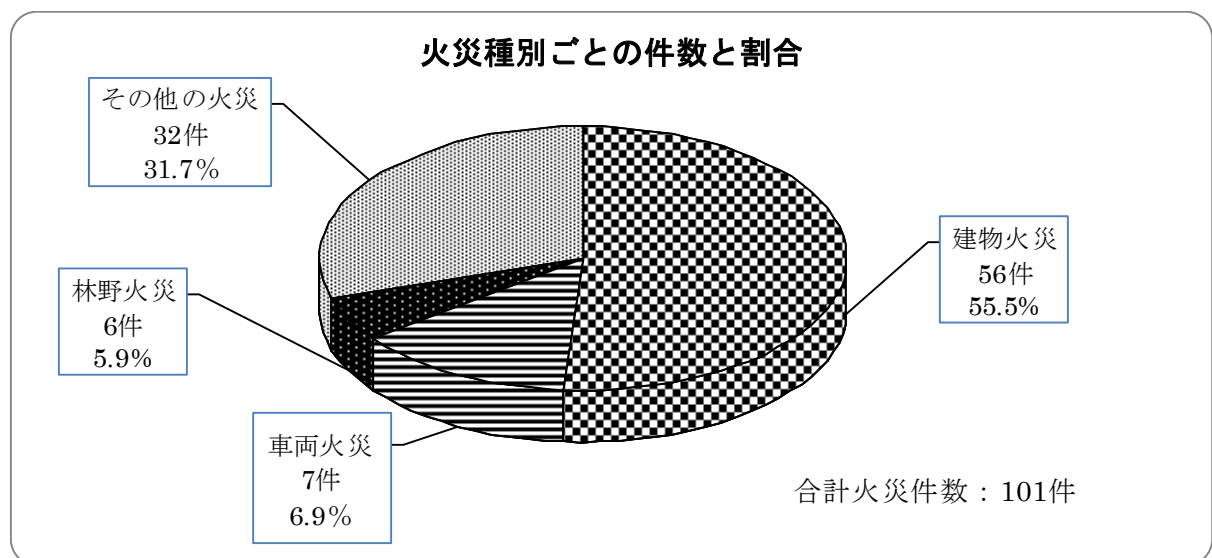
また、令和７年１月１日現在の人口を基に算出した出火率（人口１万人当たりの出火件数）は２．４で、前年から０．６減少しています。

令和６年の住宅用火災警報器の奏功事例は、２件ありました。

１ 火災種別ごとの発生状況

火災種別で見ると、建物火災５６件で全火災件数の５５．５％を占め、車両火災が７件（６．９％）、林野火災が６件（５．９％）その他の火災が３２件（３１．７％）となっています。

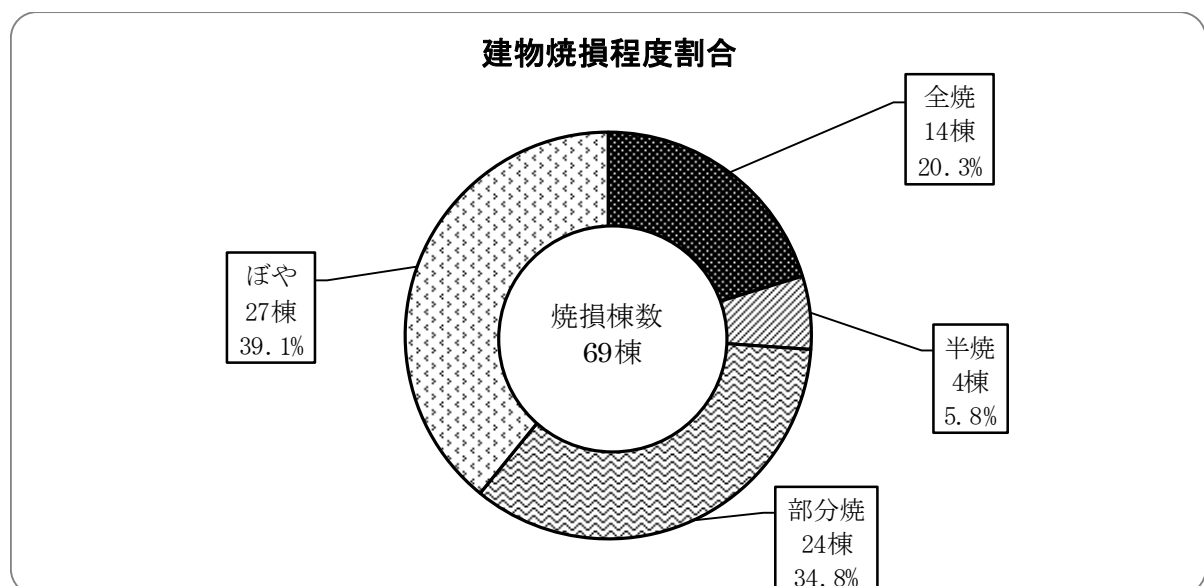
建物火災のうち、住宅火災（共同住宅・併用住宅を含む）は、３２件で前年と比べると４件減少し、建物火災の５７．１％を占めています。



２ 焼損面積・焼損棟数

焼損面積は、建物の床面積が１，８１６㎡、表面積が３６７㎡、林野が１３８ａ焼損しました。

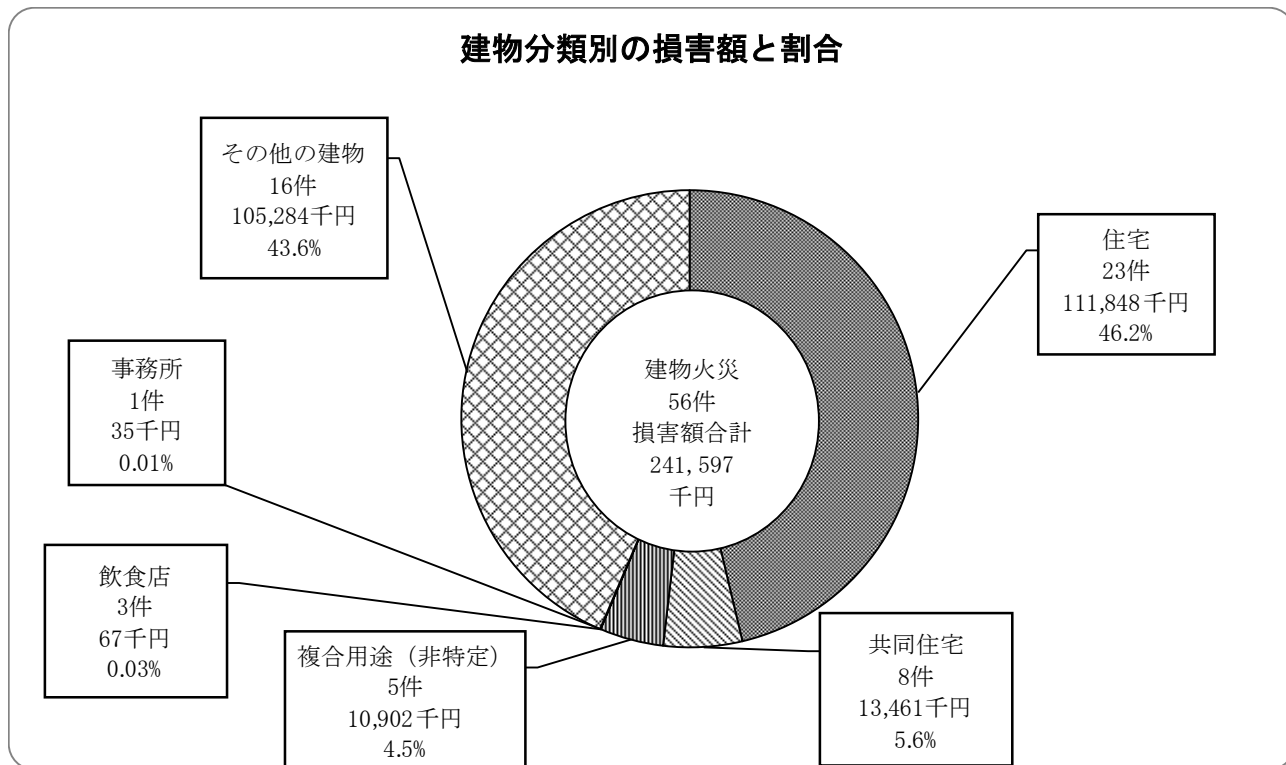
焼損棟数は、６９棟（全焼１４棟、半焼４棟、部分焼２４棟、ぼや２７棟）で、前年に比べて１５棟減少しました。



3 火災による損害額

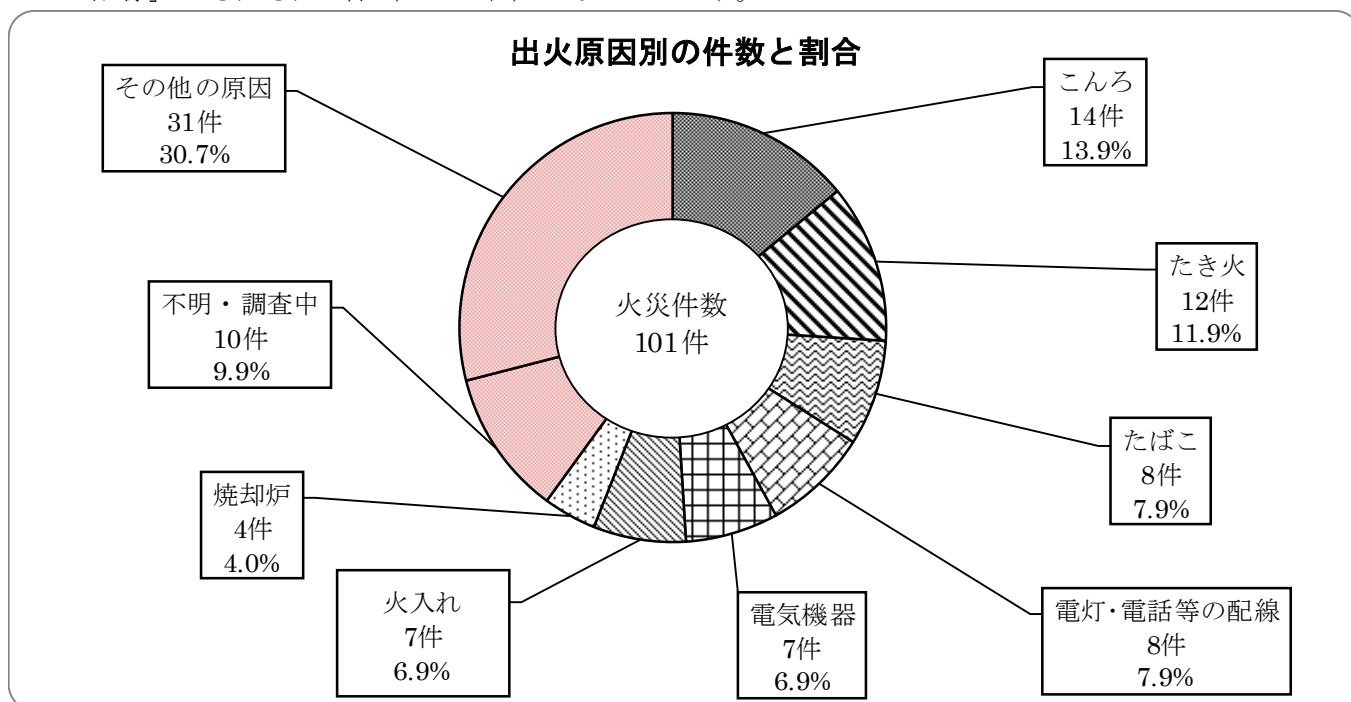
令和6年の火災による損害額は、242,874千円で、前年に比べ25,310千円減少しました。

火災種別ごとの損害額は、建物火災が241,597千円で全体の99.5%を占め、次いで車両火災が676千円(0.3%)、その他の火災が509千円(0.2%)、林野火災が92千円でした。



4 火災の出火原因

令和6年に発生した101件の火災を出火原因別にみると、「こんろ」が最も多く14件(13.9%)、次に「たき火」が12件(11.9%)となっており、続いて「たばこ」、「電灯・電話等の配線」がそれぞれ8件(7.9%)となっています。



5 死傷者の発生状況

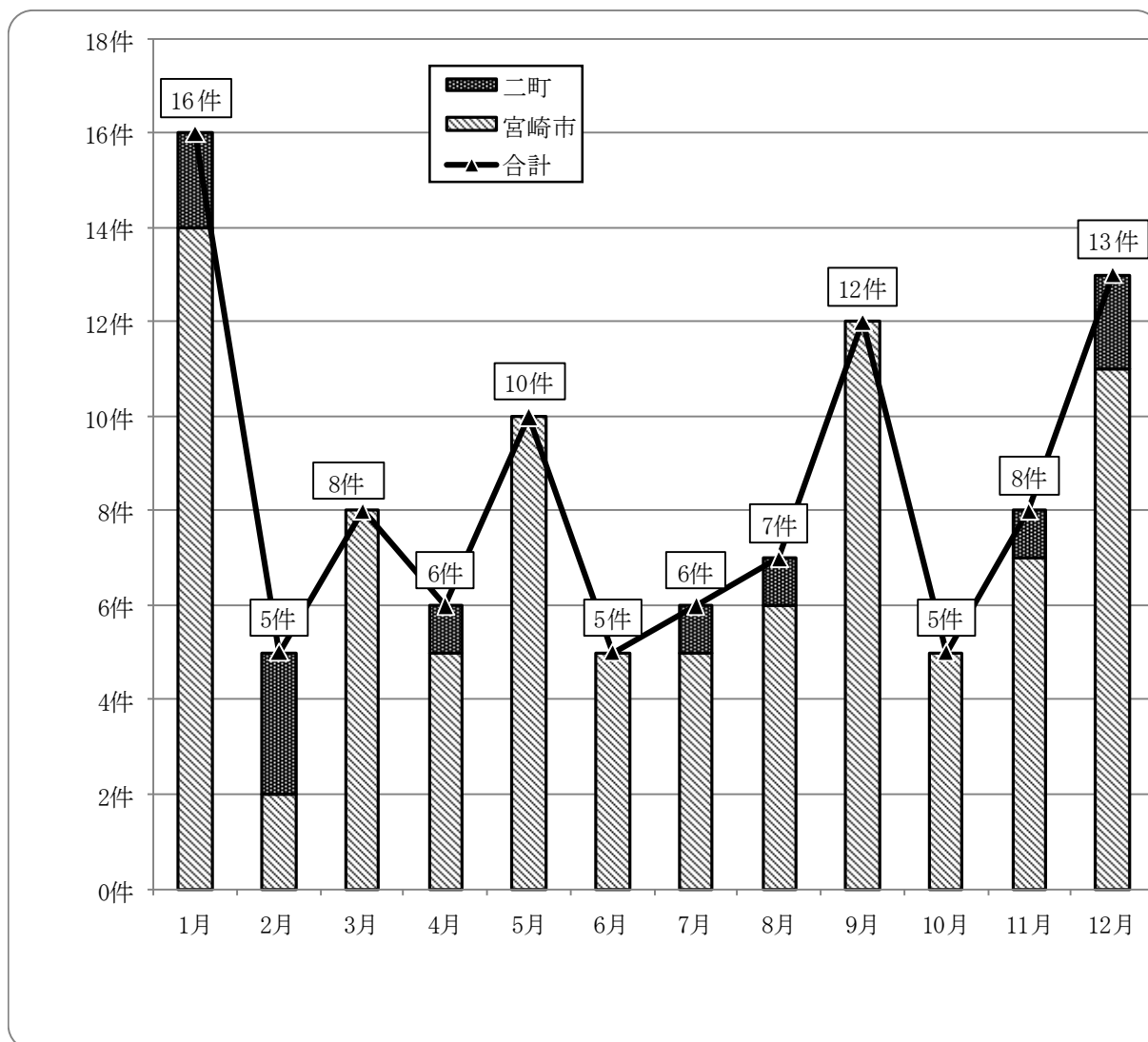
令和6年中に発生した火災による死者は、合計4人で前年から1人増加しました。また、火災による負傷者は、合計18人で前年と同数でした。

令和6年 死者発生状況

出火時刻	場 所	性 別	火災種別
2月 1日 3時 5分頃	宮崎市	男	車両
11月15日 20時35分頃	宮崎市	男	その他
12月11日 20時28分頃	宮崎市	男	建物
12月11日 20時28分頃	宮崎市	女	建物

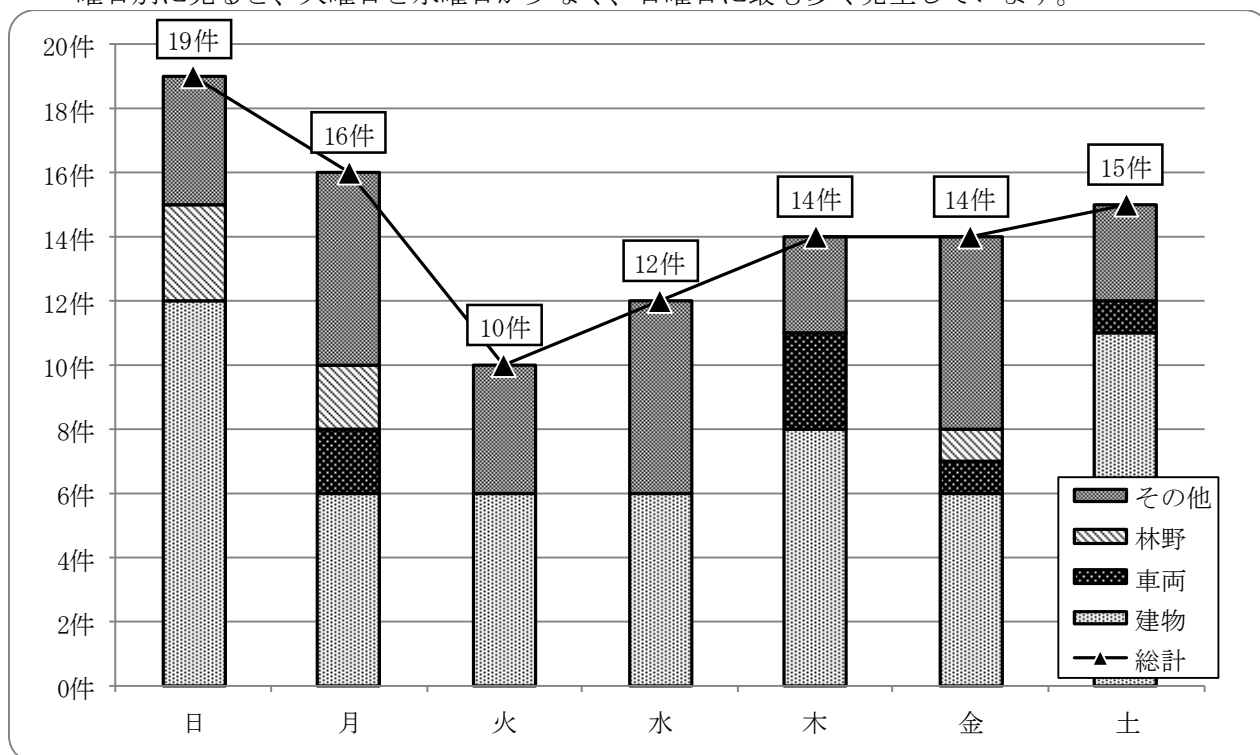
6 月別火災発生状況

月別に火災件数を見ると、2月、6月及び10月が最も少なく、1月が最も多く発生しています。



7 曜日別火災発生状況

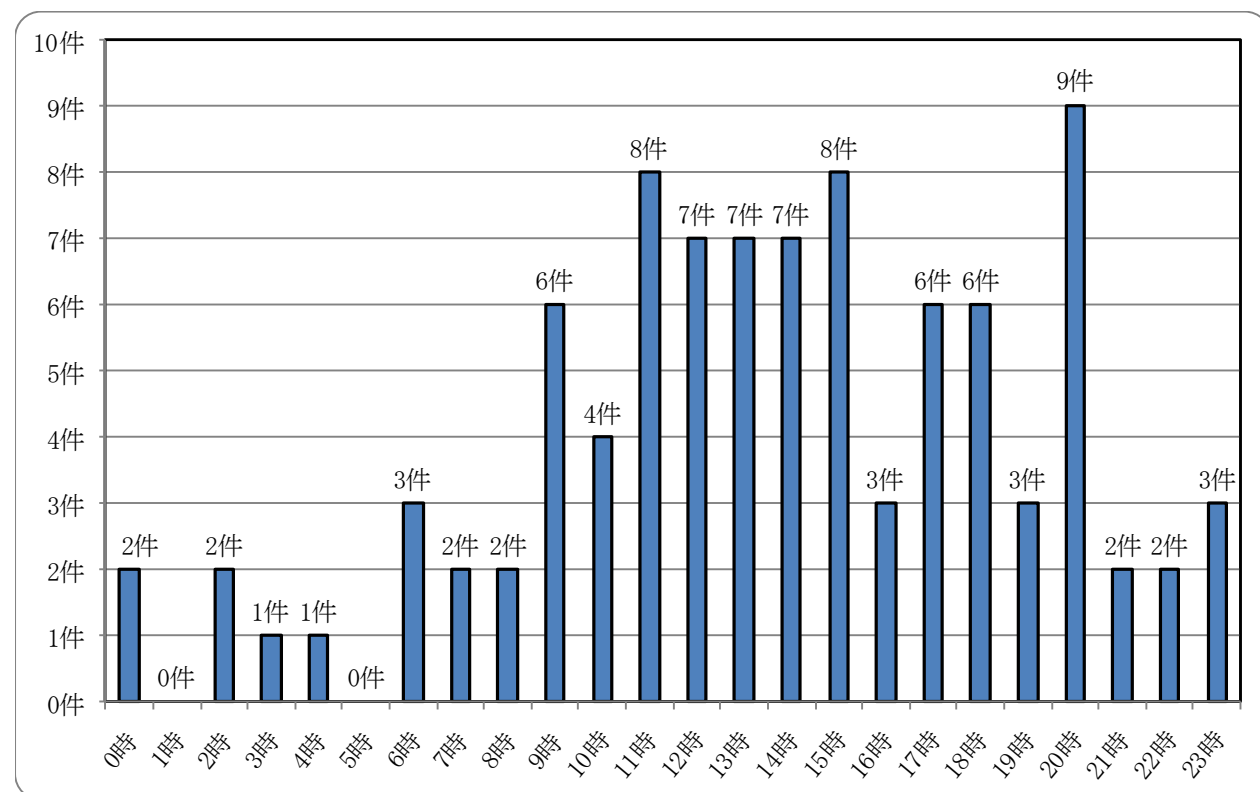
曜日別に見ると、火曜日と水曜日が少なく、日曜日に最も多く発生しています。



※出火曜日不明 1 件

8 時間別火災発生状況

時間別に火災発生件数を見ると、0時から5時は少なく 11時から15時の間に火災が多く発生しています。

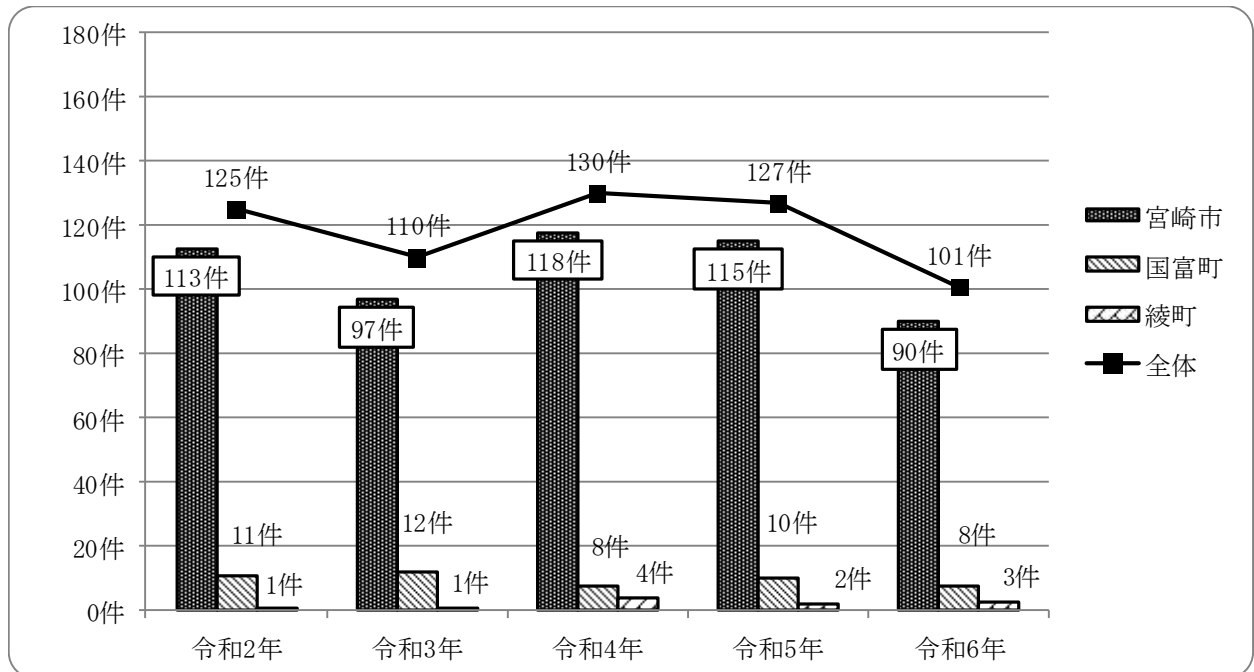


※出火時刻不明 7 件

過去の火災発生状況の推移

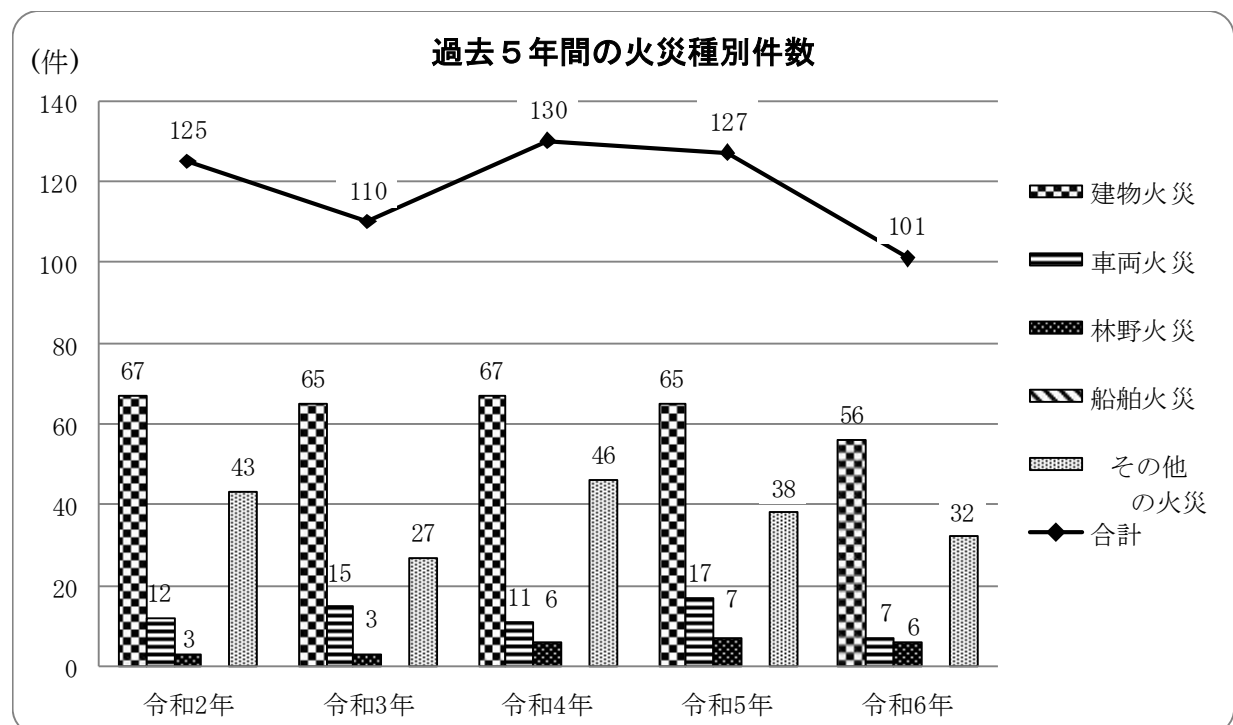
1 市町別火災件数推移

過去5年間の火災件数は、令和2年から順に、125件、110件、130件、127件、101件で年間平均118.6件の火災が発生しています。



2 火災種別の発生件数推移

過去5年間、特に建物火災が多く発生し、次にその他の火災（建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災以外の火災）が多く発生しています。

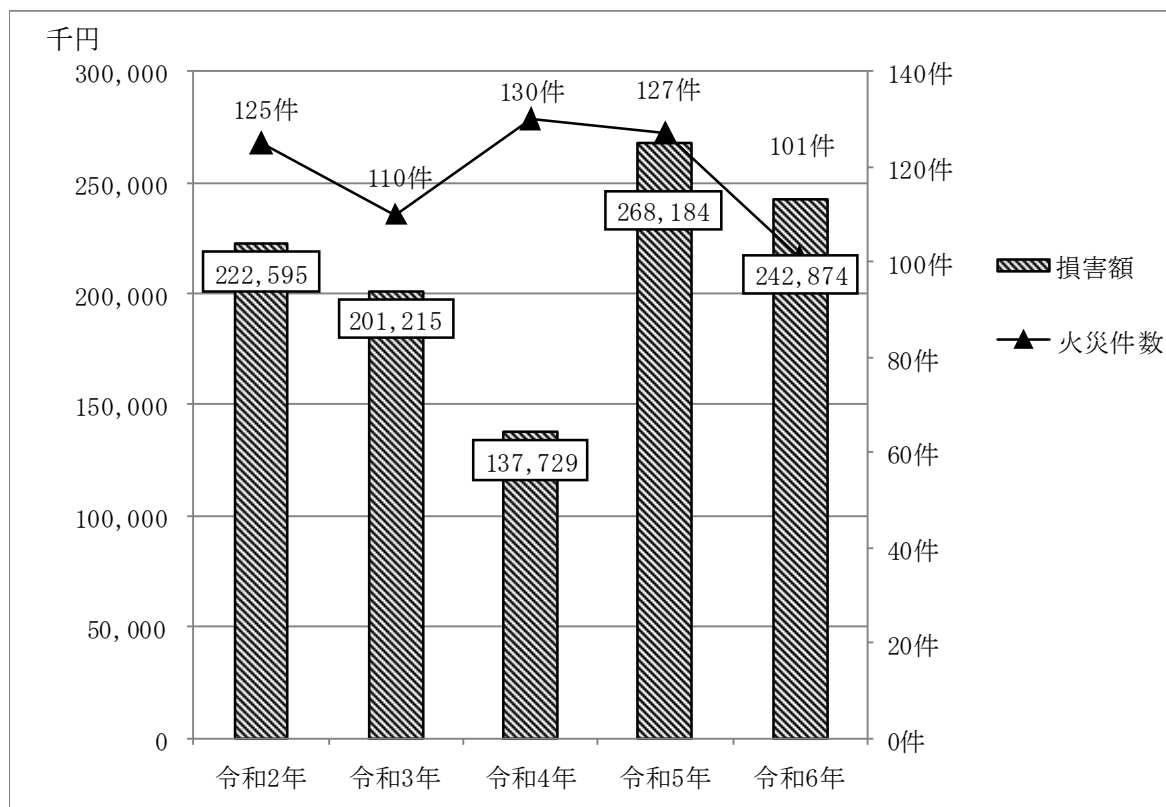


3 過去5年間の出火原因の推移

令和6年は「こんろ」が最も多くなっています。

順 位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	たき火 17 件	こんろ 15 件	火入れ 11 件	火入れ こんろ 12 件	こんろ 14 件
2	こんろ 13 件	たき火 11 件	こんろ たばこ 10 件		たき火 12 件
3	たばこ 電灯・電話等の配線 7 件	たばこ 電気機器 8 件		たばこ 10 件	たばこ 電灯・電話等 の配線 8 件
4			たき火 9 件	たき火 配線器具 8 件	
5	ストーブ 6 件	排気管 放火 4 件	電気機器 8 件	電気機器 火入れ 7 件	

4 火災件数と損害額推移



5 住宅火災について

令和6年中に発生した建物火災のうち、住宅火災（併用住宅、共同住宅含む）は32件発生し、死者が2人でした。

住宅用火災警報器の設置状況については、「設置あり作動有り」が6件、「設置あり作動無し」が8件、「設置無し」が12件、「設置不明」が1件でした。その他の5件については、自動火災報知設備が設置されていました。

※「設置あり作動無し」は、住宅用火災警報器の設置場所以外で発生した火災を含みます。

（１）住宅で発生した火災の件数

住宅用火災警報器	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置あり作動有り	5件	15件	12件	6件	6件
設置あり作動無し	4件	8件	10件	15件	8件
設置無し	16件	11件	5件	9件	12件

（２）住宅用火災警報器の奏功事例の推移

住宅用火災警報器の奏功事例とは、住宅用火災警報器が作動したことにより、火災にまで至らなかった事例や早期発見で損害を最小限に抑えることができた事例です。

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	10件	4件	1件	4件	1件	1件	6件	3件	2件	2件

※火災に至らなかった事例も含めた火災警報器の奏功事例件数となっています。

火災件数・損害等の前年比較

区 分		単 位	令和6年			令和5年			増 減	増減率 (%)
			宮 崎 市	二 町	計	宮 崎 市	二 町	計	計	計
火 災 件 数		件	90	11	101	115	12	127	△ 26	△ 20.5
火 災 種 別	建 物	件	52	4	56	62	3	65	△ 9	△ 13.8
	林 野	件	6	-	6	4	3	7	△ 1	△ 14.3
	車 両	件	7	-	7	16	1	17	△ 10	△ 58.8
	船 舶	件	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	件	25	7	32	33	5	38	△ 6	△ 15.8
焼 損 棟 数		棟	61	8	69	82	2	84	△ 15	△ 17.9
焼 損 床 面 積		m ²	1,554	262	1,816	2,162	152	2,314	△ 498	△ 21.5
焼 損 表 面 積		m ²	367	-	367	475	-	475	△ 108	△ 22.7
焼 損 面 積 (林 野)		a	138	-	138	65	15	80	58	72.5
死 者		人	4	-	4	3	-	3	1	33.3
負 傷 者		人	17	1	18	16	2	18	0	0.0
り 災 世 帯 数		世帯	39	3	42	46	1	47	△ 5	△ 10.6
り 災 人 員		人	78	5	83	76	2	78	5	6.4
損 害 額		千円	193,643	49,231	242,874	263,671	4,513	268,184	△ 25,310	△ 9.4
火 災 種 別	建 物	千円	192,366	49,231	241,597	220,171	4,249	224,420	17,177	7.7
	林 野	千円	92	-	92	-	96	96	△ 4	△98.3
	車 両	千円	676	-	676	4,938	160	5,098	△ 4,422	△ 86.7
	船 舶	千円	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	千円	509	-	509	38,562	8	38,570	△ 38,061	△ 98.7

*増減及び増減率については、総計の比較のみとする。
増減率については、前年（今年）の数値が-の場合は、増減の実数を記入する。

年別・月別件数・損害額の推移

区分 月	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)
計	125	222, 595	110	201, 215	130	137, 729	127	268, 184	101	242, 874
1月	7	64, 485	14	41, 868	20	23, 390	16	6, 196	16	13, 062
2月	10	8, 383	13	10, 011	16	15, 784	13	57, 915	5	48, 086
3月	12	34, 598	10	9, 454	7	27, 510	11	35, 120	8	66, 274
4月	12	4, 747	7	813	7	5, 713	11	16, 670	6	45, 056
5月	15	12, 343	7	16, 329	8	8, 383	5	38, 404	10	127
6月	3	9, 166	5	59	10	8, 749	5	48, 036	5	585
7月	9	7, 254	9	43, 442	8	4, 777	9	802	6	212
8月	16	58, 567	8	4, 211	12	10, 601	7	11, 564	7	14, 451
9月	6	813	6	9, 856	10	3, 584	9	864	12	6, 118
10月	12	2, 706	11	48, 986	11	10, 373	13	19, 287	5	7, 361
11月	8	282	6	2, 332	5	186	9	5, 176	8	1, 485
12月	15	19, 251	14	13, 854	16	18, 679	19	28, 150	13	40, 057

覚知別件数割合

令和6年

区 分 覚知別	宮 崎 市		二 町		計	
	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
合 計	90	100.0	11	100.0	101	100.0
火災報知専用電話 (固定電話)	2	2.2	2	18.2	4	4.0
火災報知専用電話 (携帯電話)	55	61.1	7	63.6	62	61.4
加 入 電 話 (固定電話)	6	6.7	1	9.1	7	6.9
加 入 電 話 (携帯電話)	1	1.1	-	-	1	1.0
警 察 電 話	7	7.8	-	-	7	6.9
火 災 報 知 機	-	-	-	-	-	-
駆 付 け 通 報	-	-	-	-	-	-
事 後 聞 知	18	20.0	1	9.1	19	18.8
そ の 他	1	1.1	-	-	1	1.0

宮崎市消防団分団地区別火災件数

(単位：件)

年 別		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
分団地区別						
青	島	4	2	3	4	5
木	花	4	8	5	7	6
赤	江	7	8	16	8	14
大	淀	8	10	7	10	4
生	目	7	3	4	7	2
中	央	25	16	15	25	16
	憶	8	8	9	5	5
大	宮	5	6	10	11	4
	北	3	2	3	3	1
住	吉	7	2	8	9	3
田	野	9	7	7	4	3
佐	原	11	12	14	6	16
高	岡	4	3	8	7	4
清	武	11	10	9	9	7
合	計	113	97	118	115	90

出火原因別損害額状況

令和6年

原因別 区 分	火 災 件 数			損 害 額 （ 千 円 ）		
	宮崎市	二町	計	宮崎市	二町	計
こ ん ろ	14	-	14	33,724	-	33,724
放 火	2	-	2	5,160	-	5,160
放 火 の 疑 い	3	-	3	7	-	7
た ば こ	7	1	8	12,559	1	12,560
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	7	1	8	18,240	47,906	66,146
ス ト ー ブ	1	-	1	1	-	1
火 あ そ び	-	-	-	-	-	-
焼 却 炉	3	1	4	668	-	668
配 線 器 具	2	-	2	55,368	-	55,368
電 気 機 器	7	-	7	1,464	-	1,464
火 入 れ	6	1	7	1,253	-	1,253
溶 接 機 ・ 溶 断 機	-	-	-	-	-	-
風 呂 か ま ど	-	-	-	-	-	-
た き 火	8	4	12	368	-	368
排 気 管	1	-	1	210	-	210
取 灰	1	-	1	195	-	195
か ま ど	-	-	-	-	-	-
灯 火	-	-	-	-	-	-
炉	-	-	-	-	-	-
電 気 装 置	2	-	2	519	-	519
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	2	-	2	5	-	5
内 燃 機 関	-	-	-	-	-	-
ボ イ ラ ー	-	-	-	-	-	-
煙 突 ・ 煙 道	-	-	-	-	-	-
衝 突 の 火 花	1	-	1	-	-	-
こ た つ	-	-	-	-	-	-
そ の 他	13	3	16	469	1,324	1,793
不 明 ・ 調 査 中	10	-	10	63,433	-	63,433
合 計	90	11	101	193,643	49,231	242,874

損害額 1,000万円以上の火災

令和6年中に発生した火災で、損害額が1,000万円以上の火災は6件で、前年と比べて3件減少しました。

令和6年

No.	建物用途別	市町別	焼損棟数	焼損床面積 (㎡)	焼損表面積 (㎡)	損 害 額 (千円)				
						建 物	収容物	車両	その他	合 計
1	店舗・待合	宮崎市	2棟	192	20	49,838	5,518	-	-	55,356
2	工場	国富町	1棟	125	-	46,000	1,906	-	-	47,906
3	住宅	宮崎市	2棟	130	-	22,175	11,300	-	-	33,475
4	住宅	宮崎市	6棟	223	84	21,508	3,701	3	200	25,412
5	住宅	宮崎市	1棟	129	-	16,885	1,321	-	-	18,206
6	住宅	宮崎市	3棟	255	27	13,295	546	50	476	14,367

過去10年間の死傷者発生状況

(単位：人)

年 別 区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	平 均
死 者	3	2	6	2	4	3	3	4	3	4	3.4
負傷者	14	19	26	14	15	21	24	14	18	18	18.3

年別死者発生状況

年別	月 日	市町別	性別	火災種別	住警器設置 有無
令和元年	1月11日	宮崎市	男	建物	有り
	1月11日	宮崎市	女	建物	有り
	1月11日	宮崎市	女	建物	有り
	1月27日	綾町	男	その他	-
令和2年	3月26日	宮崎市	男	建物	不明
	3月26日	宮崎市	男	建物	不明
	4月27日	宮崎市	女	建物	無し
令和3年	8月21日	宮崎市	男	その他	-
	9月12日	宮崎市	男	建物	有り
	12月6日	宮崎市	男	建物	有り
令和4年	1月19日	宮崎市	男	建物	不明
	1月30日	国富町	男	その他	-
	7月5日	宮崎市	男	建物	有り
	12月5日	宮崎市	男	建物	(自動火災報知設備 設置有り)
令和5年	4月14日	宮崎市	女	建物	有り
	8月27日	宮崎市	男	建物	無し
	12月2日	宮崎市	男	その他	-
令和6年	2月1日	宮崎市	男	車両	-
	11月15日	宮崎市	男	その他	-
	12月11日	宮崎市	男	建物	不明
	12月11日	宮崎市	女	建物	不明

火災件数の推移

昭和23年4月、宮崎市消防本部を設置以来現在までの火災件数の推移です。

昭和26年に瓜生野、木花、青島、倉岡の4ヶ村が合併、昭和32年に住吉村が昭和38年に生目村が合併しました。

また昭和48年に宮崎市、清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町の1市6町を含む広域消防業務が発足し、昭和49年から6町の件数が加わりました。

平成18年1月1日宮崎市と佐土原町、高岡町、田野町が合併し、管轄が1市3町となりました。

平成22年3月23日に宮崎市と清武町が合併し、管轄が1市2町となりました。

なお、最下欄の係数は、昭和49年の合計火災件数を100とした場合の比較数値です。

年 市	昭和23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
宮崎市	15	21	21	45	44	66	51	55	69	69	69	60	66	68	81	105	82	74	57	74	72	76	85	100	88	98
累計	15	36	57	102	146	212	263	318	387	456	525	585	651	719	800	905	987	1,061	1,118	1,192	1,264	1,340	1,425	1,525	1,613	1,711

年 市町別	昭和49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
宮崎市	69	113	135	176	179	154	135	152	125	136	119	116	124	118	142	129	133	116	104	115	116	129	104	118	102	111	100
累計	69	182	317	493	672	826	961	1,113	1,238	1,374	1,493	1,609	1,733	1,851	1,993	2,122	2,255	2,371	2,475	2,590	2,706	2,835	2,939	3,057	3,159	3,270	3,370
清武町	1	6	5	9	10	8	7	10	8	11	7	6	9	7	11	7	6	10	7	10	9	11	11	8	13	5	6
累計	1	7	12	21	31	39	46	56	64	75	82	88	97	104	115	122	128	138	145	155	164	175	186	194	207	212	218
田野町	5	6	－	5	6	5	7	5	7	5	1	4	9	5	12	9	9	6	6	6	3	8	4	10	4	3	8
累計	5	11	11	16	22	27	34	39	46	51	52	56	65	70	82	91	100	106	112	118	121	129	133	143	147	150	158
佐土原町	9	14	23	26	27	19	20	17	17	19	19	13	12	13	20	11	10	5	11	8	11	18	11	13	13	11	12
累計	9	23	46	72	99	118	138	155	172	191	210	223	235	248	268	279	289	294	305	313	324	342	353	366	379	390	402
高岡町	－	7	6	8	10	8	7	8	4	6	6	3	7	12	12	10	9	2	8	11	6	11	6	5	9	9	15
累計	－	7	13	21	31	39	46	54	58	64	70	73	80	92	104	114	123	125	133	144	150	161	167	172	181	190	205
国富町	5	9	10	8	15	8	7	9	10	11	15	14	13	14	16	17	22	11	7	11	3	16	17	10	10	11	14
累計	5	14	24	32	47	55	62	71	81	92	107	121	134	148	164	181	203	214	221	232	235	251	268	278	288	299	313
綾町	－	3	4	3	5	1	2	3	4	3	1	7	4	1	3	4	5	3	3	5	4	4	11	3	3	8	5
累計	－	3	7	10	15	16	18	21	25	28	29	36	40	41	44	48	53	56	59	64	68	72	83	86	89	97	102
計	89	158	183	235	252	203	185	204	175	191	168	163	178	170	216	187	194	153	146	166	152	197	164	167	154	158	160
累計	89	247	430	665	917	1,120	1,305	1,509	1,684	1,875	2,043	2,206	2,384	2,554	2,770	2,957	3,151	3,304	3,450	3,616	3,768	3,965	4,129	4,296	4,450	4,608	4,768
係数	100	178	206	264	283	228	208	229	197	215	189	183	200	191	243	210	218	172	164	187	171	221	184	188	173	178	180

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
131	126	108	114	153	169	167	154	131	150	145	125	143	135	130	118	141	116	115	113	97	118	115	90
3, 501	3, 627	3, 735	3, 849	4, 002	4, 171	4, 338	4, 492	4, 623	4, 773	4, 918	5, 043	5, 186	5, 321	5, 451	5, 569	5, 710	5, 826	5, 941	6, 054	6, 151	6, 269	6, 384	6, 474
8	7	8	12	11	17	11	9	6	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
226	233	241	253	264	281	292	301	307	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
8	6	10	5	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
166	172	182	187	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197
11	12	8	9	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
413	425	433	442	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465
12	9	8	6	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
217	226	234	240	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248
8	19	9	12	14	18	16	11	13	14	12	9	13	18	11	9	10	6	9	11	12	8	10	8
321	340	349	361	375	393	409	420	433	447	459	468	481	499	510	519	529	535	544	555	567	575	585	593
1	3	4	4	4	7	9	6	4	2	5	1	3	3	5	1	3	4	5	1	1	4	2	3
103	106	110	114	118	125	134	140	144	146	151	152	155	158	163	164	167	171	176	177	178	182	184	187
179	182	155	162	223	211	203	180	154	170	162	135	159	156	146	128	154	126	129	125	110	130	127	101
4, 947	5, 129	5, 284	5, 446	5, 669	5, 880	6, 083	6, 263	6, 417	6, 587	6, 749	6, 884	7, 043	7, 199	7, 345	7, 473	7, 627	7, 753	7, 882	8, 007	8, 117	8, 247	8, 374	8, 475
201	204	174	182	251	237	228	202	173	191	182	152	179	175	164	144	173	142	145	140	124	146	143	113

救 急 編

救急統計

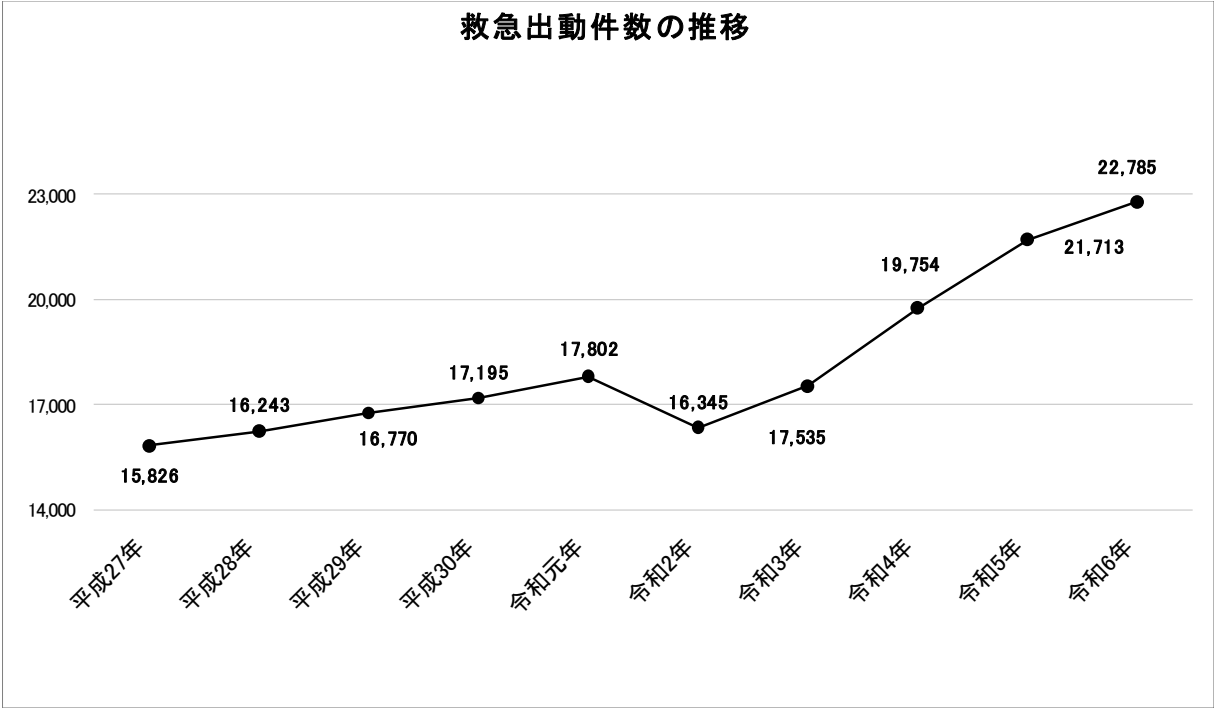
1 救急活動概況

宮崎市における救急業務は、昭和３８年の消防法改正に伴い、昭和３９年から救急車の運用を開始しました。令和７年４月１日現在、１１隊の救急隊（令和７年４月１日から平日の日勤帯に１隊増隊して運用を開始）が第一線で活躍しています。

平成２４年４月１８日から基地病院を宮崎大学医学部附属病院として宮崎県ドクターヘリが運航をしています。また、平成２６年４月から宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院のドクターカーが運用を開始し、本市の救急医療を取り巻く環境は大きく変わりました。

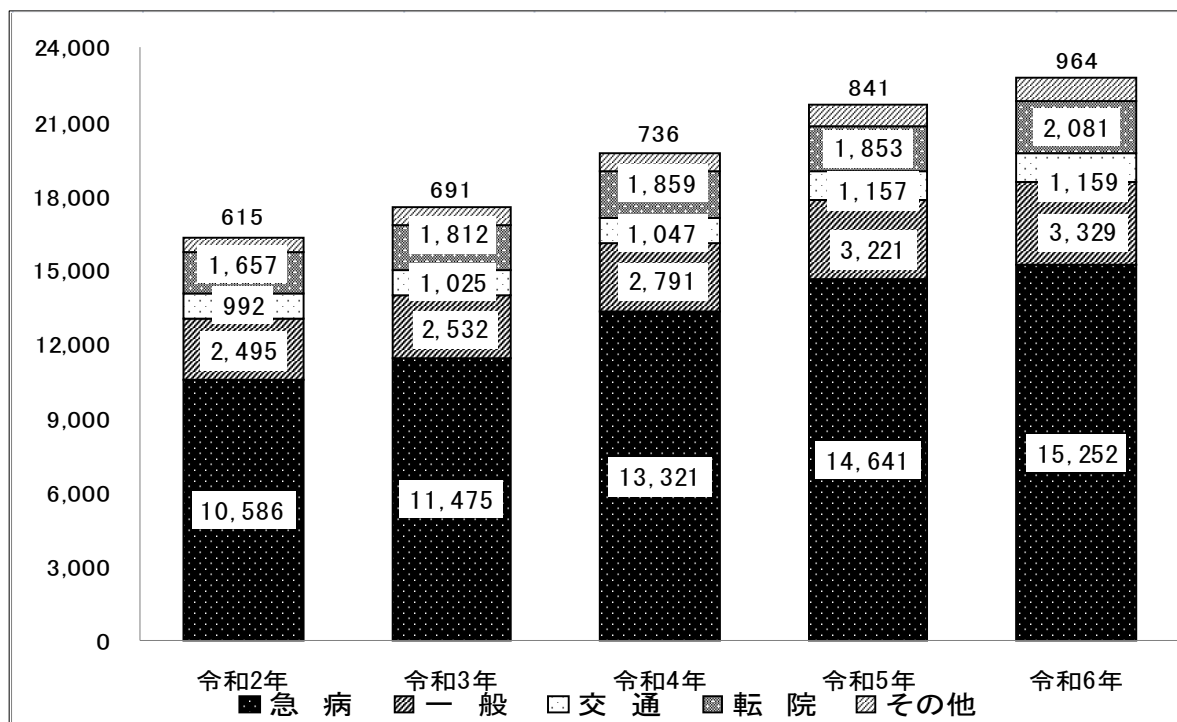
令和６年中の救急活動状況は、出動件数が２２，７８５件（前年比１，０７２件増）となりました。１日平均の出動件数は約６２件で、約２３．１分に１回の割合で救急隊が出動しました。また、搬送人員は１８，６０９人（前年比４７９人増）で、住民２２．６人に１人の割合で救急車を利用したことになります。

項 目		令和 6 年	令和 5 年	前年比
出 動 件 数		22,785	21,713	+1,072
搬 送 人 員		18,609	18,130	+479
月平均	出 動 件 数	1,898.8	1,809.4	+89.4
	搬 送 人 員	1,550.8	1,510.8	+40
日平均	出 動 件 数	62.3	59.5	+2.8
	搬 送 人 員	50.8	49.7	+1.1
救急車利用率		住民 22.6 人に 1 人の割合	住民 23.4 人に 1 人の割合	



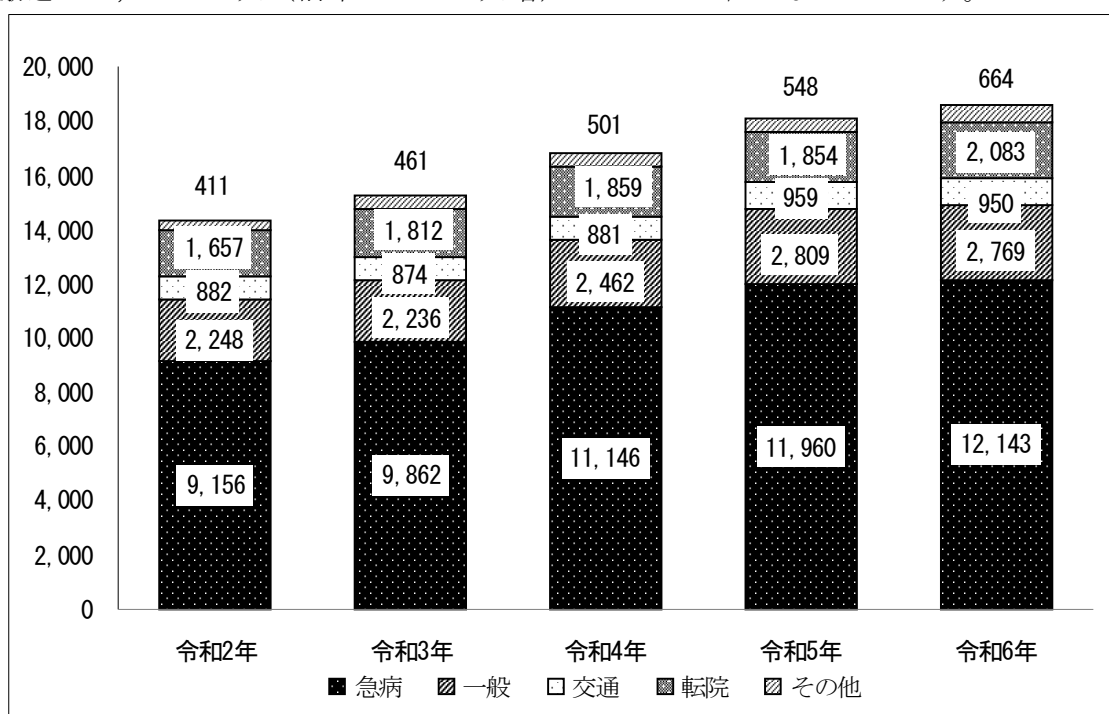
2 事故種別出動状況

出動件数を事故種別に比較してみると、最も多いのが急病の15,252件（前年比6.1件増）で全体の66.9%、次いで一般負傷が3,329件（前年比108件増）で14.6%、転院搬送が2,081件（前年比228件増）で9.1%となっています。



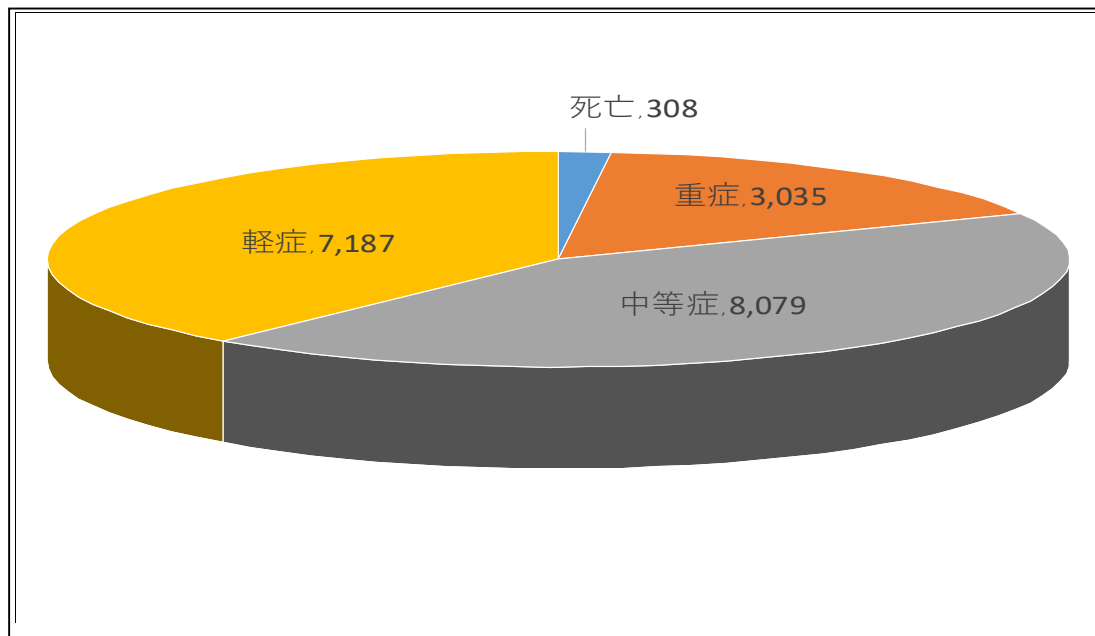
3 事故種別搬送人員状況

搬送状況について事故種別で比較すると、急病が12,143人（前年比183人増）で全体の65.3%、次いで、一般負傷が2,769人（前年比40人減）で14.9%、転院搬送が2,083人（前年比229人増）で11.2%となっています。



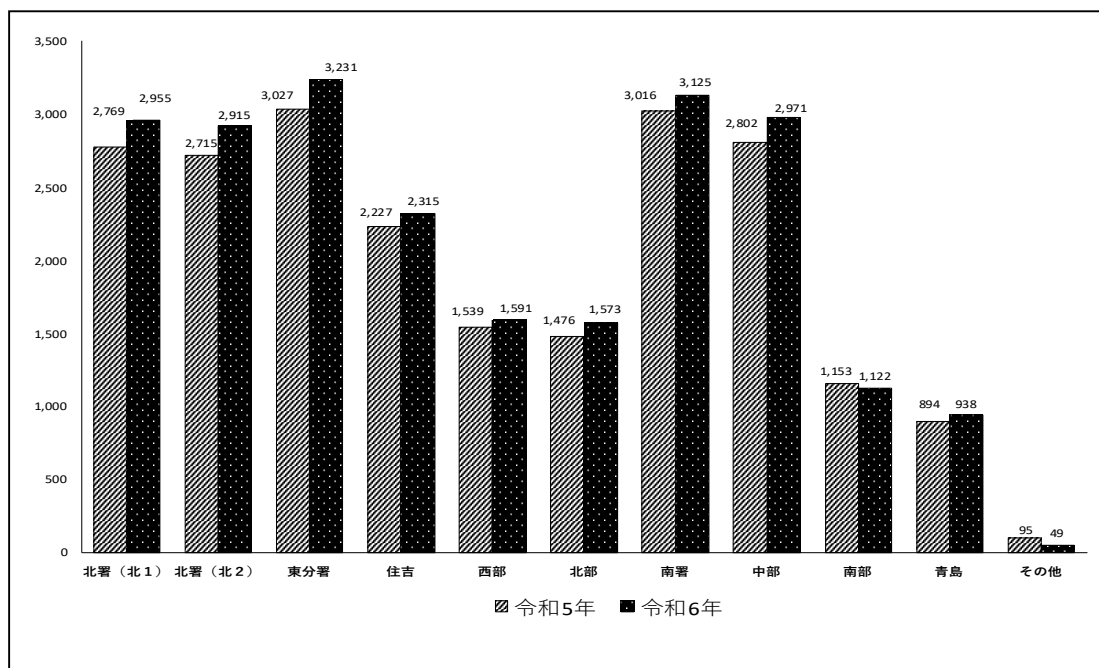
4 傷病程度別搬送人員状況

搬送人員は18,609人で、傷病程度別状況をみると、入院が必要となる重症と中等症を合わせると11,114人で全体の59.7%を占めています。また、入院加療を必要としない軽症者は7,187人で38.6%となっています。



5 救急隊別出動状況

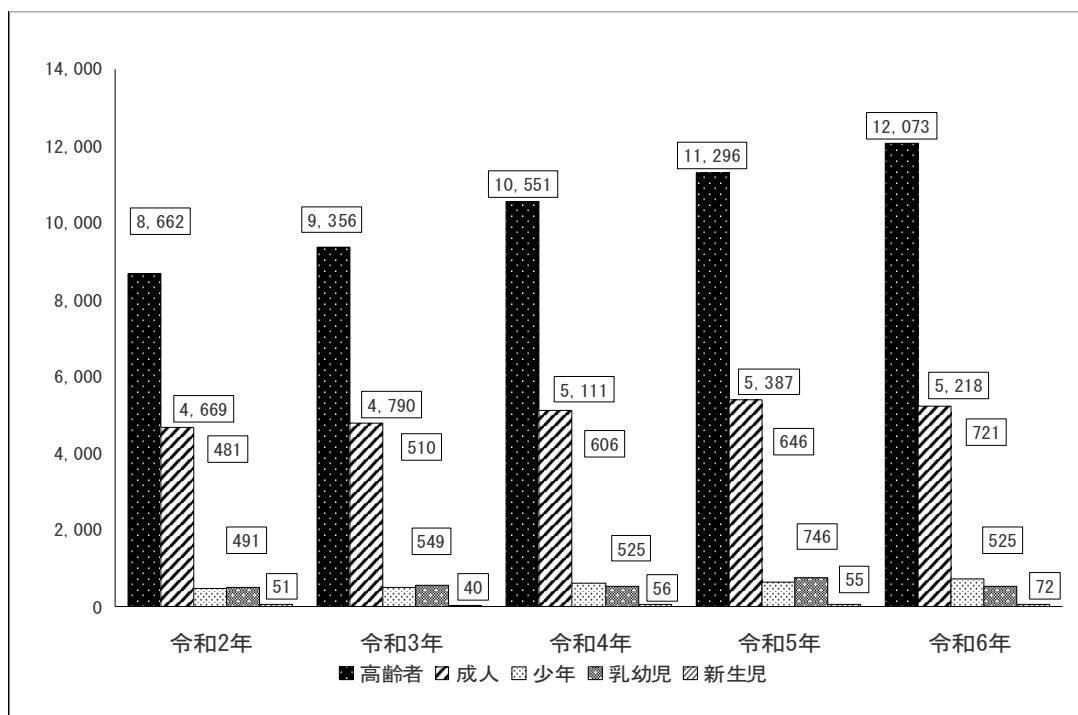
隊別の出動件数は、東分署が3,231件（1日平均8.8件）で最も多く、次いで南署、中部、北署（北1、北2）の順となっており、市街地救急隊の出動が多い傾向にあります。



注：その他は、臨時編成した救急隊（予備救急車運用）などです。

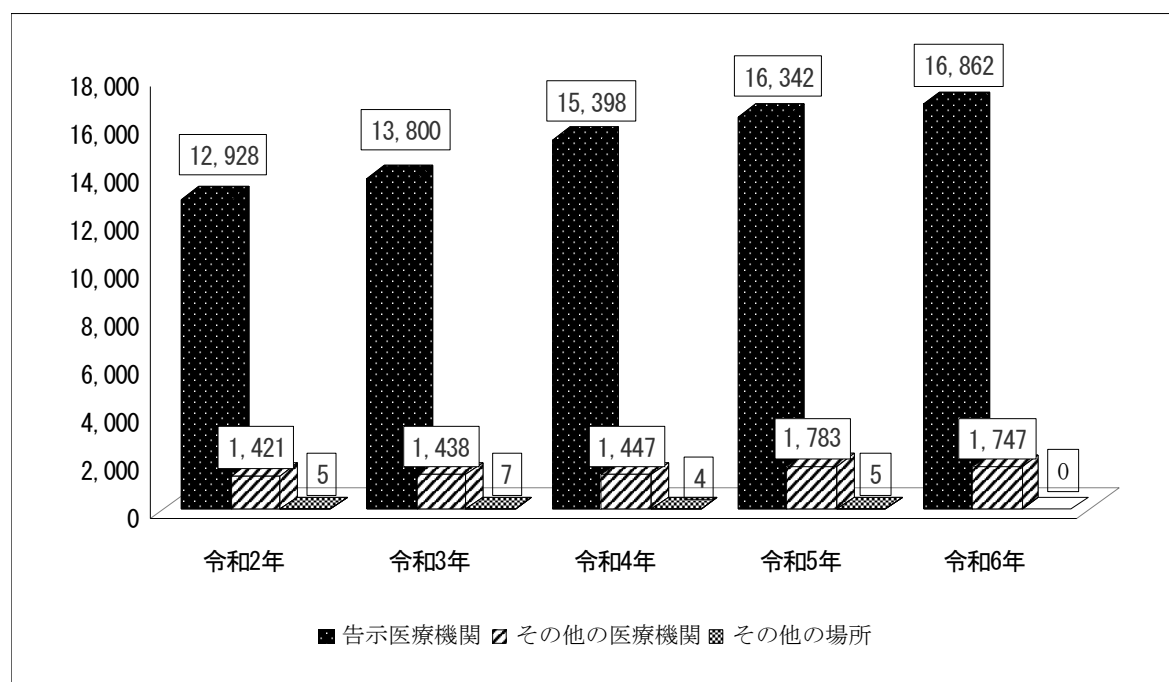
6 年齢区分別搬送人員状況

搬送人員 18,609 人を年齢区分別にみると、高齢者（65歳以上）が 12,073 人（前年比 777 人増）で全体の 64.9%、成人（18～65歳未満）が 5,218 人（前年比 169 人減）で 28.0%、次いで少年（7歳～18歳未満）、乳幼児（生後 28 日～7歳未満）、新生児（生後 28 日未満）の順となっています。



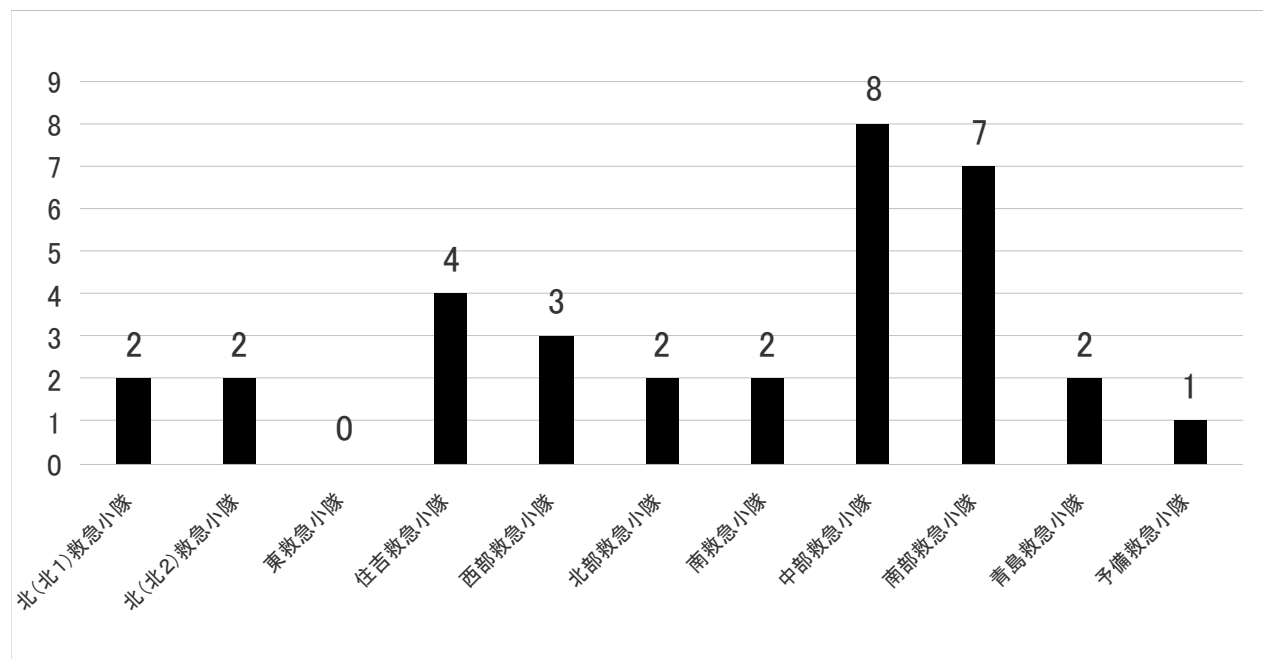
7 搬送病院別搬送人員状況

搬送人員 18,609 人のうち、90.6%にあたる 16,862 人（前年比 520 人増）を救急告示医療機関に搬送しています。



8 宮崎市消防局管内における宮崎県ドクターヘリの連携活動実績

平成24年4月18日から宮崎大学医学部附属病院を基地病院として宮崎県ドクターヘリが運航を開始しました。令和6年中のドクターヘリと救急隊の連携活動実績件数は33件でした。

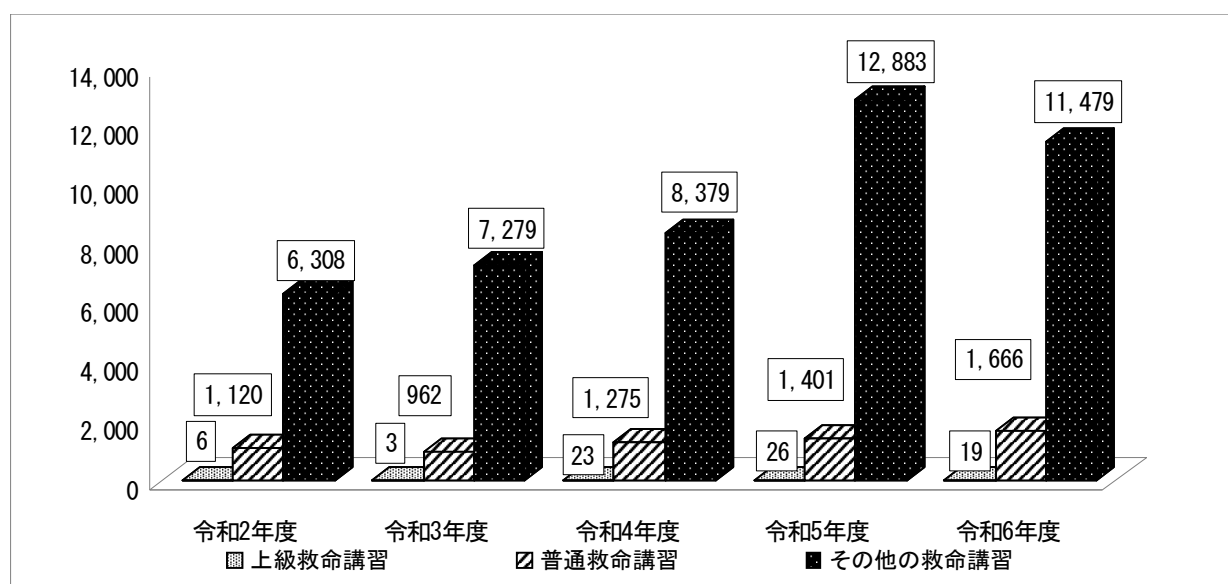


(注：連携活動実績件数には、管外等からドクターヘリで搬送された搬送者を、救急隊が陸路で病院まで搬送する件数も含むため、要請件数とは異なります。)

9 応急手当普及啓発活動状況

令和6年度は、普通救命講習（Ⅰ～Ⅲ）に1,666人、上級救命講習に19人、その他の救命講習に11,479人が受講しました。

また、応急手当指導員を12人、応急手当普及員を66人養成しました。



10 救急統計（資料編）

（１）市町別出動・搬送人員状況

令和6年

市・町別 事故種別		計	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 事故	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	
													転院 搬送	その他
宮崎市	出動件数	21,491	51	39	17	1,100	200	153	3,118	69	238	14,372	2,004	130
	搬送人員	17,500	11	39	6	902	191	143	2,583	45	174	11,396	2,006	4
国富町	出動件数	957	3	0	0	36	16	8	159	2	11	654	67	1
	搬送人員	826	1	0	0	30	15	7	138	2	8	558	67	0
綾町	出動件数	321	2	1	3	14	6	8	51	0	3	220	10	3
	搬送人員	268	0	1	2	10	6	8	47	0	1	183	10	0
管外	出動件数	16	0	0	0	9	0	0	1	0	0	6	0	0
	搬送人員	15	0	0	0	8	0	0	1	0	0	6	0	0
総計	出動件数	22,785	56	40	20	1,159	222	169	3,329	71	252	15,252	2,081	134
	搬送人員	18,609	12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,083	4

(2) 月別出動・搬送人員状況

令和6年

事故種別 月		計	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	
													転院 搬送	その他
1月	出動件数	2,115	10	1	1	112	17	11	306	6	20	1,444	175	12
	搬送人員	1,753	2	1	0	98	15	9	250	5	18	1,180	175	0
2月	出動件数	1,671	3	0	2	79	10	5	232	2	17	1,156	159	6
	搬送人員	1,379	0	0	0	63	10	5	198	1	11	932	159	0
3月	出動件数	1,821	5	4	0	83	13	10	292	7	21	1,191	174	21
	搬送人員	1,518	2	4	0	73	12	10	250	4	17	969	174	3
4月	出動件数	1,662	4	6	1	100	16	9	238	5	24	1,087	166	6
	搬送人員	1,435	1	18	0	86	16	9	218	4	20	897	166	0
5月	出動件数	1,704	5	0	0	115	16	13	258	7	21	1,125	137	7
	搬送人員	1,435	1	0	0	100	15	13	210	3	14	942	137	0
6月	出動件数	1,807	2	0	1	86	12	18	261	9	21	1,217	170	10
	搬送人員	1,525	0	0	1	71	12	16	223	6	13	1,013	170	0
7月	出動件数	2,352	3	1	5	107	40	35	265	10	25	1,659	185	17
	搬送人員	1,836	0	0	2	80	37	32	216	9	16	1,259	185	0
8月	出動件数	2,184	3	27	3	94	34	26	306	7	20	1,470	183	11
	搬送人員	1,740	0	17	3	77	32	24	252	6	13	1,131	185	0
9月	出動件数	1,744	7	0	0	90	21	16	249	3	26	1,155	162	15
	搬送人員	1,399	2	0	0	70	21	15	198	3	20	908	162	0
10月	出動件数	1,708	2	1	5	94	13	9	258	8	23	1,111	174	10
	搬送人員	1,377	1	0	2	76	12	9	200	4	19	880	174	0
11月	出動件数	1,779	3	0	1	109	18	7	284	3	19	1,149	175	11
	搬送人員	1,460	1	0	0	81	18	6	247	1	13	918	175	0
12月	出動件数	2,238	9	0	1	90	12	10	380	4	15	1,488	221	8
	搬送人員	1,752	2	0	0	75	12	10	307	1	9	1,114	221	1
計	出動件数	22,785	56	40	20	1,159	222	169	3,329	71	252	15,252	2,081	134
	搬送人員	18,609	12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,083	4

(3) 時間別出動 ・ 搬送人員状況

令和6年

事故種別 時間		計	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 事故	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	
													転院 搬送	その他
0～2	出動件数	1,014	2	4	0	32	2	0	125	8	12	782	37	10
	搬送人員	723	0	0	0	28	2	0	77	3	9	566	37	1
2～4	出動件数	820	3	0	0	20	1	0	93	12	11	647	24	9
	搬送人員	592	0	0	0	14	1	0	66	8	10	467	24	2
4～6	出動件数	801	3	2	0	17	3	0	83	7	13	640	22	11
	搬送人員	609	2	1	0	14	2	0	69	4	9	486	22	0
6～8	出動件数	1,539	3	0	2	95	8	0	241	4	19	1,133	21	13
	搬送人員	1,280	1	0	2	83	8	0	199	2	11	953	21	0
8～10	出動件数	2,604	5	2	2	153	32	10	444	2	22	1,691	231	10
	搬送人員	2,272	0	2	0	123	32	10	415	1	15	1,443	231	0
10～12	出動件数	2,784	7	0	4	128	47	40	370	1	23	1,693	450	21
	搬送人員	2,382	2	0	1	100	45	38	328	0	16	1,401	451	0
12～14	出動件数	2,757	10	6	3	116	38	34	382	4	25	1,707	427	5
	搬送人員	2,364	3	6	1	97	36	31	329	4	16	1,413	427	1
14～16	出動件数	2,387	4	9	4	163	31	33	380	4	24	1,421	302	12
	搬送人員	2,057	1	19	3	132	29	32	333	3	20	1,182	303	0
16～18	出動件数	2,509	6	3	5	176	33	27	399	1	26	1,518	305	10
	搬送人員	2,084	2	2	1	146	32	26	331	1	20	1,218	305	0
18～20	出動件数	2,310	5	1	0	157	17	14	342	10	34	1,591	130	9
	搬送人員	1,823	1	1	0	126	15	11	275	6	27	1,231	130	0
20～22	出動件数	1,838	5	0	0	69	5	10	260	6	23	1,363	85	12
	搬送人員	1,378	0	0	0	64	5	9	193	4	15	1,003	85	0
22～24	出動件数	1,422	3	13	0	33	5	1	210	12	20	1,066	47	12
	搬送人員	1,045	0	9	0	23	5	1	154	11	15	780	47	0
計	出動件数	22,785	56	40	20	1,159	222	169	3,329	71	252	15,252	2,081	134
	搬送人員	18,609	12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,083	4

(4) 救急隊別出動件数

令和6年

事故種別 隊別		火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	計	令和 5年 中	比較
北署 管内	北消防署(北1)	7	4	2	168	26	17	430	18	39	1,924	320	2,955	2,769	186
	北消防署(北2)	6	4	0	162	30	14	420	16	40	1,899	324	2,915	2,715	200
	住吉救急出張所	10	5	3	119	25	9	317	4	15	1,554	254	2,315	2,227	88
	東分署	8	5	1	142	24	18	462	12	37	2,143	379	3,231	3,027	204
	北部出張所	2	4	2	64	21	10	244	2	16	1,139	69	1,573	1,476	97
	西部出張所	2	1	0	67	23	19	251	4	17	1,116	91	1,591	1,539	52
	小計	35	23	8	722	149	87	2,124	56	164	9,775	1,437	14,580	13,753	827
南署 管内	南消防署	10	7	5	157	27	27	472	3	40	2,125	252	3,125	3,016	109
	中部出張所	11	5	3	154	23	12	414	8	22	1,921	398	2,971	2,802	169
	青島出張所	0	1	2	45	10	29	160	1	14	656	20	938	894	44
	南部出張所	0	2	2	78	12	14	157	3	12	754	88	1,122	1,153	△ 31
	小計	21	15	12	434	72	82	1,203	15	88	5,456	758	8,156	7,865	291
予備救急隊		0	2	0	3	1	0	2	0	0	21	20	49	95	△ 46
計		56	40	20	1,159	222	169	3,329	71	252	15,252	2,215	22,785	21,713	1,072

(5) 覚知別出動件数

令和6年

事故種別 覚知別	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 事故	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	計
119番	50	39	13	1,097	214	168	3,291	66	240	15,078	2,190	22,446
加入電話	1	0	1	6	2	0	5	0	0	53	13	81
警察電話	2	0	4	31	3	0	16	5	10	64	10	145
かけつけ	0	1	0	0	2	0	6	0	0	29	0	38
その他	3	0	2	25	1	1	11	0	2	28	2	75
計	56	40	20	1,159	222	169	3,329	71	252	15,252	2,215	22,785

(6) 曜日別出動件数

令和6年

曜日 事故種別	月	火	水	木	金	土	日	計
火災事故	8	6	6	7	6	11	12	56
自然災害	0	6	24	9	1	0	0	40
水難事故	4	7	2	1	2	2	2	20
交通事故	162	191	175	175	169	136	151	1,159
労働災害	30	23	43	42	38	28	18	222
運動競技	9	13	15	11	16	44	61	169
一般負傷	459	474	431	436	477	507	545	3,329
加害事故	10	4	10	9	14	8	16	71
自損行為	37	33	42	36	43	29	32	252
急病事故	2,376	2,182	2,075	1,996	2,118	2,181	2,324	15,252
転院搬送	359	319	342	309	376	240	136	2,081
その他	17	28	22	18	14	11	24	134
計	3,471	3,286	3,187	3,049	3,274	3,197	3,321	22,785

(7) 現場到着所要時間別出動件数

令和6年

時間 事故種別	3分未満	3分以上 5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計	現場到着最短 所要時間(分)	現場到着最長 所要時間(分)	現場到着平均 所要時間(分)
急病事故	44	319	7,722	6,736	431	15,252	0	39	10.5
交通事故	7	39	623	438	52	1,159	0	40	10.4
一般負傷	9	86	1,732	1,401	101	3,329	0	37	10.3
その他	38	283	1,769	877	78	3,045	0	55	9.1
計	98	727	11,846	9,452	662	22,785			10.2

(8) 傷病程度別搬送人員

令和6年

	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	その他	計
死 亡	0	0	3	10	2	0	24	1	21	245	2	308
重 症	2	6	1	85	27	1	356	5	19	1,842	691	3,035
中等症	8	12	3	260	81	33	1,096	10	104	5,168	1,304	8,079
軽 症	2	22	1	595	102	124	1,293	31	39	4,888	90	7,187
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,087	18,609

(9) 年齢別搬送人員

令和6年

	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	その他	計
新生児	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	70	72
乳幼児	0	2	1	12	0	0	107	0	0	378	25	525
少 年	0	19	0	123	0	106	85	3	14	340	31	721
成 人	2	9	7	499	158	45	423	35	135	3,319	586	5,218
高齢者	10	10	0	316	54	7	2,153	9	34	8,105	1,375	12,073
計	12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,087	18,609

(10) 病院収容所要時間別搬送人員

令和6年

	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	うち管轄外	収容最短時間 (分)	収容最長時間 (分)	収容平均時間 (分)
急病事故	1	106	1,692	8,774	1,550	20	12,143	31	8	173	43.4
交通事故	0	6	103	702	139	0	950	11	16	110	44.4
一般負傷	0	16	338	2,066	348	1	2,769	8	16	253	44.0
その他	3	291	1,186	1,166	101	0	2,747	22	8	113	31.7
計	4	419	3,319	12,708	2,138	21	18,609	72			41.8

(1 1) 医療機関別搬送人員

令和 6 年

事故種別 医療機関別		火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他	計	
救急告示 (A)	国 立	3	4	1	125	44	24	300	3	29	916	338	1,787	
	公 立	9	18	6	280	41	23	621	18	122	2,347	484	3,969	
	公 的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私的	病 院	0	14	1	347	92	62	1,218	20	28	6,860	1,153	9,795
		診療所	0	0	0	61	8	20	327	5	0	833	57	1,311
	計(A)		12	36	8	813	185	129	2,466	46	179	10,956	2,032	16,862
その他 (B)	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	公 的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私的	病 院	0	0	0	31	12	10	84	1	4	446	45	633
		診療所	0	4	0	106	15	19	219	0	0	741	9	1,113
	計(B)		0	4	0	137	27	29	303	1	4	1,187	55	1,747
計 (C) A + B	国 立	3	4	1	125	44	24	300	3	29	916	338	1,787	
	公 立	9	18	6	280	41	23	621	18	122	2,347	485	3,970	
	公 的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私的	病 院	0	14	1	378	104	72	1,302	21	32	7,306	1,198	10,428
		診療所	0	4	0	167	23	39	546	5	0	1,574	66	2,424
	計(C)		12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,087	18,609
その他 (D) 場所	接骨院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(C+D)		12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,087	18,609	

(1 2) 診療科目別搬送人員

令和 6 年

事故種別 診療科目		火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 事故	加害 事故	自損 行為	急病 事故	その他		計
												転院搬 送	その他	
外科・整形外科		0	10	0	205	40	36	702	8	3	691	240	0	1,935
内科		0	0	0	28	36	33	133	1	12	4,304	266	1	4,814
脳内・外科		0	0	0	95	17	32	650	10	0	1,606	223	0	2,633
小児科		0	0	0	4	0	5	30	0	0	338	42	1	420
産婦人科		0	0	0	3	0	0	0	0	0	49	233	2	287
その他の科目		12	30	8	615	119	52	1,254	28	168	5,155	1,079	0	8,520
計		12	40	8	950	212	158	2,769	47	183	12,143	2,083	4	18,609

(13-1) 応急処置状況

◇救急隊員が搬送者に行った応急処置

令和6年

事 故 種 別		急病事故	交通事故	一般負傷	その他	合計
応 急 処 置 対 象 者		12,142	950	2,768	2,744	18,604
応 急 処 置 内 容	止 血	29	20	120	24	193
	固 定	88	408	441	133	1,070
	人 工 呼 吸	98	2	11	14	125
	胸 骨 圧 迫	42	3	3	7	55
	心 肺 蘇 生	329	10	33	33	405
	酸 素 吸 入	2,526	62	157	705	3,450
	気 道 確 保	462	15	53	49	579
	(* 1)	16	0	2	1	19
	(* 2)	4	0	5	2	11
	(* 3)	154	3	12	13	182
	(* 4)	23	0	9	4	36
	保 温	102	13	29	51	195
	被 覆	32	160	530	95	817
	在 宅 療 法 継 続	160	1	7	7	175
	ショックパンツ	0	0	0	0	0
	除 細 動	41	0	2	5	48
	静 脈 路 確 保	343	10	31	24	408
	(うちCPA前)	131	7	11	6	155
	(うちCPA後)	168	3	20	18	209
	血 圧 測 定	11,598	932	2,655	2,583	17,768
	聴 診 器	3,574	349	539	304	4,766
	血中酸素飽和度の測定	11,829	934	2,722	2,677	18,162
	心 電 図	10,438	619	1,922	1,772	14,751
	β 刺激薬投与	0	0	0	0	0
	血糖測定	523	11	15	12	561
	エピペン投与	0	0	0	0	0
	ブドウ糖投与	43	0	0	0	43
	薬剤投与	135	3	18	11	167
	その他の応急処置	11,287	876	2,575	2,454	17,192
合計		53,679	4,428	11,863	10,960	80,930

気道確保欄の(* 1)は経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数

(* 2)は喉頭鏡、鉗子等を使用して異物除去を行った件数

(* 3)は救急救命士がラリngeアルマスク等を使用して気道確保を行った件数

(* 4)は救急救命士が気管挿管処置を実施して気道確保を行った件数

(13-2) 応急処置状況

◇救急隊員が負傷者（不搬送）に現場で行った応急処置

令和6年

事故種別		急病事故	交通事故	一般負傷	その他	合計
現場応急処置対象者		2,814	231	492	157	3,694
応急処置内容	止血	15	0	9	1	25
	固定	0	4	5	1	10
	人工呼吸	2	0	0	0	2
	胸骨圧迫	1	0	0	1	2
	心肺蘇生	5	0	0	0	5
	酸素吸入	10	1	0	1	12
	気道確保	7	0	0	0	7
	(* 1)	0	0	0	0	0
	(* 2)	0	0	0	0	0
	(* 3)	0	0	0	0	0
	(* 4)	0	0	0	0	0
	保温	6	2	4	5	17
	被覆	10	33	74	12	129
	在宅療法継続	10	0	1	0	11
	ショックパンツ	0	0	0	0	0
	除細動	0	0	0	0	0
	静脈路確保	1	0	0	0	1
	(うちCPA前)	0	0	0	0	0
	(うちCPA後)	0	0	0	0	0
	血圧測定	2,525	221	439	126	3,311
	聴診器	530	45	59	19	653
	血中酸素飽和度の測定	2,634	227	475	133	3,469
	心電図	1,130	76	123	39	1,368
	β刺激薬投与	0	0	0	0	0
	血糖測定	53	1	0	0	54
	エピペン投与	0	0	0	0	0
	ブドウ糖投与	1	0	0	0	1
	薬剤投与	0	0	0	0	0
	その他の応急処置	2,404	182	402	99	3,087
合計		9,344	792	1,591	437	12,164

気道確保欄の(* 1)は経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数

(* 2)は喉頭鏡、鉗子等を使用して異物除去を行った件数

(* 3)は救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数

(* 4)は救急救命士が気管挿管処置を実施して気道確保を行った件数

救 助 編

救助統計

1 救助活動状況

令和6年中における救助出動件数は89件でした。

事故種別ごとの出動件数は「火災事故」が6件（6.7%）、「火災事故以外の救助事故」が83件となっています。事故種別のうち、「火災事故以外の救助事故」を見ると、出動件数が最も多いのは「交通事故」によるものが最も多く34件で、全体の38.2%を占めています。

活動件数については、「交通事故」が22件と最も多く、全体の36.1%を占めており、次いで「その他の事故」が18件となっています。

年別件数 事故種別	令和6年中			令和5年中			前年比較		
	出動件数	活動件数	救助人員	出動件数	活動件数	救助人員	出動件数	活動件数	救助人員
合 計	89	61	67	74	54	57	15	7	10
火 災 事 故	6	6	4	7	7	8	▲1	▲1	▲4
交 通 事 故	34	22	25	24	15	15	10	7	10
水 難 事 故	14	10	11	8	7	11	6	3	
水害等自然災害	2	2	2				2	2	2
機械等による事故	3	2	2	3	1	1		1	1
建物等による事故	1	1	1				1	1	1
ガス及び酸欠事故									
破 裂 事 故									
その他の事故	29	18	22	32	24	22	▲3	▲6	

※その他の事故とは、上記事故種別に含まれない山岳救助や屋内・屋外での挟まれ事故等をいう。

2 月別救助出動件数

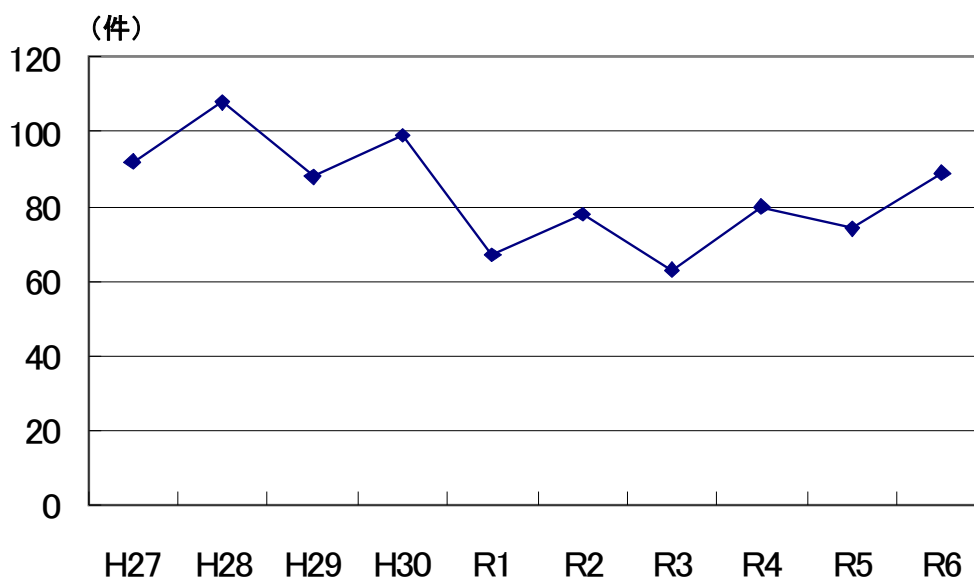
月別の出動件数は、3月及び7月が12件、10月が11件となっています。
令和6年

事故種別 月別	火災 事故	交通 事故	水難 事故	自然 災害	機械 事故	建物 事故	ガス 酸欠	破裂 事故	その他	計
1 月		4	2		1				2	9
2 月		3	2						1	6
3 月	2	6	1						3	12
4 月		2				1			2	5
5 月		1							2	3
6 月	1	2	1							4
7 月		4	2						6	12
8 月		2	1	2					3	8
9 月		3							5	8
10 月	1	2	4		1				3	11
11 月	1	2	1		1					5
12 月	1	3							2	6
合 計	6	34	14	2	3	1			29	89

3 過去10年間の救助出動件数

平成27年から令和3年までは増減を繰り返しながら減少傾向にありした。令和4年以降は増加傾向となっており、令和6年については前年に比べ20.3%増加しています。

年別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	92	108	88	99	67	78	63	80	74	89



4 過去5年間の救助人員

過去5年間の平均は、活動件数52.4件、救助人員は52.4人となっています。

区 分 年 別	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
令和 2 年	49件	8.9	48人	11.6
令和 3 年	41件	▲16.3	37人	▲22.9
令和 4 年	57件	39.0	53人	43.2
令和 5 年	54件	▲5.3	57人	7.5
令和 6 年	61件	12.9	67人	17.5
年間平均	52.4件		52.4人	

5 事故発生場所別救助人員

事故発生場所別救助人員については、『屋外』の「その他の道路」が20人（29.9%）と最も多く、次いで『屋外』の「内水面」が14人（20.9%）、『屋外』の「山岳」が8人（11.9%）となっています。

令和6年												
事故種別 区 分		火災事故		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	合 計
		建物	建物以外									
屋 内	住 居	4				1		1			3	9
	その他の屋内											
屋 外	道 路	高速自動車国道										
		その他の道路			18		1				1	20
	水 面	内 水 面			1	9					4	14
		外 水 面				2						2
	山 岳										8	8
	その他の屋外			6			2				3	11
地 下												
そ の 他											3	3
計		4		25	11	2	2	1			22	67

6 地区別救助出動件数

地区別の救助出動件数については、赤江地区が12件（13.5％）で最も多く、次いで中央地区と木花地区がそれぞれ9件（10.1％）となっています。

令和6年			
地区別	出動件数	地区別	出動件数
中央	9件	大淀	4件
大宮	5件	赤江	12件
櫛	5件	生目	1件
住吉	1件	木花	9件
北(瓜生野)	2件	青島	4件
北(倉岡)	1件	清武	4件
高岡	6件	田野	8件
国富	8件	佐土原	5件
綾	4件	管轄外(※)	1件
		合 計	89件

※管轄外は応援協定に基づく出動等。

7 管区別の救助事故発生件数

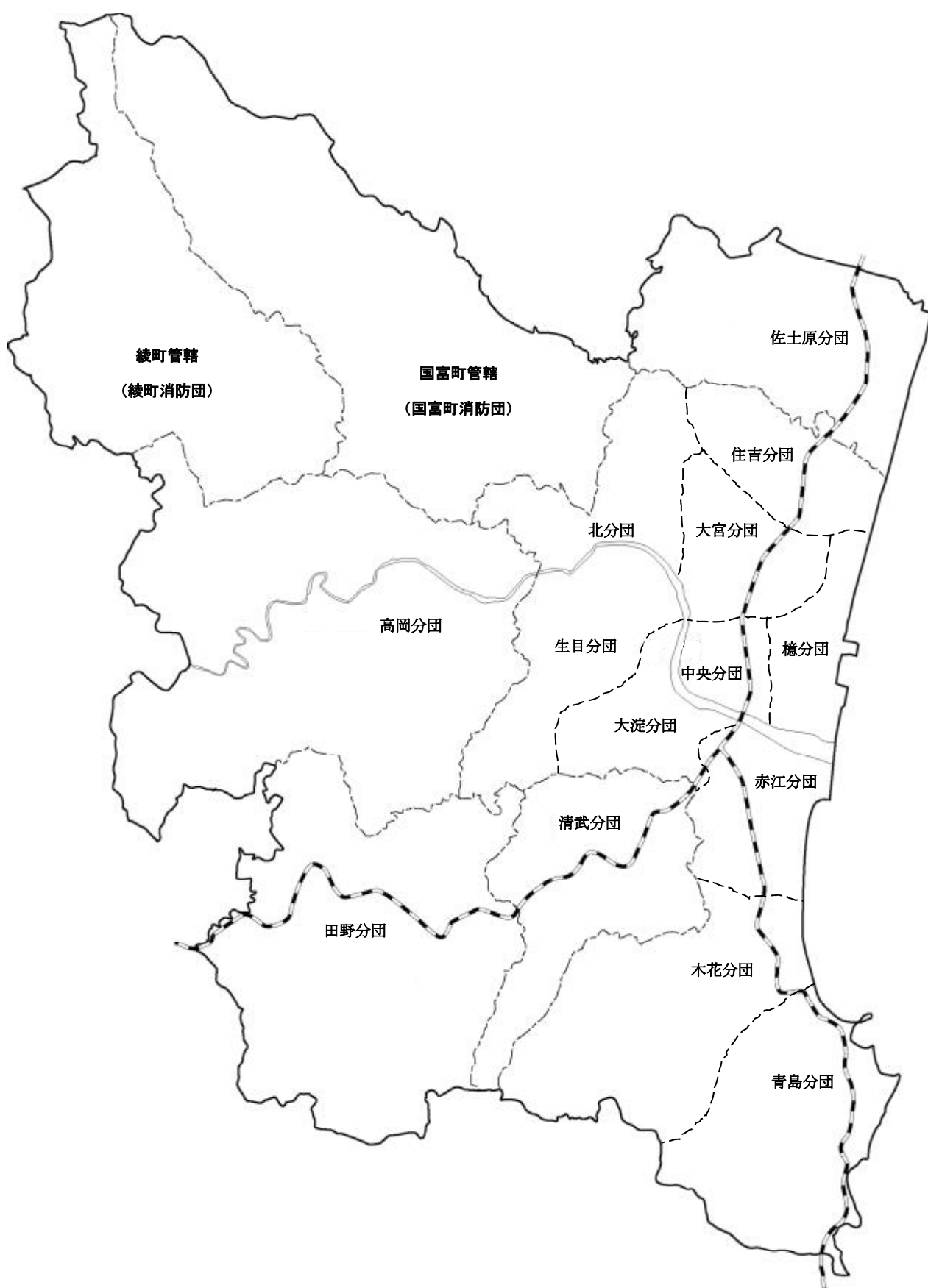
管区別では、北署管区内で46件（51.7％）発生しており、南署管区内で42件（47.2％）、その他で1件（1.1％）発生しています。

令和6年							
北署管区内	管 区 別 件数 人員	北管区	東管区	北部管区	西部管区	住吉管区	小 計
	出動件数	8	7	6	19	6	46件
	活動件数	4	6	4	16	2	32件
	救助人員	3	6	4	20	3	36人
南署管区内	管 区 別 件数 人員	南管区	中部管区	南部管区	青島管区	小 計	その他 (※)
	出動件数	21	4	8	9	42件	1
	活動件数	15	2	7	5	29件	0
	救助人員	17	2	7	5	31人	0
総計	出動件数	89件					
	活動件数	61件					
	救助人員	67人					

※その他は応援協定に基づく出動等。

消防団編

宮崎市消防団配置図



消防団の沿革

宮崎市の消防団は、明治以前より六ヶ町村に町村名で呼ぶ町火消しが存在していた。明治6年廃藩置県に呼応して青壮年による消防組が生まれ、各組とも独自の組織となって消防に従事したのが今日の組織ある消防の始まりとも言うべきである。

明治23年2月新道（今の宮崎市旭一丁目あたり）の消防組を、当時宮崎県庁内にあった宮崎警察署の備付消防組として新道消防組が発足し、それに前後して次々と7部の消防組が創設された。

明治27年2月勅令により消防組規則が制定され、当時の部制を以て宮崎町消防組が組織された。

その後、周辺町村の合併などにより組織体制の改編を繰り返し、令和7年4月1日時点で1団16分団150部、消防団員条例定数2,493人（実団員数2,271人）の組織体制となっています。

明治27年	2月	勅令により消防組規則が制定され、当時の部制を以て宮崎町消防組が組織された。
		初代組頭に宮内伝次郎氏が任命された。
明治32年	3月	第2代組頭に渡辺辰五郎氏が就任。
明治35年	1月	第3代組頭に長谷川市之助氏が就任。
明治39年	1月	第4代組頭に赤井鋭太郎氏が就任。
明治44年	3月	第5代組頭に荒川畠市氏が就任。
大正5年	3月	第6代組頭に吉岡弁蔵氏が就任。
大正7年	1月	宮崎警察署が移転し、新道消防組の警察署備付が解かれた。新たに8部の消防組が編成された。
大正8年	1月	第7代組頭に荒川宗市氏が就任。
大正10年	1月	第9部が設置された。
大正10年	5月	第8代組頭に高島嘉一郎氏が就任。
大正10年		2月に第1部へ、5月に第3部へガソリンポンプを、10月に第8部へ蒸気ポンプを購入し機械化の一步を踏み出す。
大正11年	2月	第10部が設置された。各部には消防員50人から60人が所属していた。
大正13年	4月	宮崎町、大淀町及び大宮村の廃置分合を行い、市制を施行した。当時は、面積45.15km ² 、人口42,920人であった。
		北部消防組、中央消防組、南部消防組の3消防組29部で宮崎市消防組の創設を見る。
		宮崎市消防組頭は、収入役の高島嘉一郎氏が兼務。
大正15年	1月	宮崎市と4町村連合消防出初式が行われた。
昭和2年	5月	宮崎市初のポンプ自動車（第4部（末広町、大工町、松橋））に配備する。
昭和3年	3月	第9代組頭に川野雄三氏が就任。
昭和7年	1月	市消防組がはじめて上水道利用による放水試験を行った。
昭和7年	4月	檉村の編入合併で消防組が改組され、4消防組34部となる。
昭和7年	8月	市消防組が改組され、4消防組23部となる。
昭和7年10月		宮崎市常備消防部が設置され、部長以下19人と消防車2台を配備した。
昭和12年	4月	常備消防部が、南詰め所と北詰め所へ運転手と消防手を1人ずつ常時勤務させることにした。
昭和14年	4月	宮崎県が警防団令施行細則を制定。宮崎市消防組を宮崎市警防団と改称。これにより組頭を団長、副組頭を副団長、部頭を部長、小頭を班長、消防手を団員と改めた。
		初代警防団長に組頭の川野雄三氏が就任。

昭和18年	4月	赤江町の編入合併により分団制を採用。中央、大淀、大宮、櫛、赤江の5分団を編成。警防団長、副団長、各分団の分団長を最高幹部とし、総団員1,650人となる。
昭和20年	3月	戦時警防の守りを固めるため、宮崎市警防団本部が設置され、団長、本部付副団長、本部付部長が各1人ずつ、班長、連絡員が各2人ずつ配置された。
昭和20年	5月	警防団員 金丸伊織氏が防空壕建設資材を運搬中、爆撃機の直撃を受け殉職。
昭和20年	6月	警防団員 児玉伊織氏が空襲により殉職。
昭和22年	10月	宮崎県消防協会が発足した。
昭和23年	3月	7日 消防組織法が施行された。
昭和23年	4月	市常備消防部内に宮崎市消防本部が設置された。
昭和23年	6月	市常備消防部が宮崎市消防署に昇格した。
昭和23年	8月	10日 消防団令の公布により、宮崎市警防団を宮崎市消防団に改称した。1本部5分団33部団員数1,704人となる。
昭和23年	9月	第2代団長に川野芳満氏が就任。
昭和24年	7月	27日 消防組織法の施行に伴い、宮崎市消防団条例が制定され新制度の消防団が発足した。
昭和26年	4月	第3代団長に恒吉忠蔵氏が就任。
昭和26年	12月	瓜生野、木花、青島、倉岡の4ヵ村の編入合併で消防団を改組し、分団制を編成した。
昭和27年	3月	副団長を2人増し、9分団57部 団員数1,612人となる。
昭和27年	11月	非常招集を受け、出場中の消防団車がロータリーで横転し、消防団員 長友周一郎氏が殉職、12人が重軽傷を負った。
昭和32年	4月	(財)日本消防協会会長より表彰旗を授与。
昭和32年	10月	第4代団長に津村信男氏が就任。
昭和33年	2月	副団長を2人減員し3人に変更。
昭和38年	4月	住吉村の編入合併で、10分団63部1,779人となる。
昭和43年	4月	第5代団長に川野満雄氏が就任。
昭和43年	8月	生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。
昭和44年	4月	第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が就任。
昭和46年	1月	第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。
昭和47年	9月	第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。
昭和53年	4月	住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。
昭和53年	7月	第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し優勝した。
昭和54年	9月	赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。
昭和54年	10月	火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与した。
昭和55年	3月	宮崎市消防団旗を新調。
昭和56年	1月	宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舍周辺の警備を実施。
昭和56年	6月	宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舍周辺の警備を実施。
昭和60年	8月	夏季大会、秋季大会等に288人の団員が警備にあたった。
平成元年	9月	宮崎市消防団が日本消防協会会長表彰 竿頭綬を受賞した。
		大淀分団員で結成したラッパ隊35人が、7日に行われた宮崎市消防出初式で初めて吹奏した。
		第8代団長に小八重成夫氏が就任。
		第9代団長に高吉富夫氏が就任。
		大淀分団に第7部を配置、11分団74部となる。
		女性消防団員を30人採用し、消防団本部付とした。

平成 5 年 3 月	消防団専用の無線基地が竣工し運用を開始した。
平成 5 年 4 月	消防団員条例定数を 1,401 人から 1,600 人に増員した。
	女性消防団員の条例定数を 30 人から 85 人に増員し採用した。
平成 5 年 9 月	女性消防団を本部付分団に改称し 1 分団 6 部に改編。これにより 12 分団 80 部となる。
	大淀分団に第 8 部を配置、12 分団 81 部となる。
平成 6 年 3 月	消防庁長官表彰を授与。
平成 7 年 4 月	赤江分団に第 10 部を配置、12 分団 82 部となる。
平成 7 年 10 月	全国女性消防団員活性化宮崎大会を開催。全国から 2,000 余人の参加があった。
平成 8 年 2 月	日本消防協会最高栄誉賞の特別表彰「まとい」を受賞した。
平成 9 年 4 月	青島分団を改編し第 4 部と第 7 部を統合した。これにより 12 分団 81 部となる。
平成 10 年 4 月	赤江分団に第 11 部を配置、12 分団 82 部となる。
平成 10 年 10 月	九州で初めての消防団音楽隊を 1 分団 3 部 45 人で結成した。これにより 13 分団 85 部となる。
平成 11 年 2 月	第 10 代団長に日高正利氏が就任。
平成 11 年 11 月	「第 1 回消防と音楽のつどい」を開催した。
平成 12 年 4 月	太平洋・島サミット開催に伴う、特別警戒の実施。
平成 12 年 7 月	九州・沖縄サミット宮崎外相会合が開催され特別警備を実施。期間中、延べ 339 人の団員が警備にあった。
平成 13 年 3 月	赤江分団第 8 部に電動巻き上げ式のホース乾燥塔を設置した。
平成 13 年 4 月	第 11 代団長に猪野藤光氏が就任。
平成 13 年 7 月	消防団員の処遇改善を図るため、消防団車庫にシャワー室を設定した。
平成 14 年 3 月	第 1 回、平常時における地域活動表彰を本部付分団が受賞した。
平成 15 年 3 月	青島分団及び檣分団に初めて C D-1 型消防車を配備した。
平成 16 年 4 月	第 12 代団長に鬼束茂基氏が就任。
平成 17 年 9 月	台風 14 号到来。(床上浸水 1,976 棟、床下浸水 403 棟)
平成 17 年 11 月	台風 14 号の功績により国土交通大臣表彰を受賞した。
平成 18 年 1 月	佐土原町、田野町、高岡町の編入合併により、「新宮崎市」誕生。
	合併協議により、当分の間、連合消防団(宮崎市消防団、宮崎市佐土原消防団、宮崎市田野消防団、宮崎市高岡消防団)とすることで、4 団 28 分団 132 部 2,350 名となる。
平成 18 年 1 月	第 13 代宮崎市消防団長に尾中代傳氏が就任。
	初代宮崎市佐土原消防団長に池田英治氏が就任。
	初代宮崎市田野消防団長に日高儀久氏が就任。
	初代宮崎市高岡消防団長に吉田光男氏が就任。
平成 18 年 2 月	台風 14 号の功績により消防庁長官表彰を受賞した。
平成 18 年 4 月	平成 18 年 1 月の合併により、支部編成も「宮崎市支部」から宮崎市に清武町を加え、「宮崎支部」となる。
平成 18 年 9 月	台風 14 号の功績により防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。
平成 19 年 4 月	第 2 代宮崎市高岡消防団長に鴨河貞夫氏が就任。
平成 19 年 6 月	全国初の機能別消防団員「水上バイク隊」創設(15 人)。
平成 21 年 4 月	連合消防団を廃止し、新たに宮崎市消防団として 1 団 22 分団 132 部 2,350 名となる。
平成 22 年 3 月	清武町の編入合併により、連合消防団(宮崎市消防団、宮崎市清武消防団)となる。
	初代宮崎市清武消防団長に坂元正和氏が就任。
平成 23 年 4 月	連合消防団から一団制消防団に移行。
	新たな宮崎市消防団組織は 1 団 17 分団 152 部 2,710 人となる。
平成 25 年 3 月	(財)日本消防協会会長より表彰旗を授与。

平成25年	4月	合併特例の期間を終え、1分団長、1副分団長体制となる。
平成26年	3月	尾中代傳氏が日本消防協会会長より特別功労章を授与。
平成26年	4月	第14代宮崎市消防団長に高橋昌久氏が就任。
平成27年	3月	宮崎市消防団と宮崎市消防局が消防庁長官表彰（竿頭綬）を受賞した。
平成28年	3月	瓜生野分団第4部、田野分団第14部を廃止（隣接部へ統合）。
		1団17分団150部となる。
平成30年	4月	瓜生野分団と倉岡分団を統合し、北分団を新設。
		1団16分団150部となる。
平成30年	5月	宮崎県消防協会会長に高橋昌久団長が就任。
平成30年12月		学生の消防団員が相当数増加したとして、総務大臣より感謝状を授与。
平成31年	3月	宮崎市消防団が日本消防協会会長表彰（竿頭綬）を受賞した。
平成31年	4月	機能別団員として、大規模災害団員を創設（定数112名）。
		高岡分団の定数を198名、清武分団の定数を322名、女性分団の定数を80名に変更。
		1団16分団150部2,754名となる。
令和2年	3月	消防団員が相当数増加したとして、総務大臣より感謝状を授与。
		宮崎市消防団が宮崎県知事表彰（優良消防団）を受賞した。
令和3年	3月	高橋昌久氏が日本消防協会会長より特別功労賞を授与。
令和3年	6月	日本消防協会理事に高橋昌久団長が就任。
令和6年	4月	条例を改正し、消防団の条例定数が2,493名となる。



消すぞうくん

入団日：平成17年4月1日



ケスミーちゃん

入団日：平成30年4月1日

消防団の組織体制

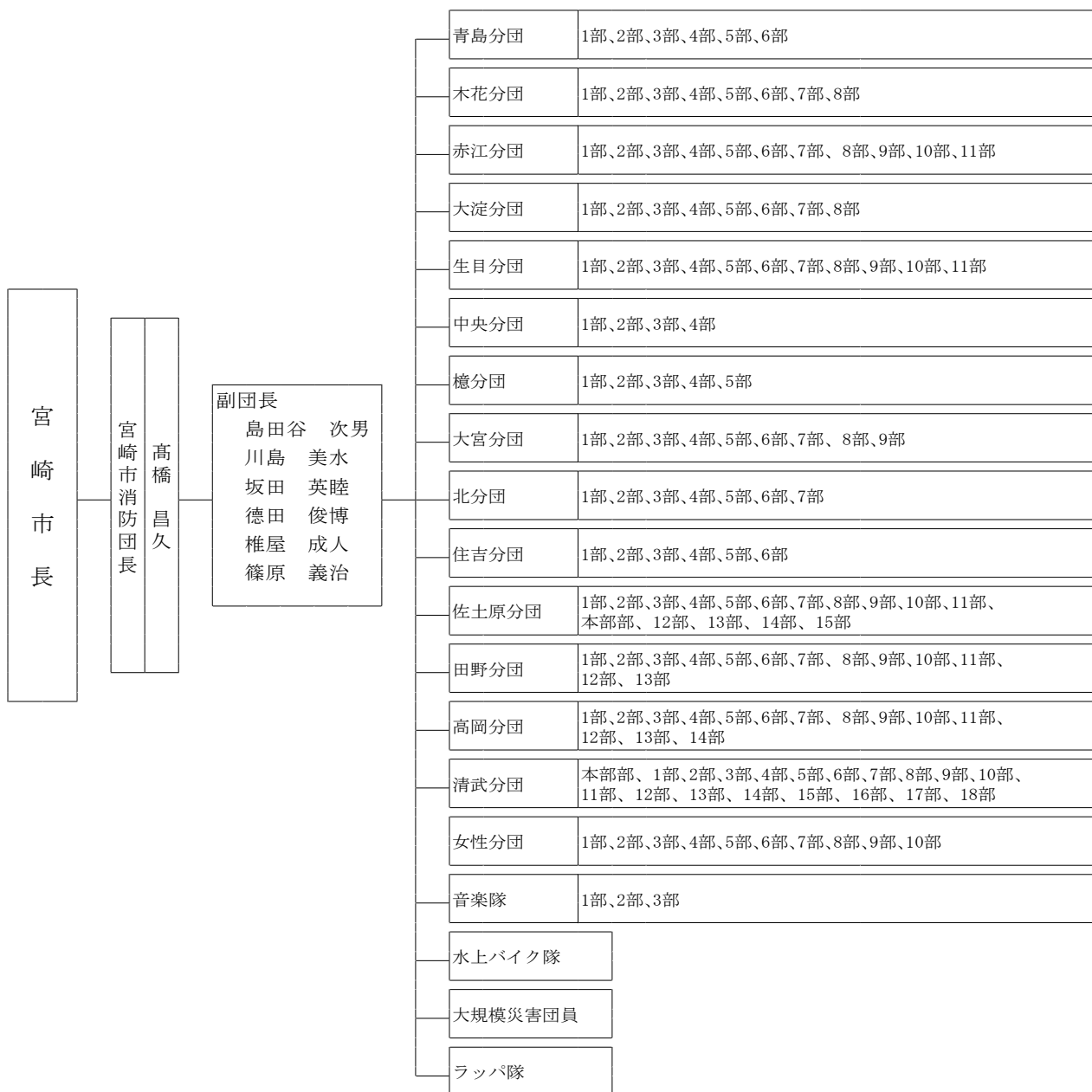
1 消防団の概要

消防団は、郷土愛護の精神を基調としており、地域に密着した防災活動機関です。

消防団員は、日常は各自の職業に従事しながら、火災時には、消火活動や鎮火した後の警戒などを、風水害時には河川の氾濫や土砂崩れの監視などを行います。また、平常時は行方不明者の搜索や地域の行事・祭りなどの警戒といった地域に密着した地域防災のリーダーとして活動しています。

宮崎市消防団は、明治のはじめから規則等の改正や周辺町村の編入合併による組織体制の改編や、変化する社会情勢に柔軟に対応するために組織の強化を図り、令和6年4月1日より、1団16分団150部、2,493人（条例定数）の組織体制となっています。

2 消防団機構図



消防団員の身分等

宮崎市の消防団員は、日常は各人の生業に携わりながら、災害時や訓練の際にその都度招集されて消防活動に従事する非常勤の団員です。地方公務員法上特別職の地方公務員とされ、消防団員の身分関係は消防組織法と宮崎市の条例で定められています。

○消防団に関する宮崎市の条例

- ・宮崎市消防団の設置等に関する条例
- ・宮崎市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例
- ・宮崎市消防団員等公務災害補償条例
- ・宮崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 など

1 消防団員の年額報酬

消防団員には、各消防団、階級に応じて下記の報酬が支払われます。令和6年度は、2,355人に85,433千円が支払われました。

年額報酬支払状況

単位：千円

年 度	R6	R5	R4
支払対象者数	2,355	2,399	2,593
支 払 総 額	85,433	86,784	91,079

階級別年額報酬（令和6年度）

単位：円

階 級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
金 額	130,000	90,000	80,000	64,000	55,000	37,000	36,500

※機能別団員にあつては、5,000円。

2 消防団員の出勤報酬

消防団員には、水火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したとき1回につき4,000円を支給しております。ただし、1回あたりの出動が4時間を越えた場合は、4時間まで毎に4,000円を加算した額を支給しております。また、訓練その他の消防業務に従事したときは、1回につき3,700円を出動報酬として支給しております。令和6年度は、団員が延べ22,350回出動し、93,242千円が支払われました。

消防団員の出勤状況及び出勤報酬支払状況（令和6年度）

	合計	火災	風水害等	訓練	講習	団行事その他
出動回数（回）	22,350	3,720	3,410	7,569	1,250	6,401
支払総額（千円）	93,242	16,428	20,500	28,005	4,625	23,684

3 消防団員の公務災害補償制度

この制度は、消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、あわせて被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業を行い、被災団員及びその遺族の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。

(1) 損害補償の種類

①療養補償 ②休業補償 ③傷病補償年金 ④障害補償 ⑤介護補償 ⑥遺族補償 ⑦葬祭補償

(2) 福祉事業の種類（21種類、主なものを掲載）

①外科後処置 ②補装具 ③アフターケア ④休業援護金 ⑤奨学援護金 ⑥障害特別支給金

公務災害発生状況

単位：件

年 度	R6	R5	R4
合 計	4	2	2
災 害 活 動	0	0	1
訓 練 中	2	2	1
そ の 他	2	0	0

4 退職報償金支給制度

この制度は、消防団員の処遇改善を図るため、昭和30年代から顕在化してきた団員の減少という情勢をふまえ、その確保対策として永年その職にたずさわってきたことの労苦に報いるため、昭和39年度に創設されました。

退職報償金は5年以上勤務して退職した消防団員（死亡による退職者には、その遺族）に対し、階級及び勤務年数に応じ200千円から979千円が支給されます。

令和6年度は、98人に対し40,254千円が支給されました。

退職報償金支払状況

単位：千円

年 度	R6	R5	R4
支払対象者数	98	87	197
支 払 総 額	40,254	37,141	72,995

5 家族功労金支給制度

この制度は、永年消防団員の活動に協力援助し消防に対する功労があると認められる親族に対して、感謝状にあわせて賞金（家族功労金）を贈る制度で、平成7年度から行っています。

家族功労金は10年以上勤務し退職した消防団員の親族に対し、協力援助年数に応じて40千円から150千円が授与されます。

令和6年度は、68人に対し6,200千円が授与されました。

家族功労金支払状況

単位：千円

年 度	R6	R5	R4
支払対象者数	68	64	131
支 払 総 額	6,200	6,240	10,720

6 消防団員の共済・年金制度

宮崎市消防団員は、公益財団法人 日本消防協会が運営・支援する共済・年金制度に加入しています。消防局の消防団事務担当者が加入・契約や支払請求の事務手続きを行っています。

(1) 福祉共済制度

消防団員が死亡し、又は障害を受けた場合に、その家族の生活を守るための共済制度を確立することを目的として実施し、弔慰金、重度障害見舞金、障害見舞金、入院見舞金を支払います。当市消防団では、全員が加入し掛金は自己負担です。

- 掛金 3, 000円
- 見舞金等の支給額
 - ・弔慰金、重度障害見舞金（公務によるもの） 2, 300万円
 - ・遺族援護金、生活援護金（公務外によるもの） 100万円
 - ・障害見舞金（障害等級により）…………… 6万円から50万円
 - ・入院見舞金（7日以上入院した場合）…… 1日につき 1, 500円
- 運営 公益財団法人 日本消防協会

(2) 火災共済制度

消防団員の福利厚生をはかるため、共同互助の精神に基づいて、不慮の災害による損害を補償するとともに、生活の文化的、経済的改善を図ることを目的としています。当市消防団では、全世帯が加入し掛金は自己負担です。

- 掛金等（当市消防団の現状）
 - ・B型 全団員が出資金2口・200円。掛金10口・1, 000円で契約しています。
- 共済金
 - ・B型 150万円
- 運営の主体 全日本消防人共済会（（公財）日本消防協会支援）

(3) 消防個人年金

消防団活動を通じて「社会公共のために尽くした人が、報われるように」という趣旨のもとに、団員を生涯処遇しようという考えで創設されたもので、団員の老後の生活安定と福祉の向上に資するための制度です。

- 掛金等
 - ・月払は10口1万円（年間12万円）から千円単位で、半年払は10口1万円（年間2万円）から千円単位で加入できます。
 - ・納付は口座振替とし、年1回、加入者の指定する口座から自動振替えします。
- 年金開始年齢
 - ・満65歳です。
- 年金の種類
 - ・年金 10年確定年金、15年確定年金又は10年保証期間付終身年金
 - ・一時金 脱退一時金又は遺族一時金
 - ・特別年金
 - ・遺族年金
- 運営 公益財団法人 日本消防協会

分団別消防団員数及び消防自動車

区 分		合 計	団本部	青 島	木 花	赤 江	大 淀	生 目	中 央	櫛	大 宮	北	住 吉
条例定数		2,493	7	104	144	178	150	203	65	102	165	134	122
実 団 員	合 計	2,271	7	97	131	165	131	188	64	99	149	128	113
	団 長	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	副 団 長	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	分 団 長	16	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	副分団長	16	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	部 長	150	-	6	8	11	8	11	4	5	9	7	6
	班 長	427	-	18	24	33	24	33	12	15	27	21	18
	団 員	1,655	-	71	97	119	97	142	46	77	111	98	87
消 防 自 動 車	合 計	143	0	7	8	11	8	11	4	5	9	7	6
	ポンプ車	15	-	2	-	-	3	2	2	2	1	-	-
	積 載 車	120	-	4	8	11	5	9	2	3	8	7	6
	タンク車	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

入団・退団状況

区分	宮崎市消防団
令和6年4月1日 団員数	2,309
令和6年度 退団者数	127
令和6年度途中入団者数	56
令和7年度 入団員数	32
令和7年度 再入団者	1
令和7年4月1日 団員数	2,271

令和7年4月1日現在

佐土原	田 野	高 岡	清 武	女性 分団	音楽隊	水上 バイク隊	大規模 災害団員
234	203	167	254	90	45	14	112
225	184	141	217	72	42	15	103
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	1	1	1	1	-	-
1	1	1	1	1	1	-	-
16	13	14	19	10	3	-	-
48	39	42	57	10	6	-	-
159	130	83	139	50	31	15	103
19	14	15	19	-	-		-
1	1	-	1	-	-		-
13	12	14	18	-	-		-
2	1	1	-	-	-		-
3	-	-	-	-	-		-

※ ポンプ車…消防ポンプ自動車

積 載 車…小型ポンプ積載消防自動車

タンク車…水槽付き消防ポンプ自動車

その他…バイク

消防団員の階級別年齢構成

令和7年4月1日現在

区分	合計	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上
合 計	2,271	3	171	511	922	475	189
団 長	1	—	—	—	—	—	1
副 団 長	6	—	—	—	—	3	3
分 団 長	16	—	—	—	6	10	—
(女 性)	1	—	—	—	—	1	—
副 分 団 長	16	—	—	1	13	2	—
(女 性)	1	—	—	—	—	1	—
部 長	150	—	8	45	67	25	5
(女 性)	11	—	3	1	2	3	2
班 長	427	—	30	144	180	62	11
(女 性)	15	—	1	1	7	5	1
団 員	1,655	3	133	321	656	373	169
(女 性)	80	—	16	9	22	17	16

※下段は女性団員で内数

消防団員の分団別年齢構成

令和7年4月1日現在

区分	合計	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	平均年齢
合 計	2,271	3	171	511	922	475	189	44.8
団本部	7	—	—	—	—	3	4	62.0
青島	97	—	4	32	30	23	8	44.5
木花	131	—	6	37	54	31	3	43.3
赤江	165	1	8	24	60	48	24	48.4
大淀	131	—	8	22	49	41	11	46.6
生目	188	—	12	54	101	21	—	41.5
中央	64	1	11	7	19	22	4	44.6
檉	99	—	3	19	40	26	11	46.7
大宮	149	—	3	28	67	40	11	46.7
北	128	—	4	33	55	30	6	45.0
住吉	113	—	8	34	41	28	2	42.3
佐土原	225	—	26	58	104	35	2	41.4
田野	184	—	15	65	96	8	—	40.2
高岡	141	1	13	25	65	37	—	43.4
清武	217	—	28	61	98	29	1	41.1
女性	72	—	14	4	17	20	17	47.4
音楽隊	42	—	7	8	17	6	4	42.1
水上バイク隊	15	—	1	—	6	5	3	50.7
大規模災害団員	103	—	—	—	3	22	78	65.1

消防団員の階級別勤続年数構成

令和7年4月1日現在

区分	合計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
合 計	2,271	331	489	401	411	320	216	103
団 長	1	－	－	－	－	－	－	1
副 団 長	6	－	－	－	－	－	2	4
分 団 長	16	－	－	1	2	6	4	3
(女 性)	1	－	－	－	－	1	－	－
副 分 団 長	16	－	－	3	6	5	2	－
(女 性)	1	－	－	1	－	－	－	－
部 長	150	8	33	45	30	23	8	3
(女 性)	11	4	3	1	1	1	1	－
班 長	427	55	106	92	83	50	29	12
(女 性)	15	2	5	3	1	2	2	－
団 員	1,655	268	350	260	290	236	171	80
(女 性)	80	25	17	10	10	12	6	－

※下段は女性団員で内数

消防団員の分団別勤続年数構成

令和7年4月1日現在

区分	合計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	平均 勤続年数
合 計	2,271	331	489	401	411	320	216	103	14.1
団本部	7	－	－	－	－	－	2	5	34.4
青島	97	21	27	11	14	13	4	7	12.6
木花	131	12	25	27	29	18	12	8	15.2
赤江	165	27	26	31	26	25	19	11	15.0
大淀	131	30	28	21	24	14	9	5	12.3
生目	188	24	41	42	38	30	12	1	13.1
中央	64	19	13	10	6	8	4	4	12.1
檜	99	17	13	18	14	9	17	11	16.5
大宮	149	17	27	37	31	16	13	8	14.5
北	128	10	33	27	31	11	10	6	14.3
住吉	113	12	20	25	21	13	16	6	15.4
佐土原	225	36	35	39	48	41	17	9	14.4
田野	184	13	19	44	52	35	19	2	15.8
高岡	141	13	32	21	15	29	19	12	16.4
清武	217	31	34	29	43	39	33	8	15.7
女性	72	26	15	14	8	8	1		9.3
音楽隊	42	5	10	3	4	11	9		15.4
水上バイク隊	15	4	2	2	7				11.6
大規模災害団員	103	14	89						5.4

消防団員の職業構成

令和7年4月1日現在

合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸通信業	卸売小売業 飲食店	専門学校生
	463	13	25	4	426	129	77	75	186	4
2,271	金融 保険業	不動産業	サービス業	国家公務員	地方公務員	特殊法人等 公務員に準 ずる職員	分類不能の 産業	その他	日本郵政 グループ	大学生
	26	9	317	1	103	133	10	239	12	19

消防団員の就業形態

令和7年4月1日現在

合計	被用者	自営業者			その他		
		被用者の ある 業主	被用者の ない 業主	家族 従業者	役員	家庭 内職者	その他
2,271	1,313	128	188	407	73	9	153

広域消防団の現勢

令和7年4月1日現在

区 分		合 計	国富町	綾町
条 例 定 数		549	339	210
実 団 員	合 計	517	326	191
	団 長	2	1	1
	副 団 長	4	2	2
	分 団 長	7	4	3(指導員)
	副 分 団 長	－	－	－
	部 長	29	20	9
	班 長	62	41	21
	団 員	413	258	155
消 防 自 動 車	合 計	36	24	12
	ポ ン プ 車	2	－	2
	積 載 車	26	20	6
	タ ン ク 車	1	－	1
	小 型 タ ン ク 車	－	－	－
	小 型 ポ ン プ	2	2	－
	可 搬 車	－	－	－
	広 報 車	4	2	2
	救 助 資 機 材 車	1	－	1

ポンプ車…消防ポンプ自動車

積載車…小型ポンプ積載消防自動車

タンク車…水槽付き消防ポンプ自動車

小型タンク車…小型ポンプ付水槽車

小型ポンプ…小型動力ポンプ

可搬車…可搬ポンプ積載車

消 防 年 報

(令和7年度版)

編集・発行 令和7年7月

宮崎市消防局総務課

〒880-0023 宮崎市和知川原一丁目6-4番地2

TEL (0985) 32-4901

URL http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/emergency/



急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

(2025年度 全国統一防火標語)